

提案第30号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、California州憲法に項を追加する。したがって、新規部分が明確となるよう、追加が提案されている条項は斜体で表記されている。

提案された法律

2012年学校および地方自治体の 公共安全保護に関する法令

第1項 表題

本法案は「2012年学校および地方自治体の公共安全保護に関する法令」と称され、引用されるものとする。

第2項 認定

(a) 過去4年間にわたり、California州は教育および警察、消防、ヘルスケアなど、州および地方政府の重要なサービスから56億ドル以上の資金を削減してきた。こうした資金削減により、教員の一時解雇、クラスあたりの生徒数増加、カレッジ授業料の引き上げ、警察による保護の低減、火災発生時の消防車応答時間の増大、刑務所の過密状態の悪化、仮出所者の監督機能の大幅な低下といった問題が発生している。

(b) これらの重要なサービスに対する資金削減、California州に居住する高齢者、中産階級家庭、子供、大学生、中小事業に特に深刻な影響を与えており、教育やその他の必要なサービスをこれ以上削減することは不可能である。

(c) 資金削減と厳しい選択を余儀なくされたこの数年を無駄にしないためにも、我々は直ちにCalifornia州を立て直す必要がある。新たな税収の拡大は、California州の軌道を修正し、成長と成功を可能にするための将来への投資となるものである。

(d) 2012年学校および地方自治体の公共安全保護に関する法令は、California州の税制の公平化を目指すものである。現在、労働者家庭が生活難に苦しむ一方、富裕層はかつてない所得上昇を享受している。したがって、所得に見合う公平な税金を支払うよう富裕層に求めることは当然のことである。

(e) 2012年学校および地方自治体の公共安全保護に関する法令では、税金を支払う余裕が最もある高所得者の所得税を引き上げる。また、昨年実施された一部消費税の徴収を一時的に中止し、全体的な所得税率を2011年初頭よりも低く維持する。

(f) 本法案の新税は一時的なものである。California州憲法の下、0.25セントの消費税増税は4年間、富裕層の所得税増税は7年間実施される。

(g) 新税収は地域の学校区およびコミュニティカレッジに直接充当されることがCalifornia州憲法で保証されている。市および郡は、地域の警察や児童保護サービスといった公共安全プログラムへの継続的な資金提

供が保証されている。これにより州の財政に余裕が生まれ、予算の均衡に用いたり、高齢者や労働者家族、中小企業向けサービスに対するより大規模な資金削減を防止することができるようになる。つまり、全住民がその効果を享受できるものである。

(h) 投票者の意図どおりに資金が使用されることを保証するため、資金は州議会の管理下でない専用口座に入金される。これらの新しい税収が州の官僚組織または管理組織に充当されることは一切ない。

(i) これらの資金に対しては、学校および公共の安全にのみ使用されていることを確認するため、独立機関による年次監査が実施される。資金を不正使用した公職者は犯罪訴追の対象となり、懲罰が科される。

第3項 目的と意図

(a) 本法案の主な目的は、富裕層の所得税率を引き上げ公平化することにより、学校および地方自治体の公共安全を保護することである。本法案により、資金は州の管理から切り離され、州憲法の下で学校および地方自治体の公共安全に特化した専用口座に入金される。

(b) 本法案は、数十億ドルという恒久的な支出削減をもたらした州予算案を基にしている。

(c) 本法案は、予算の均衡を図り、高齢者や労働者家族、中小企業向けサービスに対するより大規模な資金削減を防止する一方で、学校およびコミュニティカレッジ、公共安全に対して確実な資金を保証するものである。

(d) 本法案は、地方自治体の公共安全プログラムの管理、ならびにこれらプログラムの財源を州から地方自治体へと移行させる上で、憲法上の保護を付与する。また、学校に対しては移行前の金額よりも多くの資金を提供することで、学校に不利益が生じないことを保証する。

(e) 本法案は、新たな歳入が管理費ではなく授業の支出に充当されるよう、学校区に直接送金されることを保証する。州予算にどのような変更があろうとも、この学校資金を停止または凍結することはできない。

(f) 本法案によりもたらされた歳入は、地域機関および独立した機関による年次監査を実施することで、学校および地方自治体の公共安全にのみ使用されていることを保証する。

第4項 California州憲法第XIII条に第36項を以下の通り追加する。

第36項 (a) 本項の目的において、

(1) 「公共安全サービス」には以下が含まれる。

(A) 法執行機関職員、刑事訴訟を専門とする弁護士、法廷警備員を含む公共保安職員の採用および研修。

(B) 地方の刑務所の管理、ならびに少年および成人犯罪者に対する住居、医療、サービスの提供、これら犯罪者の監督。

(C) 児童虐待または放置、児童労働搾取の防止、児童虐待または放置、児童労働搾取の対象となった、あるいは対象となる可能性がある子供および青少年、その家族へのサービスの提供、養子縁組サービスの提供、成人保護サービスの提供。

(D) 学校中退、自己および他者に対する暴力行動、予防可能な投獄または収容の削減を目的とした、子供および成人への精神衛生サービスの提供。

(E) 薬物乱用の防止、薬物乱用者への対応およびリカバリサービスの提供。

(2) 「2011年再編法」とは、公共安全サービスの責任を地方の機関に割り当てることを意図した、2011年度再編という表題の州予算案を執行するために、2012年9月30日以前に制定された法案を意味する。本法案は、連邦法および州議会により制定された財政支援要件に準拠した範囲で、公共安全サービスの策定、管理、実施において最大限の柔軟性と管理権限を地方の機関に付与するものである。ただし、定期的な検診、診断と治療 (EPSDT: early periodic screening, diagnosis, and treatment) プログラムおよび精神衛生管理医療を除き、2012年1月1日以降に地方の機関に割り当てられた新しいプログラムは、2011年再編法に含まないものとする。

(b) (1) 細目(d)に規定されている場合を除き、会計年度2011-12年の発効以降、政府法規第30025項に従い次の金額が2011年度地方歳入基金に以下の通り入金される。

(A) 2011年7月1日時点の歳入課税法規の第6051.15項および第6201.15項で規定された税からのすべての歳入で、返還額を差し引いたもの。

(B) 2011年7月1日時点の歳入課税法規の第11005項で規定された自動車ライセンス手数料からのすべての歳入で、返還額を差し引いたもの。

(2) California州憲法第XVI条第8項の目的に照らし、2011年7月1日以降にパラグラフ(1)に従い入金された歳入は、一般財源歳入または税収とは見なさないものとする。

(c) (1) 2011年度地方歳入基金に入金された資金は引き続き、地方機関が提供する公共安全サービスの引当金にのみ充当される。また、2011年再編法が完全に実施されるまで、資金は地方機関に代わり公共安全サービスを提供する上で州が負担したプログラム関連費用の償還に当てることができる。資金の充当方法は、2011年再編成法で定めるものとする。

(2) 郡出納官、市郡出納官、他の適切な職員は、各郡および市郡の資産部の管理下において、2011年度郡地方歳入基金を創設するものとする。各2011年度郡地方歳入基金内の資金は、2011年再編法の規定に従い、地方機関により公共安全サービスの引当金にのみ使用される。

(3) 第XIII B条第6項または他のすべての憲法条項にかかわらず、2011年再編法により、あるいは本法案を執行するために採用された規制または州知事命令、行

政指導により義務付けられた地方機関への新しいプログラムまたはより高いレベルのサービスの委託は、同項の意義の範囲内で州に助成金の支払いを義務付ける指令を構成するものではない。政府法規の第5編第2節第1部の第9章(第54950項以下)に従い、公共安全サービスに関する責任を遂行するために地方機関が遵守すべき要件、あるいはその他の事項は、第XIII B条第6項に基づく払い戻し可能な委託ではない。

(4) (A) 2012年9月30日以降に制定された法案で、2011年再編法により委託されたプログラムまたはサービスレベルに関連して地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果があるものは、州が経費増大に対して年間財政支援を行う場合に限り、地方機関に適用されるものとする。また地方機関は、本サブパラグラフに示された法案で規定されているプログラムまたはサービスレベルについて、基金の対象となる水準以上のものは提供する義務を負わないものとする。

(B) 2011年10月9日以降に執行された規制または州知事命令、行政指導で、2011年再編法案の実施に必要でなく、2011年再編法により委託されたプログラムまたはサービスレベルに関連して地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果があるものは、州が経費増大に対して年間財政支援を行う場合に限り、地方機関に適用されるものとする。また地方機関は、本サブパラグラフに示された新規規制または規制または州知事命令、行政指導で要求されているプログラムまたはサービスレベルについて、基金の対象となる水準以上のものは、提供する義務を負わないものとする。

(C) サブパラグラフ(A)および(B)に示された地方機関が提供する新しいプログラムまたはより高いレベルのサービスで、基金の対象となる水準以上のものは州による助成金を必要とせず、第XIII B条第6項も適用されない。本パラグラフは、2011年1月2日時点で第XIII B条第6項の細目(a)、パラグラフ(2)により現在助成金の対象外とされている法案には適用されないものとする。

(D) 州は連邦政府に、2011年再編法により義務付けられたプログラムまたはサービスレベルに関連して地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果がある計画または権利放棄、あるいは当該計画または権利放棄に対する改正案は一切提出しないものとする。ただし、当該計画、権利放棄、改正案の提出が連邦法で定められている場合、または州が経費増大に対して年間財政支援を行う場合は例外とする。

(E) 州は本パラグラフに従い、地方機関の要請に応じてもまたは連邦法に準拠するために州が課した指令に対して、助成金を支払う必要はない。本パラグラフで義務付けられている州基金の財源は、細目(b)および(d)に示された財源、不動産従価税、地方歳入基金の消費税勘定ソーシャルサービス科目以外でまかなうものとする。

(5) (A) 細目(a)、パラグラフ(1)のサブパラグラフ(C)から(E)で説明されている、および2011年再編法に含まれているプログラムに関して、連邦法規または規制に2011年再編法規定の連邦マッチングファンドが提供される条件に影響する変更があり、地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果がある場合、州は、州

が決定したこれら費用の非連邦分担分の少なくとも50%を毎年提供するものとする。

(B) 州は、州が連邦司法手続きまたは行政手続きに持ち込まれた苦情で、細目(a)パラグラフ(1)のサブパラグラフ(C)から(E)で説明されている、および2011年再編法に含まれているプログラムの1つまたは複数に関係する事例に関与している場合で、課徴金として費用の負担を定めた、あるいは2011年再編法により義務付けられているプログラムまたはサービスレベルに関連して地方機関がすでに負担している費用を増加させる効果がある調停あるいは司法命令または行政命令が下されている場合、州が決定したこれら費用の非連邦分担分の少なくとも50%を毎年提供するものとする。ただし、当該調停または命令が1つまたは複数の地方機関による行政上の職務または法律上の誠実義務の不履行、あるいは怠慢または無謀な行動に関連すると州が判断した場合、州による支払いは不要となる。

(C) 本パラグラフに記載の州基金の財源は、細目(b)および(d)に示された財源、不動産従価税、地方歳入基金の消費税勘定ソーシャルサービス科目以外でまかなうものとする。

(6) 州または地方機関が、本項または2011年再編法に定められた責務または義務を履行しなかった場合、適切な当事者が法的救済を求めることができる。これらの手続きは、他のすべての民事問題に優先するものとする。

(7) 2011年度郡地方歳入基金に入金された資金は、連邦マッチングファンドに対する州の受給資格を維持し、州の公共安全サービスに関する条項に適用される基準に対する州の準拠を促進する方法で使用するものとする。

(8) 地方機関は、2011年度郡地方歳入基金に入金された資金を公共安全サービス向けの他の基金の代替として使用することはできない。

(d) 細目(b)に示された税の減率または停止が発効された場合、州はこの措置がなければ細目(b)に記載の税から得られていたであろう歳入の総額に等しい、あるいはそれ以上の資金を2011年度地方歳入基金に毎年提供するものとする。金額の決定方法は2011年再編法で定めるものとし、州は地元機関が2011年再編法で定められた公共安全サービスに関する責任を遂行するために必要とする限り、その金額を提供する義務を負う。州がこの金額の充当を怠った場合、監査官は月次負担額と比例して一般財源から当該金額を差し引き、2011年地方歳入基金に送金するものとする。その後、監査官は2011年再編法の規定に従い、当該資金を地方機関に分配する。本細目に示された州の義務は、第XVI条第8項で事前に確保しておくべき資金が第一に、第XVI条第1項に記載の投票者により承認された負債および法的責任が第二に優先され、一般財源資金の請求には低い優先順位を置くものとする。

(e) (1) 地方自治体の公共安全サービスを保護する過程で公共教育に害が生じないよう、細目(f)の規定に従い、本項により課される税の段階的な増率からの歳入を受領および配分するために、ここに一般財源内に

教育保護口座を開設する。

(2) (A) 財務局長は2013年6月30日、および2014年から2018年の毎年6月30日までに、細目(f)により実施された税率の段階的な引き上げによる追加歳入から返還額を差し引いた合計額で、翌会計年度に教育保護口座に充当できる金額を見積るものとする。また、財務局長は2012-13会計年度末までにもたらされるであろう追加歳入から返還額を差し引いた金額について、2013年1月10日までに同じ見積りを行う。

(B) サブパラグラフ(D)による金額の調整が必要な場合を除き、監査官は2013-14会計年度から2018-19会計年度にかけて毎年、第1から第3四半期までの各四半期の最終10日間に、当該会計年度の資金として、サブパラグラフ(A)に従い算出された推定総額の4分の1の金額を教育保護口座に充当する。

(C) 財務局長は2012-13会計年度から2020-21会計年度にかけて毎会計年度に、規定に従い以下の金額を合計することでサブパラグラフ(D)に指定された教育保護口座への調整を算出する。

(i) 財務局長は2012-13会計年度から2018-19会計年度にかけて毎会計年度の最終四半期に、サブパラグラフ(A)に従い算出した当該会計年度の推定額を再計算し、更新された推定額から当該会計年度分として教育保護口座に充当済みの金額を差し引く。

(ii) 財務局長は2015年6月および2016年から2021年にかけての毎年6月に、2年前の会計年度について細目(f)に従い実施した税率の段階的な引き上げによる追加歳入から返還額を差し引いた総額に関する最終決定を行う。その上で、(i)に従い更新された2年前の会計年度の推定額をこの最終決定額から差し引くものとする。

(D) サブパラグラフ(C)に従い導かれた総額が正の場合、監査官は当該会計年度の最終10日間以内にこの総額に等しい金額を教育保護口座に入金する。総額が負の場合、監査官は総減額が負の金額と同額になるまで、教育保護口座への以降の四半期ごとの入金を差し止める、または減額する。サブパラグラフ(C)の(i)に規定された計算の目的に照らし、本サブパラグラフに従い行われ入金の差し止めまたは減額を反映するために、各四半期の入金額を調整してはならないものとする。

(3) 教育保護口座内のすべての資金は、本パラグラフで示したとおり、学校区、郡教育事務局、チャータースクール、コミュニティカレッジ区を支援する目的で引き続き使用する。

(A) 本パラグラフに従い充当された資金の11%は、本項に対する投票者の承認に教育法規第84750.5項も含まれるものと見なし、当法規の当項目に従い算出された金額に比例して、Californiaコミュニティカレッジの理事会により四半期ごとにコミュニティカレッジ区の一般目的資金としてコミュニティカレッジ区に配当される。コミュニティカレッジ区が受け取る金額がフルタイムの学生一人当たり100ドル未満の場合、本サブパラグラフに従い算出された充当金額は、本項に対する投票者の承認に教育法規第84751項も含まれるものと見

なし、前述の第84751項の細目(a)、(c)および(d)で指定された金額で相殺するものとする。この金額は、本項に対する投票者の承認に教育法規第84750.5項も包含されるものと見なし、前述の第84750.5項に従い算出された金額の超過分である。

(B) 本パラグラフに従い充当された資金の89%は、本項に対する投票者の承認に教育法規第2558項および第42238項、第47633項も包含されるものと見なし、郡教育事務局および学校区、チャータースクールに関してそれぞれ前述の第2558項および第42238項に従い算出された歳入制限、ならびに第47633項に従い算出された金額と比例して、公立学校教育長により四半期ごとに学校区および郡教育事務局に一般目的資金として、そしてチャータースクールに州の一般目的資金として配分される。学校区、郡教育事務局、チャータースクールが受け取る金額が平均の日次出席者数一ユニット当たり200ドル未満の場合、ここで算出された金額は、本項に対する投票者の承認に教育法規第2558項および第42238項、第42238項が包含されるものと見なし、郡教育事務局、学校区、チャータースクールに関してそれぞれ前述の第2558項細目(c)、第42238項細目(h)のパラグラフ(1)から(7)、第47635項に指定された金額で相殺するものとする。この金額は、本項に対する投票者の承認に教育法規第2558項および第42238項、第42238項が包含されるものと見なし、郡教育事務局、学校区、チャータースクールに関してそれぞれ前述の第2558項、第42238項、第42238項に従い算出された金額の超過分である。

(4) 本細目は自動発効し、法的措置の発効を必要としない。Californiaコミュニティカレッジ理事会および公立学校教育長による教育保護口座内の資金の配分は、遅延することがあってはならない。あるいは、州議会または州知事による第XVI条第8項のパラグラフ(h)の実施、あるいは他の措置や何らかの不作为により、州議会または州知事が第IV条第12項に従い年間予算案を制定できなかったとしても、その影響を受けることがあってはならない。

(5) 法律の他のいかなる条項にもかかわらず、教育保護口座に入金された資金は州議会または州知事、州政府の機関が負担した費用の支払いに使用することはできない。

(6) コミュニティカレッジ区、郡教育事務局、学校区、またはチャータースクールは、管轄区域内の学校に対する教育保護口座から充当された資金の用途決定について単独の権限を有するものである。ただし、適切な管理理事会または管理機関が、管理理事会または管理機関が主催する市民集会の公開会議で当該支出を決定する場合は、この限りでない。また、コミュニティカレッジ区、郡教育事務局、学校区、またはチャータースクールは、事務官やその他の給与や福利厚生、または他の管理費に教育保護口座からの資金を一切使用してはならない。コミュニティカレッジ区、郡教育事務局、学校区、またはチャータースクールは毎年、教育保護口座から充当された金額とその用途に関する情報を各自のインターネットウェブサイトに掲示するものとする。

(7) コミュニティカレッジ区、郡教育事務局、学校区、

またはチャータースクールは、教育保護口座からの資金が適切に配分され、本項の規定に従い使用されていることを確認および検証するため、法律のその他すべての要件に加え、年に一度の独立した機関による財政監査および遵守監査が義務付けられている。本項の追加監査要件に準拠するために前述の組織が負担した費用は、本項において管理費とは見なさず、教育保護口座の資金から支払うものとする。

(8) 教育保護口座への充当金として、細目(f)に従い返還額を差し引いた歳入は、第XVI条第8項の目的に照らし「一般財源歳入」、「一般財源税収」、「学校区およびコミュニティカレッジ区を支援するために州が適用する資金」と見なされる。

(f) (1) (A) 歳入課税法規の第2節、第1部(第6001項以下)により有形動産を小売する特権に課された税金に加え、2013年1月1日以降および2017年1月1日以前に同州内で小売されたすべての有形動産の売上から得られた総収益の4分の1がすべての小売業者に対して課税される。

(B) 歳入課税法規の第2節、第1部(第6001項以下)により課された税金に加え、2013年1月1日以降および2017年1月1日以前に任意の小売業者から同州内での保管、使用、または他の消費を目的として購入した有形動産の同州内での保管、使用、または他の消費に対して、その資産の売値の0.25パーセントが物品税として課税される。

(C) 本パラグラフに従い課された税金には、本項の発効日以降に制定されたすべての改正案を含む販売および使用税法が適用される。

(D) 本パラグラフは2017年1月1日に効力を失うものである。

(2) 2012年1月1日以降、2019年1月1日以前の課税年度における歳入課税法規の第17041項に準拠した課税に関しては、次の事項に従い、歳入課税法規の第17041項、細目(a)のパラグラフ(1)で規定された所得区分および9.3%の税率に対して修正を加えるものとする。

(A) (i) 250万ドル以上300万ドル未満の課税所得分については、250万ドルの超過分に対して10.3%の税率が適用される。

(ii) 300万ドル以上500万ドル未満の課税所得分については、300万ドルの超過分に対して11.3%の税率が適用される。

(iii) 500万ドル以上の課税所得分については、500万ドルの超過分に対して12.3%の税率が適用される。

(B) サブパラグラフ(A)の(i)、(ii)、(iii)で指定された所得区分は、歳入課税法規の第17041項、細目(h)に特に定めのない限り、2013年1月1日以降の課税年度に関してのみ再計算するものとする。

(C) (i) 歳入課税法規の第19136項、細目(g)の目的に照らし、本パラグラフはその発効日をもって完全に法律の一部と見なされる。

30

(ii) 歳入課税法規の第2節、第10部（第17001項以下）および第10.2部（第18401項以下）の目的に照らし、本パラグラフにより制定および課された修正後の所得区分および税率は、歳入課税法規の第17041項に従い制定および課されたものと見なす。

31

(D) 本パラグラフは2019年12月1日に効力を失うものである。

(3) 2012年1月1日以降、2019年1月1日以前の課税年度における歳入課税法規の第17041項に準拠した課税に関しては、次の事項に従い、歳入課税法規の第17041項、細目(c)パラグラフ(1)で規定された所得区分および9.3%の税率に対して修正を加えるものとする。

(A) (i) 340万ドル以上408万ドル未満の課税所得分については、340万ドルの超過分に対して10.3%の税率が適用される。

(ii) 408万ドル以上680万ドル未満の課税所得分については、408万ドルの超過分に対して11.3%の税率が適用される。

(iii) 680万ドル以上の課税所得分については、680万ドルの超過分に対して12.3%の税率が適用される。

(B) サブパラグラフ(A)の(i)、(ii)、(iii)で指定された所得区分は、歳入課税法規の第17041項、細目(h)に特に定めのない限り、2013年1月1日以降の課税年度に関してのみ再計算するものとする。

(C) (i) 歳入課税法規の第19136項、細目(g)の目的に照らし、本パラグラフはその発効日をもって完全に法律の一部と見なされる。

(ii) 歳入課税法規の第2節、第10部（第17001項以下）および第10.2部（第18401項以下）の目的に照らし、本パラグラフにより制定および課された修正後の所得区分および税率は、歳入課税法規の第17041項に従い制定および課されたものと見なす。

(D) 本パラグラフは2019年12月1日に効力を失うものである。

(g) (1) 監査官はその法的権限に従い、2011年度地方歳入基金および2011年度郡地方歳入基金からの支出に対して監査を行うことができる。また、監査官は教育保護口座の監査を行い、これらの資金が本項に準拠した方法で使用および支出報告されていることを確認するものとする。

(2) 司法長官または地方の地区司法長官は、2011年度郡地方歳入基金または教育保護口座の資金用途について迅速に調査し、資金の濫用があった場合には民事上または刑事上の処罰を求めることができる。

第5項発効日

本法案により追加されるCalifornia州憲法第XIII条第36項細目(b)は、2011年7月1日より効力を発するものとする。本法案により追加されるCalifornia州憲法第XIII条第36項細目(f)のパラグラフ(2)および(3)は、2012年1月1日より効力を発するものとする。本法案のその他すべての条項は、投票者の大多数が提起された法案

に賛成票を投じることで承認されたと見なし、投票日の翌日に効力を発する。

第6項相反する法案

本法案と個人所得税率の段階的引き上げを定めた他の法案が、同じ州全域投票用紙に記載されている場合、その他の法案の条項は本法案に相反すると見なされる。本法案が本法案に相反すると考えられる法案よりも多くの賛成票を得た場合、本法案の全条項が優先され、その他の法案の全条項は無効となる。

第7項 本法案は、2011年度制定法第43章に基づき歳入課税法規の第6051.15項および第6201.15項に従って入金された歳入がCalifornia州憲法第XVI条第8項の目的に照らし「一般財源歳入」または「一般財源税収」と見なされる場合に提供されたであろう資金と同等額以上の資金を学校区およびコミュニティカレッジ区に提供するものである。

提案第31号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいてCalifornia州の州民に提出される。

本州民発案法案は、California州憲法の項を改正および追加し、教育法規および政府法規に項を追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものは消し線で表記され、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分の部分が明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

行政評価および政府説明責任法

第1項認定と宣言

California州の州民は、ここに以下の政府の責務を認定し、宣言するものとする。

1. 信頼。California州政府は市民の信頼を失っており、州民のニーズを満たしていない。納税者はより高い投資収益を得る権利があり、州民はより良い政府サービスを利用できるべきである。

2. 成果に関する説明責任。失われた信頼を取り戻すため、政府はあらゆるレベルで成果に関する責任説明を果たさなければならない。州民は税金の使途と政府の業績を知る権利がある。州政府および地方政府の機関は、すべての支出に関して測定可能な目標を定め、当該目標の進捗状況に関する報告書を定期的に公表する必要がある。

3. 費用効率。California州はその乏しい公共財源を有効投資し、世界経済における競争力を高めなければならない。それには、州民に不可欠な公共サービスを今まで以上に効果的かつ効率的に提供する必要がある。

4. 透明性。州民に関連する情報は州民に公開するこ

とが不可欠である。誠実性と開放性が、民主主義の健全性、そして州民と州政府の信頼関係を促進および維持するための鍵となる。

5. 成果志向。より良い業績を実現するには、公的機関が公共の目的について明確な共通認識を持つ必要がある。本法案では、州民は州政府および地方政府の目的が、力強い経済、質の高い環境、公平な地域社会の推進にあることを宣言している。これらの目的は少なくとも、雇用拡大および教育改善、貧困撲滅、犯罪撲滅、保健衛生の改善といった目標を達成することで、進展が可能となる。

6. 協力。税金を無駄にしないためにも、公共機関が互いに協力することで、事務的な仕事を削減し、重複をなくして対立を解決する必要がある。公共機関はそれぞれのサービスを統合すると同時に、有効性が実証されており、California州民の生活に変化をもたらすことができる戦略を採用しなければならない。

7. 住民主体。政府サービスの多くは、地域社会と住民が当選した公職者にアプローチする手段を役人が把握している地方レベルで提供することが最も望ましい。地方政府には、地域住民のニーズに合わせてプログラムを調整する柔軟性が求められる。

8. 地域雇用創出の支援。California州は数々の地域経済から成り立っている。そのため経済的活力の多くの要素は、地域規模で考えることが最も有効である。州は地方政府間の協力を実現、奨励し、給与の良い雇用を創出するために地域経済に資本投資を呼び込む能力を強化する必要性に迫られている。

9. 州民の声を聞く。州民の参加は、活力があり応答性が高い民主主義、そして応答性と信頼性に優れた政府を実現するために不可欠である。政府が州民の声に耳を傾ければ、より多くの州民が地域社会や政府の取り組みに対して積極的な姿勢を示すはずである。

10. 賢明な節約の実践。現在、州政府および地方政府は、成果の不透明な予算編成過程に多額の税金を費やしている。この資金の使い道を改め、公共予算の第一の目的である、投入した資金を目標に結びつけ、目標に対する進捗状況を明確に示すことができる予算の編成に使用すべきである。

第2項目的と意図

本法案の制定において、California州民は以下の事項を意図している。

1. 州政府および地方政府の既存財源を有効活用し、予算過程を改善することで、行政の成果、ならびに納税者および州民に対する説明責任を改善する。

2. 以下のような州予算過程を通じて、州政府の効率性、有効性、透明性を高める。

a. プログラムの目標とその進捗状況に予算決定の焦

点を当てる。

b. 二年予算の編成、および予算が有効に使用されていることを確認するため各プログラムに対する少なくとも5年に1回の見直しを義務付ける。

c. 新しい主要プログラムと税金削減の実施を義務付け、制定前に明確な資金財源を確保する。

d. 法律（予算法を含む）を立法者が投票を開始する3日前に州民に公開する。

3. 以下を通じて、資金の節約、業績の改善、州民からの信頼の回復を実現するために地方政府が協力できる環境を整え、こうした協力を推奨することで、州民に身近な行政を実現する。

a. プログラムの目標とその進捗状況に地方政府の予算決定の焦点を当てる。

b. 郡および市、学校に、独自に達成できない地域の優先事項を進捗させることができるよう、公的なプロセスを通じて地域戦略行動計画を構築する権限を与える。

c. 地方政府に、公共プログラムの成果改善を目的とした州基金の用途について、行動計画に柔軟性を付与する権限を与える。

d. 地方政府に、行動計画の進展と州の要件を満たすために必要な地方の規則を構築するプロセスを妨げる州の法令または規制を特定する能力を行動計画に付与する権限を与える。

e. 地域規模で対応することがより効果的な目標を達成するために、地方政府間の協力を奨励する。

f. 行動計画の構築を促進するため、州基金を地方政府に提供する。

g. 引き続き柔軟性を享受する条件として、毎年進捗状況を報告し、4年ごとにその成果を評価するように地方政府に義務付ける。これにより、当選した公職者に対する地方の投票者および納税者の信頼を回復する。

4. 優先事項の特定、目標の設定、成果を測定する方法の確立、予算のリソース配分、進捗状況のモニタリングに対する州民の関与を拡充する。

5. 多額の追加資金を投入することなく、現在、州およびその行政的小区域の予算過程に使用されている既存のリソースを活用することで、ここに予算改革を実施する。さらに、既存の税基盤および税収から行政評価および政府説明責任信託基金を設立する。本法案のいかなる条項も、増税や税率または税基盤の変更を要しないものとする。

第3項 California州憲法第IV条第8項を以下の通り改正する。

第8項 (a) 通常議会において、予算案以外の法案が提出から31日以内に、委員会または上院・下院いずれかの議会により聴取または制定されることはない。ただ

し、議会議事録に記録される指名点呼投票で4分の3の議員の賛成をもって議会が当該要件を免除した場合はこの限りでない。

(b) 州議会は、制定法によらない限り法律を策定することはできず、法案によらない限り制定法を成立させることはできない。法案は両院で3回の読会を完了しない限り、制定されることはない。ただし、議会議事録に記録される指名点呼投票で3分の2の議員の賛成をもって議会が当該要件を免除した場合はこの限りでない。州知事により宣言された自然災害またはテロ行為に起因する緊急事態に対応するために、州知事が招集した特別議会で通過した緊急条項が含まれる法案を除き、改正を含む法案が印刷され活字になり、議員に配布され、州民に少なくとも3日間公開された後でなければ、いかなる法案も議会を通過することはない。また、議会議事録に記録される指名点呼投票で、上院下院の過半数の議員が賛成票を投じない限り、法案が成立することはない。

(c) (1) 本細目のパラグラフ(2)および(3)に規定される場合を除き、通常議会で成立した制定法は当該法案の制定日から90日間の猶予期間を経て、翌年の1月1日に発効する。特別議会で成立した制定法は、当該法案が制定された特別議会の休会から91日目に発効する。

(2) 州議会、連邦議会、あるいはその他選挙区の境界線を決定あるいは変更する制定法を除き、2年間の州議会で、2年目の再招集のために、上下両院休会に伴い州議会が休会となる日、またはそれまでに州議会を通過し、その後州知事の所有となった法案により成立された制定法は、制定日の翌年1月1日に発効するものとする。ただし、第II条第10項細目(d)に従い、1月1日以前に当該制定法に関連する住民直接投票要請の写しが司法長官に提出された場合は、当該要請が第II条第9項細目(b)に従い州務長官に提出された場合を除き、当該制定法は制定日から91日後に発効する。

(3) 選挙を召集する制定法、課税あるいは現在の州通常支出のための歳出予算を規定する制定法、および緊急制定法は、その制定と同時に発効する。

(d) 緊急制定法とは、公共の治安、健康または安全の緊急維持に必要なものを指す。その必要性を説明した陳述書は法案内に1つの項として記載され、当該項と法案は議会議事録に記録される指名点呼投票により3分の2の議員の賛成をもって各議会で個別に可決される。緊急制定法により、公職の設立または廃止、公職の給与または任期、義務の変更、特権または特別優遇の付与、既得の権利または利益の作成を行うことはできない。

第4項 California州憲法第IV条に第9.5項を以下の通り追加する。

第9.5項 州議会で通過した法案のうち、(1)第XIII B条第6項に記載された州が定める地方プログラムを含む新しい州プログラムまたは新しい機関を設立する、あるいは既存の州プログラムまたは機関の範囲を拡充するもので、資金援助をした場合に当該会計年度また

はそれ以降の会計年度の州負担金に2500万ドル以上の純増加をもたらす法案、または(2)収税またはその他の州歳入源を削減するもので、当該会計年度またはそれ以降の会計年度の州歳入に2500万ドル以上の純減少をもたらす法案は、当該法案または別の法案で、州プログラムの削減または追加歳入、あるいはこれらの組み合わせを、州経費の純増加額または州歳入の純減少額に等しい、またはこれを超える金額で相殺しない限り、無効とされる。本項で示した2500万ドルの限界基準は、California州消費者物価指数に従い、インフレ率の変動に基づき毎年調整される。

第5項California州憲法第IV条第10項を以下の通り改正する。

第10項 (a) 州議会を通過した各法案は州知事に提出され、州知事の署名を得て制定法となる。州知事は反対理由と共に法案を通過させた議会に差し戻すことにより、この法案を拒否でき、議会は議会議事録に反対理由を記入して再審議に入る。その後、上下両院が議会議事録に記録される氏名点呼投票によりこの法案を通過させた場合、3分の2の議員の賛成により、この法案は制定法となる。

(b) (1) 州議会、連邦議会、あるいはその他選挙区の境界線を決定あるいは変更する法案を除き、2年間の州議会で、2年目の再招集のために、上下両院休会に伴い州議会が休会となる日、またはそれまでに州議会を通過し、その後州知事の所有となり、その日から30日以内に差し戻されない法案は、制定法となる。

(2) 2年間の州議会において2年目の6月30日以前に州議会を通過し、6月30日以降に州知事の所有となり、その年の7月31日までに差し戻されない法案は、制定法となる。さらに、2年間の州議会において2年目の9月1日以前に州議会を通過し、9月1日以降に州知事の所有となり、その年の9月30日までに差し戻されない法案は、制定法となる。

(3) 州知事に提出されたその他の法案は、12日以内に差し戻されない限り、制定法となる。

(4) 州議会が特別議会を休会して法案の差し戻しと拒否のメッセージを阻止する場合、州知事がその法案が提示されてから12日以内に、その法案と拒否のメッセージを州務長官事務所に届けることによって拒否しない限り、その法案は制定法となる。

(5) 本細目のパラグラフ(3)または(4)に従って、州知事が行動を取るべき期間の12日目が土曜日、日曜日、あるいは祝日に当たる場合、この期間は、土曜日、日曜日、あるいは祝日に当たらない次の日にまで延長される。

(c) (1) 2年間の州議会の初年度に提案された法案が2年目の1月31日までに提案した議会で通過されなければ、その法案は当該議会では以後討議されない。選挙を召集する制定法、課税あるいは現在の週通常支出のための歳出予算を規定する制定法、および緊急制定法直ちに発効する法案、ならびに州知事が拒否した後に通過した法案を除き、偶数年の9月1日2年間の州議会において2年目の6月30日以降はいかなる法案も上下両院を通過しないものである。

(2) パラグラフ(1)で規定された2年目の1月31日まで提案された議会を通過しなかった法案またはその改訂版と実質的に同じ法案および同じ効果を持つ法案は、2年目に提案または検討されることはない。

(d) (1) 州議会は、2年間の州議会において2年目の11月15日を過ぎると、州知事に法案を提出しない。州議会は2年目の7月4日以降の最初の月曜日にプログラムの監督および審査を実施するため、通常議会の一環として、議会を招集する。また州議会は、制定法および2年制の予算法に規定された業績基準を基にプログラムの成果を評価および改善する監督プロセスを確立する。このプロセスは州、または州の代理として州助成プログラムを運営する地方機関により実施されるものである。本法案の発効日から1年以内に、州、または州の代理として州助成プログラムを運営する地方機関のどちらが管理しているかに関係なく、すべての州プログラムに対して審査の実施予定日を設定する。類似したプログラムの審査は、プログラムの目標の関係を特定および審査できるよう、連続した予定を組む。審査プロセスでは最終的に、立法案の形式でプログラムの改善または終了を勧告する必要がある。各プログラムは、最低でも5年に1度審査を受けなければならない。

(2) パラグラフ(1)に従い構築したプログラム監視プロセスには、第XI A条に従い承認された地域戦略行動計画の審査を含めるものとする。これは、最低3年間の実施状況を検証し、行動計画に関与する地域政府の機関により業績改善の障害になると特定された州の制定法または規制を、これら機関の要請に従い改正または撤回する必要があるかどうかを判断することを目的としている。この審査では、行動計画で特定された地域全体を対象に、行動計画によりサービスの実施状況および有効性が改善されたかどうかを評価する。

(e) 州知事は、法案のその他の部分を承認する一方で、歳出予算の1つまたは複数の項目を削減または除外することができる。州知事は、その理由とともに削減または除外した項目の声明を法案に付加し、その法案を起案した議会に声明と理由の写しを送付するものとする。削減または除外された項目は個別に審議され、法案と同じように州知事の拒否を無効にすることができる。

(f) (1) 2004-05会計年度またはその後の会計年度の予算案の制定後に、州知事がその会計年度について一般財源歳入が、制定されたその会計年度の予算案の基準となった一般財源歳入の推定額を大幅に下回る、あるいは一般財源歳出が一般財源歳入の想定額を大幅に上回る、またはその両方が生じると判断した場合、州知事は財政非常事態を布告する宣言書を発行し、州議会にこの目的で特別議会を招集させることができる。宣言書は財政非常事態の原因を明らかにするもので、財政非常事態への対応を提案する法案とともに州知事から州議会に提出される。州知事の宣言書に対して、州議会は財政非常事態に対応するための法案を州知事に提出することができる。

(2) 州議会が宣言書の発行後45日以内に財政非常事態に財政非常事態に対応する法案を通過させて州知事に提出することができなかった場合、州議会はその

州案を通過させ州知事に提出するまで、他のいかなる法案も討議することができず、両院を休会することもできない。

(3) 本項に従い宣言された財政非常事態に対応する法案には、その旨を明記した声明を含める。パラグラフ(2) および(4)の目的において、本声明の包含は本法案が財政非常事態に対応するものであることを明確に意味すると見なされる。その趣旨を記した声明を含み、本項に従い宣言された財政非常事態に対応する法案で、財政非常事態を布告する宣言書の発行から45日以内に議会を通過し州知事に提出された法案は、制定と同時に効力を発する。

(4) (A) 州議会が宣言書の発行後45日以内に財政非常事態に対応する法案を通過させて州知事に提出しなかった場合、州知事は州知事命令により、本州憲法または連邦法により義務付けられているものでない限り、その会計年度の既存の一般財源歳出予算を削減または除外することができる。州知事により削除または除外される歳出予算の総額は、問題の会計年度の一般財源歳出が、パラグラフ(1)に従い算出された直近の一般財源歳入の推定額を超過しなくなる時点の額を上限とする。

(B) 州議会が開会中の場合、州知事がサブパラグラフ(A)に従い州知事命令を発行してから20日以内であれば、州議会は各議会の3分の2の議員の賛成をもって、議会議事録に記録される氏名点呼投票により州知事命令の一部または全部を無効にすることができる。州知事命令が発行されたときに議会が休会中であれば、州議会は30日以内に再招集し、前述の投票による決議をもって州知事命令の一部または全部を無効にすることができる。州議会により無効にされた州知事命令またはその一部は、州知事命令を無効にするための指定期間が終了した翌日に効力を発する。財政非常事態を公布する宣言書の発行後45日以降、パラグラフ(2)に規定された禁止事項は(i)本パラグラフに従い発行された1つまたは複数の州知事命令が発効したとき、または(ii)州議会が財政非常事態に対応する法案を通過させ州知事に提出したときに適用されなくなる。

(C) サブパラグラフ(B)に従い予算の均衡を回復させる法案は、議会議事録に記録される氏名点呼投票によって過半数の議員の賛成が得られた場合、各議会を通過し、州知事が署名した時点または法案で指定された日に発効する。ただし、新税の課税または既存税の増徴を伴う法案を通過させるには、州議会の各議会で3分の2の議員の賛成を得なければならない。

第6項California州憲法第IV条第12項を以下の通り改正する。

第12項 (a) (1) 各奇数会計年度の最初の10日以内に、州知事は州議会に対し、説明書とともに州歳出の提案およびこれら歳出に充当可能な予想される州歳入の総財源の項目毎の明細を含む二会計年度年度の予算案を提出する。本細目に従って提出された、提案され

た歳出に充当可能な予想される州の総財源に関する項目毎の明細では、一回限りの財源になると予想される財源の額を特定するものとする。その会計年度と翌会計年度を含む2年間の予算は、二年予算と総称される。各偶数年の最初の10日以内に、州知事は制定された二年予算を改正または補強する補正予算を提出することができる。

(b) 二年予算には、行政および政府説明責任を改善するため、次のすべての要素を含める。

(1) その会計年度および翌会計年度の提案された歳出に充当可能な、予想される総財源。

(2) 当該会計年度の翌会計年度から3会計年度間の予想される歳出と予想される歳入の予測。

(3) 雇用拡大および教育改善、貧困撲滅、犯罪撲滅、保健衛生の改善といった目標の達成を通じて力強い経済、質の高い環境、公正な地域社会を実現するという目標を推進する上で、当該予算が発揮する効果に関する声明。

(4) 進捗状況の評価と州民への成果の報告に使用される成果測定基準の説明、ならびに州の機関およびプログラムの業績基準の説明。

(5) 予算内で公共財源の充当が提案されている州政府の主要な各歳出の成果測定基準、ならびにパラグラフ(3)に規定された全体的な目的および目標との関係に関する声明。

(6) パラグラフ(3)に規定された目的と目標を実現するために、どのようにして州の歳出と公共財源の投資を、州の代理として州の行政機能およびプログラムを運営するその他の政府機関の歳入と公共財源の投資と連携させるかに関する声明。

(7) パラグラフ(3)に規定された目的と目標に対する進捗状況の州民への報告、ならびに前年の予算に規定された成果測定基準に準じた、目的および目標の実現効果の評価。

(c) 当該会計年度と翌会計年度の両年に、提案した歳出が予想される歳入を上回る場合は、知事は歳出の削減または追加の歳入、またはその両方を提供する資金源を提案しなければならない。この提案には実行可能な範囲で、歳出の削減または追加の歳入が州経済に及ぼす長期的影響に関する分析を含めるものとする。二年予算に加え、州知事は州議会に対して、二年予算に規定された充当の実施に必要なすべての法案を、制定法に規定された5年資本基盤および戦略成長計画とともに提出する。

(d) 州知事が提案した予算が、(1)第XIII B条第6項に記載された州が定める地方プログラムを含む新しい州プログラムまたは新しい機関を設立する、あるいは既存の州プログラムまたは機関の範囲を拡充し、資金援助をした場合に当該会計年度またはそれ以降の会計年度の州負担金に2500万ドル以上の純増加をもたらす場合、または(2)収税またはその他の州歳入源を削減し、当該会計年度またはそれ以降の会計年度の州歳入に2500万ドル以上の純減少をもたらす場合、当該予算において、州プログラムの削減または追加歳入、あるい

はその組み合わせを、州経費の純増加額または州歳入の純減少額に等しい、またはこれらを超える金額で相殺することを提案するものとする。本細目で示した2500万ドルの限界基準は、California州消費者物価指数に従い、インフレ率の変動に基づき毎年調整される。

(b) (e) 州知事および次期知事は、州の機関、担当官、職員に二年予算および補正予算に必要と判断される情報の提供を要求する場合がある。

(e) (f) (1) 二年予算および補正予算には、提案する支出項目を記載した当該会計年度および翌会計年度の予算案を添付するものとする。また補正予算案には、補正予算を提案する法案を添付する。

(2) 予算案および予算案または補正予算案に関係する充当に必要なその他の法案は、予算担当の委員会の委員長によって即時に上院、および下院に提出するものとする。

(3) 毎年5月1日以降に州議会の上院下院の該当する委員会が予算案を審議した後、各議会は両院協議会を含む州議会の合同委員会に当該予算案を諮問する。諮問された委員会は予算案および予算案に関連する充当に必要なその他の法案を審議し、毎年6月1日以前にその勧告を各議会に報告する。これは、両院協議会を含む政策委員会へのこれら法案の諮問を妨げるものではない。

(3) (4) 州議会は毎年、6月15日の深夜までに予算案および予算案に関連する充当に必要なその他の法案を通過させるものとする。予算案、または予算案に関連する充当に必要なその他の法案で規定された翌会計年度の充当は、当該会計年度には使用できない。

(4) (5) 予算案が成立するまで、州議会は、その予算案が採択される予定の会計年度または翌会計年度内の支出に対し資金を充当する別の法案を、検討事項として州知事に送付することはできない。ただし、知事に勧告された非常事態法案、もしくは、州議会の俸給や支出に対する歳出予算は例外とする。

(d) (g) 予算案または補正予算案以外の法案はすべて、複数の歳出予算項目を含むことはできず、また、特定の明確な1つの目的のためのものでなければならない。州の一般財源からの歳出予算は、公立学校への歳出予算、ならびに予算、補正予算案、および予算案に関連する充当に必要なその他の法案における歳出予算を除き、議会議事録に記録される指名点呼投票で議員の3分の2の賛成を獲得して上院下院を通過しない場合には無効となる。

(e) (h) (1) 他のいかなる法律または本憲法の条項にもかかわらず、予算案、補正予算案、および予算案に関連する充当に必要なその他の法案は、議会議事録に記録される指名点呼投票で、上院下院の過半数の議員の賛成により議会を通過し、州知事が署名した時点または法案で指定された日に発効する。本細目のいかなる内容も、本項の細目(d)(g)および本条の第8項細目(b)に記載される公立学校への歳出予算に関する投票要件に影響を及ぼすものではない。

(2) 本項の目的において、「予算案または補正予算案に関連する充実に必要なその他の法案」には、州議会を通過した予算案または補正予算案内の予算に関連すると特定された法案のみを含むものとする。

(3) 本項の目的において、「予算案」とはその会計年度および翌会計年度の予算を含む法案を意味する。

(f) (i) 州議会は、予算の提出、承認、執行、およびすべての州政府機関の要求の申請手続きを管理する。

(g) (j) 2004-05会計年度あるいはその後の会計年度では、当該二年予算の各会計年度に一般財源から充当する当該会計年度または翌会計年度の予算案で、その予算案の通過日時点の当該会計年度の一般財源からのすべての歳出予算と、第XVI条第20項に従い当該会計年度に一般財源から予算均衡勘定に振り替えられた額を足した場合の総額が、予算案通過日時点での当該年度の一般財源収入予算額、振り替え額、および前会計年度から利用可能な残高を超える場合、州議会は知事への検討項目としてこれを送付せず、州知事も法制定に署名しない。一般財源の収入予算額、振り替え額、および残高は、州議会が通過させる予算案に示される。また、州議会が通過させる予算案には、本細目に記載された二年予算の各会計年度の一般財源総債務に関する声明とともに、当該会計年度の一般財源歳入と直前の会計年度の一般財源歳入の差額に関する州議会の予測の説明を含む、一般財源歳入の予測基準の説明を含めるものとする。

(h) (k) 他のいかなる法律の条項、または本項の細目(e) (f)、本条の第4項、および第III条の第8項を含む本憲法のいかなる条項にもかかわらず、州議会が6月15日の深夜までに予算案を通過させなかった年には、6月15日の深夜から州知事による予算案提出日にかけて通常または特別議会の会期中に、州議会議員の給与の支払い、または旅費や生活費の払い戻しに現在または今後の予算を使用することはできない。本細目に従い放棄された給与、または旅費や生活費の払い戻し金の遡及的支払いも一切行われない。

第7項 California州憲法に第XI A条を以下の通り追加する。

第XI A条 地域戦略行動計画

第1項 (a) California州民は、予算の用途および目標の進捗状況に関する州民への説明を地方政府機関に期待および要求している。そこで、各地方政府機関の採択予算には、本憲法のその他の条項の要件に加え、当該機関の権限および責任に適用される以下のすべての項目を含めるものとする。

(1) 地方政府機関の機能、役割、地域で特定された優先事項に該当する、雇用拡大および教育改善、貧困撲滅、犯罪撲滅、保健衛生の改善、その他の地域の優先事項の達成といった目標に示された、力強い経済、質の高い環境、公正な地域社会の推進に対する予算の効果に関する声明。

(2) パラグラフ(1)に従い地方政府機関が設定した目標に対する、地域全体における進捗状況の評価に使用

される成果測定基準の説明。

(3) 予算内で公共財源が充当される政府の主要な各歳出の成果測定基準、ならびにパラグラフ(1)に従い地方政府機関が設定した全体的な目標との関係に関する声明。

(4) パラグラフ(1)に従い地方政府機関が設定した目標を実現するために、どのようにして地方政府機関の歳出と公共財源の投資を調整するかに関する声明。

(5) パラグラフ(1)に従い地方政府機関が設定した目標の進捗状況の州民への報告、ならびに前年の予算に規定された成果測定基準に準じた、目標実現効果の評価。

(b) 各地方政府機関は、細目(a)のパラグラフ(1)に規定された地域の優先事項の特定を含む予算案編成への地域社会のあらゆるレベルの関与を促す、開かれた透明なプロセスを構築および実施する。

(c) 本項は2014年以降の地方政府機関の会計年度に効力を発する。

(d) 本項の条項は自動発効し、地方機関が権限を行使する活動にのみ適用されると解釈される。

第2項 (a) 郡は監督委員の活動により、地域戦略行動計画（以下「行動計画」）の構築を開始することができる。郡は、その既存の機能またはサービスが行動計画の予想範囲に該当する、郡内のその他すべての地方政府機関の参加を招請する。郡内の地方政府機関は、監督委員に行動計画の開始、計画段階での関与、または行動計画の改正を請願することができる。

(b) 行動計画に参加する地方政府機関は、近隣地区の責任者を含む、地域社会のあらゆるレベルの関与を促す、開かれた透明なプロセスを通じて行動計画を起草するものとする。行動計画には以下のすべての項目を含める。

(1) (A)行動計画が本条第1項のパラグラフ(1)から(5)までに規定された目的および目標をいかに達成するかを概説する、(B)行動計画の施行により提供される公共サービス、および参加機関の役割と責任について説明する、(C)行動計画の施行により、これらのサービスがより効果的かつ効率的に提供される理由を説明する、(D)行政評価および政府説明責任法からの潜在的な資金を含む、行動計画を支援する財源配分を示す、(E)行動計画の対象となる地域内の格差を検討する、(F)行動計画と参加地域政府機関により採択された予算との一貫性について説明する声明。

(2) 参加する地方政府機関が期待する成果と成果の測定方法。

(3) 州民および州政府に対する成果の定期報告方法。

(c) (1) 行動計画は、郡内の参加する地域政府機関それぞれの管理機関に提出する。最低限の協力が得られるように、行動計画は、郡、行動計画に従って郡住民の過半数以上に市のサービスを提供する地域政府機関、ならびに郡の公立学校児童の過半数以上にサービ

スを提供している1つまたは複数の学校区による承認を得なければならない。

(2) 郡を含む地方政府機関による行動計画の承認または改正は、当該機関の管理機関において過半数の賛成票をもって実施される。行動計画は、本パラグラフの規定に従い行動計画を承認しない地方政府機関には適用されない。

(d) 行動計画が採用された場合、郡は各参加機関の責務と義務を特定し、割り当てる協定を締結することができる。ただしこれは、このような協定が行動計画の実施に必要であり、契約の当事者である各地域政府機関の管理機関において過半数の票をもって承認された場合に限定される。

(e) 本項に従い行動計画を採用し、本条第3項の要件を満たしている地方政府機関は、適用可能な場合、行動計画の目標を推進する方法で行動計画で指定されたサービスを提供するために充当された州または地方の資金を統合することができる。

第3項 (a) 本条第2項に従い行動計画を採用した当事者が、支出を制限する制定法または規制を含む州の制定法または規制が行動計画の目標推進を妨げる、あるいは行動計画を実行する上で追加の法的権限が必要であると判断した場合、地方政府機関は行動計画に適用される制定法または規制の目的に相当する条項を盛り込むことができる。当該条項には、意図される目的、現在の規則が目標推進の障害となる理由、提案されている地域規則、この地域規則が力強い経済、質の高い環境、公正な地域社会の実現を推進しながら成果の改善に貢献できると信じる理由に関する説明を含めるものとする。本項の目的において、この条項が制定法または規制の方針および目的に実質的に準拠する場合、この条項は制定法または規制の目的に対して同等となる。

(b) 当事者は、通常または特別議会の会期中に州議会に対して、1つまたは複数の制定法について、細目(a)に記載の機能的に同等な条項を含む行動計画を提出する。州議会が行動計画の受領から60日以内に、決議案などにより、条項への不同意を示す同時発生的な措置を取らない場合、当該条項は有効と見なされ、法律において当該条項の遵守は州制定法への遵守と見なされる。

(c) 本条第2項に従い行動計画を採用した当事者が、規制が行動計画の目標を妨げると判断した場合、本項の細目(a)の手順に従い、規制を發布または施行する機関または部局に提案書を提出することができる。受領した機関または部局は当該提案を60日以内に審議するものとする。機関または部局が行動計画の受領から60日以内に、条項への不同意を示す措置を取らない場合、当該条項は有効と見なされ、法律において当該条項の遵守は州制定法への遵守と見なされる。条項への不同意を示す措置には、その理由を記した声明を含める。

(d) 本項は、部分的または完全に州基金を財源とする州プログラムの運営を直接管理する制定法または規制にのみ適用される。

(e) 本項に従い付与された権限は、本項に従い更新されない限り、発効日から4年後に自動的に失効する。

第4項 (a) 本項に従い策定された地域戦略行動計画に含まれる統合サービスの実施に州の財源を提供するため、行政評価および政府説明責任信託基金をここに設置し、州財務省の管理下に置く。政府法規第13340項にかかわらず、基金の資金は引き続き本項に規定された目的にのみ充当される。第XVI条第8項の目的において、本条に追加された法令に従い行政評価および政府説明責任信託基金に移譲された歳入は、第XIII B条に従い充当される一般財源税収と見なされる。

(b) 行政評価および政府説明責任信託基金の資金は制定法に従い、行動計画に本条の第1項および第2項を満たす支出予算が含まれる郡へと配分される。

(c) 行動計画に従い学校区に充当される基金は、行政評価および政府説明責任信託基金から支払うことはできず、行動計画の参加機関により定められたその他の財源から支払うことができる。行動計画に従い学校区が受給した充当金は、第XVI条第8項の目的において、一般財源税収または地方交付税収とは見なされないものとする。

第5項 本条第2項に従い行動計画を採用した郡は、行動計画の有効性を4年に1度評価する。評価プロセスには意見公募の機会を設け、提出された意見は最終報告に含めるものとする。この評価は参加機関により行動計画の改善に利用されるほか、政府業績の評価基準として州民に使用される。評価では、行動計画が第1項細目(a)のパラグラフ(1)から(5)までに規定された目的および目標をどの程度達成できたかを検証する。これには、参加機関の該当する政府サービスの実施および有効性に関する成果の向上、地域社会の格差削減の推進、当該サービスを利用する個人または地域住民の意見が行動計画の策定および実施に反映されていたか、といった項目が含まれる。

第6項 (a) 州は、第2項に従い採用された行動計画を通じてサービスをより効果的かつ効率的に実施するために、地方政府機関を支援する方法を検討する。州または部局、機関はこの目標に沿って、協定当事者が定めた、地域レベルで実施した方が効果的かつ効率的である機能を実行するために、行動計画の当事者である1つまたは複数の地方政府機関と協定を締結することができる。本項に従い締結された協定は、第2項の要件に従い採用された行動計画に適合するものとする。

(b) 州は、地方政府機関および州民の代表者が、力強い経済、質の高い環境、公正な地域社会を推進する上で地域の地理的スケールで対応することが最も得策であると地域政府機関が自発的かつ共同的に特定した課題および問題に協力して対応しようとする取り組みに対して、奨励金や規制などのインセンティブを通じてどのような支援を実施するかを検討し決定する。また、州は地域経済の活力と国際競争力を奨励すると同時に、地域共同計画を自発的に開発し、第1項細目(a)のパラグラフ(1)から(5)までに規定された目標と目的を組み込んだ、自らの計画の目的および目標に向けて前進をして

いる参加地方政府機関に対して、インフラおよび福祉サービスの州運営基金を優先的に考慮することで地域における地方政府間のさらなる協力を推進する。

第7項 本条項は、地方政府機関が享受する既存の権限を無効または停止したり、地方政府機関が政府サービスの実施および有効性の改善を目的とした地域プログラムまたは計画を構築またはこれらに参加することを阻止または禁止するものではない。

第8項 本条の目的において、「地方政府機関」とは郡、市、市郡、ならびに学校区や郡教育事務局、コミュニティカレッジ区を含むその他の地方政府機関を意味する。

第8項 California州憲法第XIII条第29項を以下の通り改正する。

第29項 (a) 州議会は郡、市郡、市に対して、これらによって課され、州が代わりに徴収した消費税または使用税からの歳入を分配する協定を締結することを許可することができる。当該協定は発効前に、各司法管轄区内の総選挙または直接予備選挙において、投票者の過半数をもって承認するものとする。

(b) 細目(a)にかかわらず、本細目の発効日以降、郡および市郡、市は、Bradley-Burns均一地方売上・使用税法、または後継条項に準じ課され、州が代わりに徴収した消費税または使用税からの歳入を分配する協定を締結することができる。ただし、各協定を提案する条例または決議案が、協定の当事者である各司法管轄区の管理機関において3分の2の賛成をもって承認された場合に限る。

(c) 細目(a)にかかわらず、郡、市郡、市、ならびに学校区や郡教育事務局、コミュニティカレッジ区を含むその他の地方政府機関で、第XI A条に従い地域戦略行動計画を採用した当事者は、充当された不動産従価税からの歳入を当事者間で分配する協定を締結することができる。ただし、各協定を提案する条例または決議案が、協定の当事者である各司法管轄区の管理機関において3分の2の賛成をもって承認された場合に限る。また、本項に準じ締結された協定は、第XI A条第1項に従い採用された各当事者機関の予算に合致しているものとする。

第9項 政府法規の第5編、第2節第2部に第6章(第55750項以下)を以下の通り追加する。

第6章 地域戦略行動計画

55750. (a) 歳入課税法規第7101項、または本法令のいかなる条項にかかわらず、2013-14会計年度以降、歳入課税法規第6051項に従い、0.035の税率により徴収された歳入額(返還額抜き)は、California州憲法の第XI A条第4項に従い設置された行政評価および政府説明責任信託基金に貸記するよう州財務省に入金され、当該基金が設置された目的にのみ使用されるものとする。

(b) 州議会が使用税基盤を低減し、その結果行政評価および政府説明責任信託基金の歳入が2013-14会計年度の歳入を下回った場合、監査官は一般財源から行政評価および政府説明責任信託基金に、2013-14会計年度に行政評価および政府説明責任信託基金が受領した額から、当該基金がその会計年度に受領した金額を差し引いた額を補填する。

55751. (a) 歳入課税法規第7101項、または本法令のいかなる条項にかかわらず、2013-14会計年度以降、歳入課税法規第6201項に従い、0.035の税率により徴収された歳入額(返還額抜き)は、California州憲法の第XI A条第4項に従い設置された行政評価および政府説明責任信託基金に貸記するよう州財務省に入金され、当該基金が設置された目的にのみ使用されるものとする。

(b) 州議会が使用税基盤を低減し、その結果行政評価および政府説明責任信託基金の歳入が2013-14会計年度の歳入を下回った場合、監査官は一般財源から行政評価および政府説明責任信託基金に、2013-14会計年度に行政評価および政府説明責任信託基金が受領した額から、当該基金がその会計年度に受領した金額を差し引いた額を補填する。

55752. (a) 2014-15会計年度およびその後の会計年度については、監査官は州憲法の第XI A条第4項に従って設置された行政評価および政府説明責任信託基金の資金を、前会計年度の6月30日に発効した地域戦略行動計画を採用しており、本項に規定された資金援助を要請する目的でその行動計画を監査官に提出した各郡に配分する。基金の配分は、会計年度の第1四半期に行われるものとする。監査官はさらに、一会計年度に行政評価および政府説明責任信託基金から配分可能な総額から、行動計画の資金調達用に設置された各郡の行政評価および政府説明責任信託基金に対して、細目(c)に準じ算出された、その郡の配分比率に相当する額を配分する。

(b) 本項で使用する「地域戦略行動計画の対象となる人口」とは、すべての参加地方政府機関の人口を合わせた地理的地域の人口であり、複数の地方政府機関のサービスを利用している住民は一度だけ算入される。行動計画には、州財務省の最新の人口統計データに基づく、行動計画の対象となる地理的地域の人口の計算を含めるものとする。

(c) 監査官は各郡の行動計画の対象となる人口を、細目(a)に規定された助成金受給資格を持つすべての行動計画から算出した総人口に対する割合として特定する。

(d) California州憲法第XI A条第4項および本章に従い提供された基金の一部は、2011年度の再編および本項に追加された法案により州が獲得した、進行中の節約の取り組みから生じた資金である。立法分析者事務所(Legislative Analyst's Office)は、本項に従い実施された基金の初回充当後4年間について、行動計画の財政的影響、行動計画によりサービスの効率性および有効性がどの程度改善されたか、州助成サービスに対する需要をどの程度削減できたかを評価する。

第10項 教育法規に第42246項を以下の通り追加する。

42246. California州憲法第XI A条で承認された地域戦略行動計画への参加の対価として学校区に寄与または提供された基金は、第42238項または後継制定法に定められた、学校区の歳入制限における州の負担額の計算には含めないものとする。

第11項 政府法規に第9145項を以下の通り追加する。

9145. California州憲法第IV条の第9.5項および第12項の目的において、以下の定義が適用される。

(a) 「既存の州プログラムまたは機関の範囲拡充」には、以下は含まれない。

(1) 2008-09会計年度以降に予算の均衡化または赤字予測への対応として削減または除外された、機関またはプログラムへの助成金の回復。

(2) 生活費または仕事量の増加、州議会により承認された了解事項覚書で許可された任意の増加を含む、プログラムまたは機関の既存の法定責任に対する州の資金提供の増加。

(3) 連邦法または本項に追加される法案の発効日と同日に効力を発する法律により義務付けられているプログラムまたは機関への州の資金提供の拡大。

(4) 資金充当を規定した制定法で特定されている、州プログラムまたは機関の一時的歳出をまかなうための資金提供。

(5) 州憲法第XIII B条第6項、細目(b)のパラグラフ(5)に記されている要件に対する資金提供。

(b) 「州経費」には、州一般財源債の元本または利息により発生した経費は含まれない。

(c) 「追加歳入」には、連邦法または州法により加えられた特定の変更により発生した、および歳入を徴収する州機関が定量化し、持続的に増加すると判断された州への歳入が含まれるが、これに限られるものではない。

第12項 政府法規に第11802項を以下の通り追加する。

11802. 2013年6月30日以降、州知事は州公務員およびその他の利害関係者との協議の上、California州憲法第IV条第12項の成果に基づく予算編成に関する条項の実施計画を州議会に提出する。当該計画は、2015-16会計年度およびその後の会計年度に完全に実施される。

第13項 政府法規に第13308.03項を以下の通り追加する。

13308.03. 第13308項に規定の要件に加え、財務局長は以下を行う。

(a) 毎年5月15日までに、州議会のいずれかまたは両方の院で審理中の予算案で提案として、または成立した予算案で充当として、当該会計年度およびそれ以降の会計年度の州歳入および州歳出の最新予測を州議会に提出し、州民に公開する。

(b) 州議会で二年予算または補正予算が成立する直前に、予算案に組み込む当該会計年度およびそれ以降の会計年度の総歳入および総歳出を州議会に提出する。

(c) 毎年11月30日までに、当該会計年度の実際の年初来の歳入および歳出と採択された予算で規定された歳入および歳出を比較した財務最新状況を州議会に提出する。この要件は、立法分析者事務所の「財政見通しに関する報告 (Fiscal Outlook Report)」の出版により満たすことができる。

第14項 改正

本法案の法定条項は、本法案の目的を推進する目的でのみ、州議会の両院で3分の2の議員が賛成し、州知事の署名をもって承認された法案により改正することができる。

第15項 可分性

本法の条項またはそれらの適用がある人物または状況に対し違憲または無効であると見なされる場合、その無効性が他の人物または状況に対する残りの条項または適用に影響することなく、当該範囲において本法令の条項は分離可能である。

第 16項 発効日

本法令の第4項、第5項、および第6項は、2014年12月の第一月曜日に発効する。本法令に特に規定のない限り、法令の他の条項は本法令が採決された選挙の翌日に発効するものとする。

第 17項 法律顧問

(a) 州民は、本法案により提案されたCalifornia州憲法第IV条第12項に対する改正案が、2014年11月4日の

州全域投票用紙に記載される、2009–10年度の通常議会で採択された議会憲法改正案No. 4 (Res. Ch. 174, Stats. 2010) (以下「ACA 4」: Assembly Constitutional Amendment No. 4) により提案されたCalifornia州憲法第IV条第12項に対する改正案と同一であると認め、宣言している。

(b) 法律顧問が選挙法規第9086項および第9091項、ならびに政府法規第88002項および第88005.5項に従いACA4の本文を草稿および校正する目的において、California州憲法第IV条第12項の既存の条項は、本法案により改正された当該項目の条項と見なされる。法律顧問はACA 4により提案されたCalifornia州憲法第IV条第12項の変更点と本法案により改正されたCalifornia州憲法第IV条第12項の条項を区別するため、適宜、ACA 4の本文を草稿、校正するものとする。州務長官は、本項に従い法律顧問が草稿および校正したACA 4の全文を、2014年11月4日の州全域選挙投票の投票パンフレットに記載する。

提案第32号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、政府法規に項を追加する。したがって、新規部分が明確となるよう、追加が提案されている条項は斜体で表記されている。

提案された法律

第1項 表題、認定、目的の宣言

A. 特別利益団体の政府に対する影響力は甚大であり、法人や組合は毎年、政治家に対して数千万ドルという献金を行っている。その結果、特別利益団体に対して多額の助成金が支給される一方で、公共の利益が軽んじられている。

B. California州政府は長年にわたり住民に負担を強いてきた。California州は何十億ドルという負債を抱えており、多くの地方政府が破産寸前にある。政治家は往々にして、住民の要求を無視し、選挙運動に貢献をしている法人や労働組合、政府請負業者といった一部の偏った特別利益を優先しがちである。

C. こうした特別利益団体の貢献の結果、特別税額控除や大規模な公共事業契約、民間労働組合に利益をもたらす高コストな政府プログラム、公務員組合員向けの持続不可能な年金、福利厚生、給与システムといった、公共の利益に関係しないものがCalifornia州納税者の負担で生み出されている。

D. 一部の司法管轄区では選挙資金上限を定めているが、企業や組合から政治過程に流れる資金の動きを鈍化させるには至っていない。California州の政治に流れ込む資金の多くは、労働者の給与からの自動天引きという形で収集されている。法人経営者および組合は、時には遠まわしに時にはあからさまに、法人または組合の政治的目的に給与の一部を献金するよう従業員に

圧力をかけることが多くある。その目的は資金を提供した従業員の政治的意見を考慮することなく、数千万ドルの献金を収集し、当選した公職者に対する影響力を高めることにある。

E. 前述の理由に加え、企業および労働組合からの政治献金に関連する、California州政府の汚職および汚職と思われる行為を防止するため、California州の州民はここに特別利益団体による政治献金防止法案を制定する。本法令は以下を目的としている。

1. 企業および労働組合双方からの候補者への献金を禁止する。
2. 政府請負業者からの契約を発注する政府役人への献金を禁止する。
3. 法人および労働組合が、給与控除などの本質的に強制的な方法で、政治資金を従業員および組合員から収集することを禁止する。
4. 全従業員の政治献金はその他の方法によりまったくの任意とする。

第2項 特別利益団体による政治献金防止法案

政府法規の第9編第5章に第1.5条 (第85150項以下) を以下の通り追加する。

第1.5項 特別利益団体による政治献金防止法案

85150. (a) その他の法律および本編のいかなる条項にもかかわらず、法人または労働組合、公務員労働組合は、候補者または候補者が管理する委員会に対して献金を行ってはならない。また、資金が候補者または候補者が管理する委員会への献金として使用される場合には、政党委員会などのその他の委員会に対する献金も禁止される。

(b) その他の法律および本編のいかなる条項にもかかわらず、政府請負業者または政府請負業者が後援する委員会は、当選した役人が公共事業契約の付与、委託、発注に関する決定期間および契約期間中に、政府請負業者への公共事業契約の付与、委託、発注に影響を及ぼすために、自らの公的立場を利用する、利用に関与する、何らかの方法で利用しようと試みる場合、当選した役人または当選した役人が管理する委員会に対して献金を行ってはならない。

85151. (a) その他の法律および本編のいかなる条項にもかかわらず、法人または労働組合、公務員労働組合、政府請負業者、政府雇用者は、いかなる金額であれ政治的に使用する資金を従業員の賃金、収入、給与から控除してはならない。

(b) 本項は、細目(a)で禁止されている事項を除き、雇用主または労働組合、公務員労働組合が後援する委員会に対して従業員が任意の献金を行うことを禁止するものではない。ただし、当該献金は従業員の書面による同意の下に行うものとし、かかる同意の有効期間は一年以内とする。

31

32

(c) 本項は退職年金または健康保険、生命保険、死亡保険、身体傷害保険、あるいはその他の類似した福利厚生には適用されず、合衆国法典第26編第501(c)(3)項に従い組織された慈善団体の利益のために従業員が任意控除したものには適用されない。

85152. 本条項の目的において、以下の定義が適用される。

(a) 「法人」とはCalifornia州または米国内の他州、コロンビア特別区の法律、あるいは合衆国議会の法令に従い組織されたすべての法人を意味する。

(b) 「政府請負業者」とは政府雇用者の従業員を除く人物で、当該人物と政府雇用者の間で締結される物品や不動産、サービスを政府雇用者に提供するための契約の関係者を意味する。政府請負業者には、政府雇用者との契約に関係する公務員労働組合が含まれる。

(c) 「政府雇用者」とは、郡、市、チャーター郡、チャーター市、チャーター市郡、学校区、California大学、特別地区、理事会、委員会、機関を含むがこれらに限定されず、米政府を除く、California州またはその行政的小区域を意味する。

(d) 「労働組合」とは従業員が参加し、雇用者に関する不満、労働争議、賃金、報酬率、雇用時間、労働条件に対処することを全体または部分的な目的とする、あらゆる種類の組織、または機関または従業員を代表する委員会または計画を意味する。

(e) 「政治的目的」とは、候補者の指名または選挙、あるいは法案の認定または成立に関する賛否の裁決について、投票者の行動に影響を及ぼすため、または影響を及ぼそうと試みるために行われる支払い、あるいは候補者または管理委員会、政治的目的を主として設立された、または存在する組織（州中央委員会や郡中央委員会、または会員、組織、労働組合、公務員労働組合、法人により設立された政治活動委員会を含むがこれに限定されない）を含む政党の委員会の依頼により受領または実行された支払いを意味する。

(f) 「公務員労働組合」とは労働組合に加入している従業員が政府雇用者の従業員である労働組合を意味する。

(g) 本条項で使用されるその他の用語で、1974年度政治改革法とその後の改正（第9編（第81000項以下））、または公正政治慣習委員会により制定された規制で定義されたものは、2011年1月1日時点のこれらの規定と同じ意味を持つものである。

第3項 実施

(a) 本法案の条項のいずれか、または一部、あるいはかかる条項または部分の人物、組織、状況への適用が、理由の如何にかかわらず無効または違憲であると見なされる場合、無効な条項または部分、適用がなくとも残りの条項および部分、適用は効力を保持する。

(b) 本法案は既存の契約または団体交渉協定を妨げることは意図していない。全国労働関係法により規定されている場合を除き、新規または修正後の契約または団体交渉協定が本法案に違反する場合、かかる契約

または団体交渉協定は効力を有しないものとする。

(c) 本法案は、その目的を推進するために自由に解釈されるものとする。本法令の条項を施行するために従業員または組合員により提起された訴訟においては、ここに記された条項の遵守を立証する責任は雇用者または行動組合が負う。

(d) 政府法規第81012項にかかわらず、本法案の条項を州議会が改正することはできない。本法案はその後の州民発案法案により、あるいはCalifornia州憲法第II条第10項の細目(c)に従い、改正または撤回することができる。

提案第33号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、保険法に項を追加する。したがって、新規部分が明確となるよう、追加が提案されている条項は斜体で表記されている。

提案された法律

第1項 表題

本法案は2012年自動車保険割引法と称されるものとする。

第2項 California州の州民は、ここに以下の事項を認定し、宣言するものとする。

(a) California州法では、保険コミッショナーが保険料金を規制し、自動車保険会社がドライバーに提供できる割引率を決定する。

(b) これはCalifornia州保険消費者の利益を最優先にしておき、保険消費者は加入先の保険会社に関係なく、州の強制保険法に準拠し続ける限り保険料率の割引を受けることができる。

(c) 自動車保険に継続加入している消費者に対する割引は責任ある行動に対する報酬であり、割引は保険会社ではなく、消費者に対して適用されるべきである。

(d) 継続加入に対する割引は保険会社間に競争をもたらし、より多くの消費者に自動車保険の購入および維持を促す要因となる。

第3項 目的

本法案の目的は、California州の保険消費者が強制保険法に継続的に準拠している場合、保険料率の割引を受けられるようにすることである。

第4項 保険法に第1861.023項を以下の通り追加する。

1861.023. (a) 第1861.02項細目(a)のパラグラフ(4)にかかわらず、保険会社は第1861.02項に該当する保険契約に対して、継続加入を自動車保険料率の任意の算定因子として使用することができる。

(b) 本項の目的において、「継続加入」とは任意の保険会社における連続した自動車保険加入歴を意味し、これにはCalifornia州自動車アサインドリスクプランまたはCalifornia州低額自動車保険プログラムに従い提供されている保険適用範囲も含まれる。

(1) 軍隊勤務により加入者に未加入期間が生じた場合でも、継続加入と見なされるものとする。

(2) 一時解雇や一時帰休による雇用喪失により未加入期間が生じた場合、過去5年間に18か月を超えない限り、継続加入と見なされるものとする。

(3) その他の理由によって未加入期間が生じた場合、過去5年間に90日を超えない限り、継続加入と見なされるものとする。

(4) 親と同居する子供は、親の継続加入割引資格に基づき、当該割引資格を獲得できる。

(c) 継続加入の事実を証明できない消費者に対しては、加入期間に比例した割引が提供される。この際の割引は、消費者が継続加入の事実を証明できた場合に適用された割引額の割合となる。この割合は、過去5年間のうち消費者が保険に加入していた年数を反映している。

第5項 相反する選挙投票法案

本法案と継続加入に関する他の法案が、同じ州全域投票用紙に記載されている場合、その他の法案の条項は本法案に相反すると見なされる。本法案がその他の法案よりも多くの賛成票を得た場合、本法案の全条項が優先され、その他の法案の全条項は無効となる。

第6項 改正

3分の2の議員が賛成し、議会議事録に記録される指名点呼投票によって上院下院を通過する制定法によるこの目的を助長する場合以外、本法令の条項は州議会によって改正されないものとする。

第7項 可分性

本法令の条項は分離可能であり、本法令の条項または個人あるいは状況へのその適用が無効とされる場合、当該無効性は無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとするが、州民の意図である。

提案第34号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、刑法規の項を改正および廃止し、政府法規に項を追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

SAFE California法

第1項 表題

本州民発案法案は、「The Savings, Accountability, and Full Enforcement for California Act」もしくは「SAFE California法」と称され、引用されるものとする。

第2項 認定と宣言

California州の州民は、ここに以下の事項を認定し、宣言するものとする。

1. 殺人および強姦は阻止されるべきであり、これらの犯罪は法の下に裁かれ、処罰されなければならない。しかしながら、驚くべきことに、殺人事件の46%および強姦事件の56%が毎年未解決である。さらに多くの犯罪を解決し、我々の住環境からひとりでも多くの犯罪者を追放し家族を守るために、法執行にかけられる限られたられた財源・要員を活用しなければならない。

2. 警察官、保安官、地区司法長官は、現在、強姦および殺人事件の証拠を迅速に検証するために必要な資金不足の問題を抱えており、これにはDNA検査といった現代的な科学捜査の使用、殺人および性犯罪調査官の十分な人員確保にかかる費用が含まれる。法律を全面的に執行するためには、財源・要員が不可欠である。より多くの強姦および殺人事件を解決し、より多くの犯罪者を法に基づき処罰することで、我々の家族および地域の安全が確保される。

3. 多くの人が死刑は仮釈放なしの終身刑に比べてより安価であると考えているが、これは真実ではない。California州では、1978年以来、死刑に40億ドルを費やしてきた。死刑判決で検察官および判事を務めた経験を有するArthur Alarconおよび法律学教授のPaula Mitchellの研究によると、死刑判決にかかる費用は仮釈放なしの終身刑判決の20倍以上となる。死刑を仮釈放なしの終身刑に置き換えることで、California州納税者の負担を毎年1億ドル以上軽減できる。この節約分は、犯罪防止および起訴の必要経費として活用できる。

4. 多数の殺人犯および強姦犯が自由に街を徘徊し、我々の安全性を脅かす一方で、我々が支払う多額の税金が死刑囚監房に拘置されているわずか一握りの犯罪者に投じられている。こうした資金は、家族の安全を守るための犯罪防止や教育に使用されるべきである。

5. 死刑を仮釈放なしの終身刑に置き換えることで、一人も釈放せずに五年間で公費10億ドルが節約でき、この10億ドルを地域社会の安全を維持するための法執行、学校、高齢者および身体障害者向けのサービスに充当させることが可能となる。仮釈放なしの終身刑は、極悪犯罪者を永久に服役させ、費用の節約に繋がる。

6. 本国では、100名以上の罪のない人が死刑を求刑されており、実際にそのうち数名が死刑執行により命を落としている。3人の子供を放火によって殺した罪で死罪になったCameron Todd Willingham事件は、複数の専門家によって冤罪だったと結論付けられている。死刑は、無実の人を誤って死に至らしめる危険性を常にはらんでいる。

7. 複数の専門家が、California州でも無実の人に対して死刑を執行しているリスクが存在することを指摘し

33

34

ている。目撃者による誤った人物同一性の証言、時代遅れの科学捜査、行き過ぎた追訴が原因で無実の人が誤って有罪判決を受けている。我々は無実の人を守るためにやるべきことをやっていない。州法では、意図的に無実の人を刑務所に送ったとしても、その検察官は擁護され、納税者や被害者への説明義務もない。死刑を仮釈放なしの終身刑に置き換えると、少なくとも無実の人に対して死刑を執行するような事態を回避できる。

8. 有罪判決を受けた殺人犯は、犯した罪に対する責任を負い、被害者に損害填補の罰金を支払う必要がある。現在、これを行っているのは死刑囚監房にいる受刑者の1%未満に留まっており、被害者にはほとんど損害填補の罰金が支払われていない。殺人で有罪判決を受けた犯罪者は、セキュリティが最も厳格な刑務所において労働に従事すべきで、そこから得た資金は犯罪被害者補償基金を通じて被害者支援に使用される必要がある。これはMarsy's Lawにより保証されている被害者の権利に一致する。

9. California州の死刑は単なる空約束で、いくつもの死刑判決事例が数十年に渡り続行中である。仮釈放なしの終身刑には、悲しみにくれる関係者家族にとって迅速な解決方法であり、より確実な刑罰である。

10. 本法令を遡及適用させることで、費用がかかり非効率的な慣行を終焉させ、法執行にかかる財源・要員を殺人や強姦事件に投入して検挙率を向上させるとともに、公平かつ平等で一貫性のある量刑手続きが実現される。

第3項 目的と意図

以下を実現する法令を制定することが、California州の州民の目的であり意図するところである。

1. 我々の住環境からひとりでも多くの殺人犯および強姦犯を追放し家族を守る。

2. 五年間で公費10億ドルを節約し、この資金を地域社会における法執行、学校、高齢者および身体障害者向けのサービスに充当する。

3. 死刑を終身刑に置き換えることで節約できた資金でSAFE California基金を設立し、特に警察署や保安官事務所、地区司法局といった地域の法執行機関に資金を提供し、殺人や強姦事件の検挙率を向上させる。

4. 無実の人が冤罪によって死刑執行されるリスクを低減する。

5. 特別状況の殺人で終身刑を受け収監される犯罪者は、セキュリティが最も厳格な刑務所において労働に従事する義務を負い、そこから得た資金は犯罪被害者補償基金を通じて被害者支援に使用する。

6. 何十回も公判および延期を繰り返してきた、25年以上に渡り審議継続中の死刑案件を終焉させ、悲しみにくれる家族にとって必要な迅速な解決を促す。

7. 費用がかかり非効率的な慣行を終焉させ、その法執行にかかる財源・要員を解放し、家族の安全確保に活用する。

8. 死刑を仮釈放なしの終身刑に置き換えるという本法令を遡及適用させることで、公平かつ平等で一貫性のある量刑手続きを実現する。

第4項 刑法第190項を以下の通り改正する。

190. (a) 第一級殺人罪で有罪判決を受けた者は死

刑あるいは仮釈放なしの終身刑、25年以上の懲役または終身刑に処されるものとする。刑罰は第190.1項、190.2項、~~190.3項~~、190.4項、190.5項の規定により決定されるものとする。

細目(b)、(c)、(d)に規定されている場合を除き、第二級殺人罪で有罪判決を受けた者は、15年以上の懲役または終身刑に処されるものとする。

(b) 細目(c)に規定されている場合を除き、第二級殺人罪で有罪判決を受けたすべての者は、第830.1項の細目(a)、第830.2項の細目(a)、(b)、(c)、第830.33項の細目(a)、第830.5項に規定されている通り、被害者が保安官の地位にあり、職務執行中に殺害された、および被告が被害者が保安官であり、職務執行中であることを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する場合、25年間の懲役または終身刑に処されるものとする。

(c) 第二級殺人罪で有罪判決を受けたすべての者は、第830.1項の細目(a)、第830.2項の細目(a)、(b)、(c)、第830.33項の細目(a)、第830.5項に規定されている通り、被害者が保安官の地位にあり、職務執行中に殺害された、および被告が被害者が保安官であり、職務執行中であることを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する場合、および次のいずれかの事実により起訴され、それが真実であることが判明した場合、仮釈放なしの終身刑に処されるものとする。

(1) 被告に保安官を殺害する意思があった。

(2) 被告に、第12022.7項で定義されているような、深刻な肉体的損傷を保安官に負わせようとする意思があった。

(3) 被告は罪を犯す際に、第12022項の細目(b)に違反する、危険もしくは致死能力のある武器を使用した。

(4) 被告は罪を犯す際に、第12022.5項に違反する銃器を使用した。

(d) 第二級殺人罪で有罪判決を受けたすべての者は、車両から意図的に車両外にいる人物に深刻な身体的損傷を負わせようとする意思を持って銃器を発砲して殺人を犯した場合、20年の懲役または終身刑に処されるものとする。

(e) 第3部の第1編第7章第2.5条(第2930項以下)は、本項に従い下された判決の最短期間の処罰を軽減するためには適用されない。本項の規定に従い判決を受けた者は、本項で規定した最短の監禁期間を経過する以前に仮釈放されるものではない。

(f) 殺人罪で有罪となり本項に従い下された判決を受けた者は、第2700項に準じて矯正更正局

(Department of Corrections and Rehabilitation)の規則および規制に従い、服役中、セキュリティが最も厳格な刑務所において毎日多くの時間を忠実な労働者として就労する義務を負うものとする。受刑者が損害填補の罰金支払いもしくは損害填補命令を受けている場合、第2085.5項および第2717.8項に準じて、矯正更正局は受刑者の賃金および信託勘定残高からその分を差し引き、矯正更正局の規則および規定に従いCalifornia州犯罪被害者補償基金(California Victim Compensation)および政府請求役員会(Government

Claims Board) に送金するものとする。

第5項 刑法第190.1項を以下の通り廃止する。

190.1. 本章に従い適用された死刑判決の案件は、以下の様に個別の段階により裁かれるものとする。

(a) 被告が有罪であるか否かが最初に判断される。事実認定者が被告を第一級殺人罪で有罪だと認めた場合、同時に第190.2項で列举された問責事項すべての特別状況の真実を判断する。但し、被告が第一級もしくは第二級殺人罪の過去の訴訟手続きで有罪判決を受けていたとされる、第190.2項の細目(a)のパラグラフ(2)に従い起訴された特別状況を除く。

(b) 被告が第一級殺人罪で有罪が確定しており、特別状況のひとつが被告が第一級もしくは第二級殺人罪の過去の訴訟手続きで有罪判決を受けていたとされる第190.2項の細目(a)、パラグラフ(2)に従い起訴されている場合、当該特別状況の真実性を問うさらなる審議が行われるものとする。

(c) 被告は第一級殺人罪での有罪が確定しており、第190.2項で列举されているひとつもしくは複数の特別状況が訴訟され、真実であることが判明している場合、第1026項に基づく精神異常を理由とした無罪主張が正当であるかは、第190.4項の規定により判断されるものとする。被告が正常であると判明した場合、適用される処罰に関するさらなる審議が行われるものとする。当該審議は、第190.3項および第190.4項の条項に従い実施されるものとする。

第6項 刑法第190.2項を以下の通り改正する。

190.2. (a) 第一級殺人罪で有罪判決を受けた被告の処罰は、第190.4項における以下のひとつもしくは複数の特別状況が真実であることが判明した場合、死刑もしくは仮釈放なしの終身刑とする。

(1) 殺人が意図的かつ金銭上の利益を目的に行われた。

(2) 被告に第一級もしくは第二級殺人罪で有罪判決を受けた前科がある。本パラグラフにより、別の司法管轄区で引き起こされた犯罪であっても、California州における第一級もしくは第二級殺人罪に値する犯罪である場合は、これらは第一級もしくは第二級殺人罪と見なされる。

(3) 被告が本審議中に、第一級もしくは第二級殺人罪で複数回に渡り有罪判決を受けている。

(4) 殺人が、地域や住居、建物、構造物の人目につかないところなどに置かれた、もしくは隠された破壊装置や爆弾、仕掛けられた爆発物によって行われ、被告は自身の行為により、ひとりもしくは複数の人間を高い死亡リスクにさらすことを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。

(5) 殺人が、合法的な逮捕を回避するもしくは阻むために、あるいは合法的な拘置からの完全に逃走するもしくはこれを試みる目的で行われた。

(6) 殺人が、被告が郵送もしくは配達した、あるいは郵送や配達を試みた、もしくは郵送や配達をさせた破壊装置や爆弾、仕掛けられた爆発物によって行われ、被告は自身の行為により、ひとりもしくは複数の人間を

高い死亡リスクにさらすことを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。

(7) 被害者が、第830.1項、第830.2項、第830.3項、第830.31項、第830.32項、第830.33項、第830.34項、第830.35項、第830.36項、第830.37項、第830.4項、第830.5項、第830.6項、第830.10項、第830.11項、第830.12項で定義されている職務遂行中の保安官であり、意図的に殺害され、被告が被害者が保安官であり職務執行中であることを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。もしくは被害者が上記列举の各項で定義された保安官もしくは項のいずれかに該当する元保安官であり、職務遂行中に報復を目的に意図的に殺害された。

(8) 被害者が職務執行中の州連邦警察の職員もしくは調査官で、意図的に殺害され、被告は被害者が職務執行中の州連邦警察の職員もしくは調査官であることを認識していた、あるいは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。もしくは被害者が職務執行中の州連邦警察の職員あるいは調査官で、報復を目的に意図的に殺害された。

(9) 被害者が第245.1項で定義されている消防士であり、職務遂行中に意図的に殺害され、被告は被害者が消防士であることを認識していた、もしくは認識していたと思われる合理的な理由が存在する。

(10) 被害者が刑事事件の証人であり、刑事訴訟や少年審判における被害者の証言を妨害する目的で意図的に殺害され、その殺人が被害者が証人となった事件の際に犯された、もしくは犯されようとしたものではない。あるいは被害者が刑事事件の証人であり、刑事訴訟や少年審判における被害者の証言に対する報復として意図的に殺害された。本パラグラフで使用される「少年審判」は、福祉施設法(Welfare and Institutions Code)の第602項もしくは第707項に従う審判を指す。

(11) 被害者が本州もしくは他州の地方や州、連邦の検察官あるいは副検察官、元検察官、元副検察官であり、殺人が意図的に報復を目的として、あるいは被害者の公務を妨害する目的で行われた。

(12) 被害者が本州もしくは他州の地方や州、連邦制度の記録裁判所の判事もしくは元判事で、殺人が意図的に報復を目的として、あるいは被害者の公務を妨害する目的で行われた。

(13) 被害者が連邦政府や本州、他州の地方自治体や州政府の選出役人や指名役人、元役人であり、殺人が意図的に報復を目的として、あるいは被害者の公務を妨害する目的で行われた。

(14) 殺人が特に凶悪、残忍、残虐、桁外れに卑劣に行われた。本項で使用される「特に凶悪、残忍、残虐、桁外れに卑劣」という言葉は、被害者に不必要な酷い苦痛を与える非良心的あるいは無慈悲な犯罪を意味する。

(15) 被告が意図的に被害者を待ち伏せて殺害した。

(16) 被害者がその人種、肌の色、宗教、国籍、出身国が原因で意図的に殺害された。

(17) 殺人が、被告が関与もしくは共犯として、次の重罪を犯した、犯そうと試みた、犯行後の逃走時、逃走を試みている最中に行われた。

(A) 第211項もしくは第212.5項に違反する強盗。

(B) 第207項もしくは第209項、第209.5項に違反する誘拐。
(C) 第261項に違反する強姦。
(D) 第286項に違反する反自然的性交。
(E) 第288項に違反する14歳未満の子供に対するわいせつもしくはみだらな行為。
(F) 第288a項に違反する口腔性交。
(G) 第460項に違反する第一級もしくは第二級住居侵入窃盗。

(H) 第451項の細目(b)に違反する放火。
(I) 第219項に違反する列車転覆。
(J) 第203項に違反する傷害。
(K) 第289項に違反する器具を使った強姦。
(L) 第215項に違反するカージャック。
(M) サブパラグラフ(B)の誘拐もしくはサブパラグラフ(H)の放火の特別状況の立証にあたり、重罪の要素を証明するために唯一必要とされるのは、殺人の意図が存在していたか否かである。その証明ができれば、誘拐や放火の重罪が殺人を主なあるいは唯一の目的として行われたものであっても、誘拐・放火および殺人という2つの特別状況において起訴される。

(18) 殺人が意図的で、拷問の苦痛を伴うものであった。

(19) 被告は意図的に被害者を毒物投与によって殺害した。

(20) 被害者が本州もしくは他州の地方や州、連邦制度の記録裁判所の陪審員で、殺人が意図的に報復を目的として、あるいは被害者の公務を妨害する目的で行われた。

(21) 殺人が意図的に、車両から意図的に別の人物や車両外にいる人物を殺害する意思を持って銃器を発砲して行われた。本パラグラフの「車両」は、交通法

(Vehicle Code) 第415項で定義されたすべての車両を意味する。

(22) 被告は第186.22項の細目(f)で定義された違法なストリートギャング行為に加担中、意図的に被害者を殺害し、殺人は違法なストリートギャング行為の延長として行われた。

(b) ここに列举された特別状況に細目(a)で特に要求される殺害の意図がある場合を除き、第190.4項における特別状況が真実であることが判明した直接的な殺人犯は、犯罪実行時における殺害の意図を有しているか否かに関係なく、死刑もしくは仮釈放なしの終身刑とする。

(c) 実際に殺人を犯してはいないが、第一級殺人罪を犯した関係者を殺害の意図を持って、補助、教唆、助言、命令、誘導、懇願、要求、援助したすべての人物は、第190.4項における細目(a)に列举されたひとつもしくは複数の特別状況が真実であることが判明した場合、死刑もしくは州刑務所における仮釈放なしの終身刑とする。

(d) 細目(c)にかかわらず、実際に殺人を犯してはいないが人命に対する未必の無関心な態度を持って、主要な参加者として細目(a)のパラグラフ(17)に列举されている重罪を犯すために、補助、教唆、助言、命令、誘導、懇願、要求、援助を行い、ひとりあるいは複数の人物を死に至らしめ、第一級殺人罪として有罪であると判断されたすべての人物は、第190.4項における細目(a)のパ

ラグラフ(17)に列举された特別状況が真実であることが判明した場合、死刑もしくは州刑務所における仮釈放なしの終身刑とする。

刑罰は本項および第190.1項、第190.3項、第190.4項、第190.5項の規定により決定されるものとする。

第 7 項 刑法第190.3項を以下の通り廃止する。

190.3. 被告が第一級殺人罪で有罪判決を受け、特別状況が起訴されそれが事実であることが判明した場合、もしくは被告が軍人及び退役軍人法規 (Military and Veterans Code) 第1672項の細目(a)、あるいは本法令の第37項、第128項、第219項、第4500項に違反する有罪であることが判明し、死刑判決を受ける可能性ある場合、事実認定者が処罰が死刑もしくは州刑務所における仮釈放なしの終身刑のいずれかを判断するものとする。刑罰に関する審議の際、刑罰の加重や軽減、長さに関連する事象に関する証拠は、検察および被告の両方から提示される可能性がある。これには、現在の犯罪の性質と状況、重罪の前科もしくは前科が暴力犯罪に関連していたか否か、同被告による他の犯罪行為の有無、およびそれらに武力行使や暴力行為、あるいはその試みが含まれていたか、また武力行使や暴力行為的な表現や暗黙の脅しが含まれていたか、被告の人格や背景、歴史、精神状態、健康状態が含まれるがこれらに限定されるものではない。

しかし、被告によるその他の犯罪行為に、武力行使や暴力行為、あるいはその試みが含まれていなかった、また武力行使や暴力行為的な表現や暗黙の脅しが含まれていなかった場合、それらの証拠は認められない。本項でいう犯罪行為は、必ずしも有罪判決が伴うものではない。

しかしいかなる場合においても、被告が起訴され無罪となった前の犯罪行為の証拠は採用されない。本証拠の使用にかかる制限は、本項に従う審議にのみ適用されることを意図しており、当該証拠が他の審議に使用されることを許可する制定法や判例法に影響を与えることは意図していない。

被告が死刑判決を受ける可能性のある犯罪や特別状況を証明する証拠を除き、法廷で採用される証拠の通知が審理の前に裁判所が決定したしかるべき期間内に被告に提示されない限り、罪を加重するために検察側から提示される証拠はない。当該通知なしに、被告側から罪の軽減を求めて反論として証拠が提出される可能性はある。

事実認定者は、将来的に州刑務所における仮釈放なしの終身刑は、刑罰が科せられた後にCalifornia州政府により仮釈放も含め減刑もしくは変更される可能性があることを告知される。

刑罰の決定において事実認定者は、適切であれば次の要因を考慮に入れるものとする。

(a) 第190.1項に準じて真実であることが判明した、被告が犯した現在審理中の犯罪の状況および確認された特別状況の存在。

(b) 被告による、武力行使や暴力行為、あるいはその試みが含まれていなかった、また武力行使や暴力行為的な表現や暗黙の脅しが含まれていなかった犯罪行為の有無。

- (c) 重罪の前科の有無。
- (d) 犯罪を犯した時点で被告が極度の精神障害もしくは情緒不安定な状態にあったか否か。
- (e) 被害者が被告の殺人計画に参加していたか否か、もしくは殺人行為に同意していたか否か。
- (f) 被告が犯罪を犯した状況に、行為の倫理的正当性や情状酌量の余地があると思われるしかるべき理由があったか否か。
- (g) 被告の行為が極度の脅迫もしくは別の人物による実質的な支配によるものだったか否か。
- (h) 犯罪発生時に、被告に自らの犯罪行為を理解する能力があったか否か、また法を犯さないという正常な判断能力の低下させるような精神疾病や障害、薬物等の中毒の影響があったかどうか。
- (i) 犯罪発生時の被告の年齢。
- (j) 被告は犯罪の共犯であり、犯罪への加担度合いは比較的些細なものであったかどうか。
- (k) 犯罪を犯す正当な理由はないものの、罪の軽重を判断する他の状況。

事実認定者はすべての証拠を聴取および受理し、弁護人による弁論を検討した後で、本項で言及されている罪を加重もしくは軽減させるような状況を考慮および参照するものとし、また事実認定者がそうした加重状況が軽減状況をしのぐと判断した場合は死刑を科すものとする。事実認定者が軽減状況が加重状況をしのぐと判断した場合、事実認定者は州刑務所における仮釈放なしの終身刑を科すものとする。

第8項 刑法第190.4項を以下の通り改正する。

190.4. (a) 第190.2項に列挙されている特別状況が事実であり、事実認定者が被告が第一級殺人罪で有罪だと判断した場合、事実認定者は主張されるそれぞれの特別状況の真実性について特別な事実認定を行うものとする。すべてのもしくは特別状況すべての事実認定は、法廷に提示された証拠あるいは第190.1項の細目(b)に準じた審理に基づき事実認定者が行うものとする。

特別状況が真実であるか否かを疑う合理的な理由がある場合、被告は事実は真実ではないと述べる権利を有する。事実認定者は、起訴されているそれぞれの特別状況が真実であるか否かの特別な事実認定を行うものとする。犯行もしくは犯行未遂の証拠を必要とする特別状況の場合、当該犯罪は審理に適用される一般法および有罪判決に従い起訴および立証されるものとする。

被告が陪審員なしで開廷された法廷にて判決を受けた場合、刑罰を決定する事実認定者は陪審員とし、陪審員が被告もしくは検察側により放棄されている場合は、事実認定者は法廷となる。被告が有罪の申立てにより有罪判決を受けた場合、陪審員が被告もしくは検察側により放棄されている場合を除き、事実認定者は陪審員となる。

事実認定者が起訴されている第190.2項で列挙されているひとつあるいは複数の特別状況が事実であることを確認した場合、個別の刑罰審理が行われ、被告は州刑務所における仮釈放なしの終身刑を科せられるものとし、起訴されている残りの特別状況が事実ではなく、

事実認定者が陪審員でない場合、陪審員に起訴されている残りの特別状況の真実性に関しそれが事実であるか否かについて合意する能力はなく、個別の刑罰審理は開催されないものとする。

被告が陪審員によって有罪判決を受けた場合、陪審員が起訴されたひとつあるいは複数の特別状況が事実であるが満場一致の評決を出せない、および起訴されたすべての特別状況が事実ではなく満場一致の評決を出せない場合、法廷が現行の陪審員を解散し、新たに選出した陪審員に問題を審理させる命令を出すものとするが、有罪か無罪であるかは当該陪審員により審議されるものではなく、また当該陪審員が前任の陪審員が事実でないために満場一致の評決に至った特別状況の真実性を再度審議することもない。新たに任命された陪審員が、審理中のひとつあるいは複数の真実である特別状況に関して満場一致の評決に至ることができない場合、法廷は陪審員を解散し、法廷の裁量において新たな陪審員を選定し、前任の陪審員が満場一致の評決に至らなかった問題の審理を命令するか、州刑務所における懲役25年の刑を科す。

(b) 被告が陪審員なしで開廷された法廷にて判決を受けた場合、刑罰を決定する事実認定者は陪審員とし、陪審員が被告もしくは検察側により放棄されている場合は、事実認定者は法廷となる。被告が有罪の申立てにより有罪判決を受けた場合、陪審員が被告もしくは検察側により放棄されている場合を除き、事実認定者は陪審員となる。

事実認定者が陪審員であり、刑罰に関して満場一致の評決に至らない場合、法廷は陪審員を解散し、新たに陪審員を任命してどのような刑罰を与えるかについて審理する命令を出すものとする。新たに任命された陪審員が、与える刑罰について満場一致の評決に至ることができない場合、法廷の裁量において新たな陪審員を選定するか、州刑務所における仮釈放なしの終身刑を科す。

(c) (b) 犯罪を犯した被告に州刑務所における仮釈放なしの終身刑/死刑判決を下した事実認定者が陪審員であった場合、法廷に同陪審員を罷免し、新しい陪審員を選出する正当な理由が提示されない限り、同陪審員は第1026項に準じた精神異常を理由とする無罪の申立てならびに申し立てられた特別状況の真実性を考慮するものとする。法廷は、公表を前提とした正当な理由の事実を裏付ける事実を述べ、議事録に記録するものとする。

(d) 被告が死刑判決を受ける可能性がある場合、審理の前の段階で提出された第1026項に準じた精神異常を理由とする無罪の申立ての審理も含む証拠は、前の倫理段階における事実認定者が後続段階の事実認定者と同一であれば、継続審理のすべての段階においても考慮されるものとする。

(e) 事実認定者が死刑であるとの評決を出す、もしくは死刑を科すことを認定したすべての事例において、被告は第11項の細目7に準じて、当該判決や認定を修正する申立てを行う権限を有するものとする。申立ての決定において、判事は証拠を再検証、検討、考慮し、ならびに第190.3項において罪を加重もしくは軽減させるような状況を参照するものとし、加重状況が軽減状況を上回るのという陪審員の認定や評決が法や提出された

証拠に反していないかを判断するものとする。判事は、自身の認定の理由を記録する。

判事は、申立ておよび評決に対する自身の判決を明確に示し、それらは法廷書記官による議事録に記載される。第1181項の細目(7)に準じた死刑判決の変更の拒否は、第1239項の細目(b)により自動的な上訴として検討されるものとする。申立ての承諾はパラグラフ(6)により、検察側で検討される。

第9項 政府法規の第1編第7節に第33章(第7599項以下)を以下の通り追加する。

第33章 未解決の強姦および殺人事件調査のためのSAFE CALIFORNIA基金

第1条 SAFE California基金の設置

7599. 「SAFE California基金」として知られる特別基金を州財務省の管理下に設置し、継続的に目的遂行に充てる

第2条 基金の充当および配分

7599.1. 基金充当

2013年1月1日、1000万ドル(\$10,000,000)を一般財源から2012~13会計年度のSAFE California基金に移行し、継続的に本章に追加された目的遂行のために充てるものとする。2013~14会計年度および2014~15会計年度、2015~16会計年度の毎年7月1日に、追加で3000万ドル(\$30,000,000)を一般財源からSAFE California基金に移行するものとし、継続的に本章に追加された目的遂行のために充てるものとする。SAFE California基金に移行された資金は、本章に追加された目的にのみ使用され、州議会によりその他の目的のために充当されたり、移行されないものとする。SAFE California基金の資金は、会計年度を問わず使用することができる。

7599.2. SAFE California基金からの資金配分

(a) 司法長官の指示に従い、殺人および強姦事件の検挙率向上のため、監査官はSAFE California基金の資金を警察署や保安官事務所、地区司法局に配分する。資金を受け取る対象となるプロジェクトおよび活動には、強姦事件で採取された物的証拠の迅速な分析処理、DNA分析や照合を含む科学捜査処理能力の向上、殺人および性犯罪調査員や検察官の増員、目撃者の保護が含まれるがこれらに限定されるものではない。SAFE California基金からの資金は、司法長官が決定した公正かつ公平な配分式により警察署や保安官事務所、地区司法局に配分されるものとする。

(b) 資金の充当や配分にかかる費用は、SAFE California基金から差し引かれる。司法長官および監査官は、充当や配分にかかる費用をゼロにするもしくはゼロに近づけ、基金が殺人および強姦事件の検挙率向上のためのプログラムや活動に最大限振り分けられるようあらゆる努力をするものとする。

第10項 法令の遡及適用

(a) 第3項に記載された本法令の目的を達成し、公平かつ平等で一貫した量刑手続きを実現させるために、本法令は遡及的に適用されるものとする。

(b) 本法令が発効する以前に死刑を宣告された被告もしくは受刑者の事例においては、本法令の条項のもと、刑罰は州刑務所における仮釈放なしの終身刑に自動的に変更されるものとする。California州は、本法令の発効にともないすべての死刑執行を取りやめる。

(c) 本法令の発効日以降、最高裁判所はすべての死刑判決の上訴および保留中の人身保護請願を最高裁判所から地方の控訴裁判所や上位裁判所に最高裁判所の裁量において移行させることができる。

第11項 発効日

本法令は、California州憲法第II条第10項細目(a)に準じた選挙投票日の翌日から効力を発するものとする。

第12項 可分性

本法令の条項は分離可能である。本法令もしくはその適用が無効と見なされる場合、これには第10項が含まれるがこれに限定されるものではない、その無効性は無効な条項または適用がなくとも効力を持つ他の条項および適用に影響しないものとする。

提案第35号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいてCalifornia州の州民に提出される。

本州民発案法案は、証拠法に項を追加し、刑法規の章見出しと項を改正および追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分が明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

CALIFORNIA州性的搾取防止法(「CASE法」)

第1項 表題

本法案は「California州性的搾取防止法(「Case法」)」と称され、引用されるものとする。

第2項 認定と宣言

California州の州民は、ここに以下の事項を認定し、宣言するものとする。

1. 州民すべて、特に子供をあらゆる形態の性的搾取から保護することは最重要事項である。

2. 人身売買は人間の尊厳に反する犯罪であり、重大な人権および公民権の侵害である。人身売買は現代の奴隷制度であり、他者の脆弱性搾取の現れである。

3. 米国司法省の調査によると、300,000人を上回るアメリカ人の子供が商業的な性的搾取のリスクにさらされている。その大半は12~14歳で性産業に従事させられており、中には4歳児が売買されている事例もある。未成年者は合法的に性的活動に同意する能力がな

いたため、暴力行為のあるなしにかかわらず、そうした未成年者が人身売買の被害者となる。

4. インターネットの普及はCalifornia州に大いなるメリットを提供しているが、一方では人身売買者や性犯罪者がこの技術を悪用し、州に居住する社会的弱者である未成年をたくみに誘いこんだり、餌食にする方法として活用している。

5. 人身売買者や性的搾取を目的にネットを悪用して女性や子供を探す性犯罪者による脅威に対抗するために、さらに厳格な法律を必要としている。

6. 性犯罪者による人身売買や性的搾取を目的としたインターネットの利用を防止するために、性犯罪者の登録要件を強化する必要がある。

第3項 目的と意図

以下を実現するCASE法を制定することが、California州の州民の目的であり意図するところである。

1. 人身売買犯罪に対抗し、人身売買犯罪を働きかけたり従事する人物を公正かつ効果的に罰する。

2. 犯罪者のみならず売買された個人の被害者を特定し、その権利を保護する。

3. 性犯罪者の登録要件の強化、ネットを使用する性犯罪者および人身売買者の追跡および防止のための法的処置の許可を含む、性的搾取に関する法律を強化する。

第4項 証拠法に第1161項を以下の通り追加する。

1161. (a) 刑法第236.1項が定義する商業的な性的行為に従事した結果として人身売買の被害者となった場合の証拠は、そうした行為に関連する被害者の行動における法的責任を証明するためには使用できない。

(b) 刑法第236.1項が定義する人身売買の被害者としての性遍歴もしくは商業的な性的行為の履歴の証拠は、いかなる民事もしくは刑事訴訟においても、信頼性の攻撃や被害者の人格を弾劾するための証拠としては認められない。

第5項 刑法第1部第8編第8章(第236項以下)の見出しを以下のように改正する。

第8章 不法監禁および人身売買

第6項 刑法第236.1項を以下の通り改正する。

236.1. (a) 他者の個人的自由を剥奪もしくは侵害する者で意図的に第266項、第266h項、第266i項、第267項、第311.4項、第518項に対する重大な違反を犯すあるいは継続的に違反する、もしくは強制的な労働やサービスに従事させるすべての者は、人身売買の罪で有罪であり州刑務所における5年、8年、あるいは12年の懲役および50万ドル以下の(\$500,000)罰金が科される。

(b) 細目(c)で規定されている場合を除き、本項に対する違反は州刑務所における3年、4年、5年の懲役が科せられる。

(c) 本項への違反において、人身売買の被害者の犯行当時の年齢が18歳未満であった場合は、州刑務所における4年、6年、8年の懲役が科せられる。

(d) (1) 本項の目的において、他者の個人的自由の違法な剥脱や侵害には、詐欺や偽り、強制、暴力、脅迫、強迫、被害者もしくは他者を不法に損傷させるといった脅し、そしてそうした脅しを受けたもしくはそれを懸念する人物が、それが実行される可能性があると信じる相当な理由がある状況下において、他者の自由を相当かつ持続的に制限する行為が含まれる。

(2) 脅迫には、被害者の実際のもしくは所持していたとされるパスポートや移民関連文書の意図的な破壊や隠匿、削除、没収、保有が含まれる。

(e) 本項の目的において、「強制的な労働とサービス」とは、無理強い、詐欺、強制によって、あるいはその人物の意思をはるかに超えた威圧的な行為により、その人物に実施もしくは提供させる、あるいは保持もしくは維持させる労働やサービスを意味する。

(b) 他者の個人的自由を剥奪もしくは侵害する者で、意図的に第266項、第266h項、第266i項、第266j項、第267項、第311.1項、第311.2項、第311.3項、第311.4項、第311.5項、第311.6項、第518項に違反するものは、人身売買の罪で有罪であり、州刑務所における8年、14年、20年の懲役および50万ドル以下の(\$500,000)罰金が科される。

(c) 犯罪発生時に、未成年者であった人物に対し商業的な性的行為をするよう強制、勧誘、説得、あるいは強制、勧誘、説得未遂を犯し、意図的に第266項、第266h項、第266i項、第266j項、第267項、第311.1項、第311.2項、第311.3項、第311.4項、第311.5項、第311.6項、第518項違反を犯すあるいは継続的に違反するものは、人身売買の罪で有罪である。本細目に違反するものは、州刑務所における以下の懲役に科せられる。

(1) 5年、8年、12年の懲役および50万ドル以下の(\$500,000)罰金。

(2) 無理強いや恐怖、詐欺、偽り、強制、暴力、脅迫、強迫、被害者もしくは他者を不法に損傷させるといった脅しが含まれている場合は15年の懲役および懲役および50万ドル以下の(\$500,000)罰金。

(d) 未成年者が商業的な性的行為をするよう強制、勧誘、説得されていたか否かを判断する上で、被害者の年齢や被害者と人身売買者や人身売買者の代理人との関係、被害者のハンディキャップや身体障害の有無を含む、全体的な状況を考慮するものとする。

(e) 犯罪発生時に未成年であった人身売買被害者による同意は、本項における刑事訴追の抗弁とは認められない。

(f) 犯罪発生時に未成年であった人身売買被害者の年齢の事実誤認は、本項における刑事訴追の抗弁とは認められない。

(f) (g) 州議会は、本項の人身売買の定義が合衆国法典第22編第7102(8)項で規定された最も重い人身売買の罪の定義と同等であることを認定する。

(g) (l) 細目(c)の処罰に加え、商業的な性行為が含まれる人身売買の罪を犯し、その犯罪発生時の人身売買被害者の年齢が18歳未満であった場合、10万ドル以下(\$100,000)の罰金が科される。

(2) 本細目で使用する「商業的な性行為」とは、金銭的に価値のあるものの授受が関連するすべての性的行為を意味する。

(h) 本項に準じて科せられたもしくは徴収されたすべての罰金は、被害者・証人援助基金 (Victim-Witness Assistance Fund) に預け入れられ、人身売買被害者のためのサービスの基金として充当される。本項に準じて徴収および預け入れられた罰金の少なくとも50%は、人身売買被害者のケアを行う地域的組織に助成金として交付されるものとする。

(h) 本章の目的において、以下の定義が適用される。

(1) 「強制」には、ある行為を怠る結果として誰かに深刻な害や身体的拘束を与えると信じ込ませる目的を持つ意図的な陰謀や計画、パターン、法的手続きの悪用もしくは悪用の脅迫、借金による束縛、その人物の判断力を意図的に弱めるような規制薬物の提供や保持誘導が含まれる。

(2) 「商業的な性行為」とは、金銭的に価値のあるものの授受が関連するすべての性的行為を意味する。

(3) 「他者の個人的自由の違法な剥脱や侵害」には、無理強いや恐怖、詐欺、偽り、強制、暴力、脅迫、強迫、被害者もしくは他者を不法に損傷させるといった脅し、そしてそうした脅しを受けたもしくはそれを懸念する人物が、それが実行される可能性があると信じる相当な理由がある状況下において、他者の自由を相当かつ持続的に制限する行為が含まれる。

(4) 「脅迫」には、一般人にある行為への加担もしくは実施を黙諾させるために、不履行の場合には強制、暴力、脅威、困窮、報復が生じるという直接的もしくは暗示的な脅し、被害者の実際のもしくは所持していたとされるパスポートや移民関連文書の破壊や隠匿、削除、没収、保有をするという直接的もしくは暗示的な脅し、被害者の実際のもしくは所持していたとされるパスポートや移民関連文書の意図的な破壊や隠匿、削除、没収、保有が含まれる。

(5) 「強制的な労働とサービス」とは、無理強い、詐欺、脅迫、強制によって、あるいはその人物の意思をはるかに超えた威圧的な行為により、その人物に実施もしくは提供させる、あるいは保持もしくは維持させる労働やサービスを意味する。

(6) 「深刻な身体的損傷」とは、著しいあるいは相当な肉体的損傷を意味する。

(7) 「未成年者」とは18歳未満の人物を意味する。

(8) 「深刻な害」には、同じ背景を有する一般人を不履行により害が生じると脅迫し、労働やサービス、商業的な性行為の実施もしくは継続的な実施を強制する、

あらゆる状況下における身体的・非身体的を問わず著しく深刻な精神的、金銭的、評判を傷つけるような害を含む、すべての被害・損害が含まれる。

(i) 被害者の年齢や被害者と人身売買者や人身売買者の代理人との関係、被害者のハンディキャップや身体障害の有無を含む、全体的な状況は、本項が規定する「個人的自由の違法な剥脱や侵害」、「脅迫」、「強制」の存在を判断する上で考慮される要因とする。

第7項 刑法第236.2項を以下の通り改正する。

236.2. 法執行機関は人身売買のすべての被害者の身元を明らかにするために、その人物の市民権にかかわらず、相当な注意を払うものとする。保安官が個人的自由を剥奪された人物、商業的な性行為に従事させられている未成年、第647項細目(a)もしくは(b)の違反が疑われる者、もしくは家庭内暴力や強姦性的暴力の被害者と接触する場合、保安官は人身売買の存在を示す次の要因の有無を考慮する。

(a) トラウマや疲労、損傷、ケア不足を示すその他の兆候。

(b) 殻に閉じこもったり、話すことを恐れている素振り、あるいはコミュニケーションが誰かに監視されている。

(c) 行動の自由がない。

(d) 一箇所で生活および仕事をしている。

(e) 雇用主に借金がある。

(f) その人物への接触を管理するためのセキュリティ対策が講じられている。

(g) 政府発行のIDや移民関連の文書を自分で管理していない。

第8項 刑法に第236.4項を以下の通り追加する。

236.4. (a) 第236.1項違反を犯した者に対し、裁判所は他の懲罰、罰金、賠償金に加え、被告に100万ドル以下(\$1,000,000)の追加罰金の支払いを命ずることができる。罰金額を設定する場合、裁判所は罪の深刻度と重要さ、犯罪を犯した状況および期間、犯罪の結果として被告が得た経済的利益の額、犯罪の結果として被害者がどれくらいの損失を被ったかについて、あらゆる関連事項を考慮するものとするが、これらに限定されるものではない。

(b) 第236.1項に違反する犯罪もしくは犯罪未遂において被告に重大な身体的損傷を負わせた者は、さらなる懲罰として州刑務所における5年、7年、10年の継続的な期間における懲役が科せられる。

(c) 以前、第236.1項で特定されている犯罪を犯したものは、個別に訴訟を起こされ審議されたそれぞれの追加罪状に対しさらに州刑務所における5年の懲役が科せられる。

(d) 第236.1項に準じて科せられたもしくは徴収され

たすべての罰金は、被害者・証人援助基金 (Victim-Witness Assistance Fund) に預け入れられ、California 緊急事態管理庁 (Cal EMA: California Emergency Management Agency) が管理し、人身売買被害者のためのサービスの基金として充当されるものとする。徴収および預け入れられた罰金の70%は人身売買被害者のシェルターやカウンセリング、その他直接的なサービスを提供する公的機関や非営利法人に交付される。徴収および預け入れられた罰金の残りの30%は、人身売買の防止、証人の保護、救済措置の目的で法執行機関や起訴された管轄区域の法務当局に交付される。

第9項 刑法第290項を以下の通り改正する。

290. (a) 第290項から第290.023項 第290.024項は、包括的に性犯罪者登録法と称され、引用されるものとする。本項における「本法令」とは、この性犯罪者登録法を指す。

(b) 細目(c)が規定するすべての者は、今後California州に居住している間もしくはCalifornia州で就学あるいは就労する間、第290.002項および第290.01項の規定に従い、居住区域の市警察署長、あるいは警察署のない地方自治体や市以外の地域に居住している場合は郡の保安官事務所への登録を義務付けるものとし、さらにCalifornia大学、California州立大学、コミュニティカレッジのキャンパスやその施設に居住、入学、勤務する者は、転入後もしくは市、郡、市郡、キャンパスの一時的な居住場所からの移転後5日以内に、本法令に従い大学警察署への登録を義務付けるものとする。

(c) 次の者は登録を必要とする。

1944年7月1日以降に以下の犯罪を犯し、本州の裁判所もしくは連邦裁判所や軍事裁判所において有罪判決を受けている、あるいはその後受けた者。第187項違反、もしくは第286項、第288項、第288a項、第289項、第207項、第209項の規定違反に当たる犯行、犯行未遂、強姦、その他の行為、あるいは第261項および第286項、第288項、第288a項、第289項、第220項への違反を意図した行為、ただし州刑務所における懲役判決を受けた者に対する無理強いや暴力の使用を含む第236.1項細目(b)および(c)、第243.4項、第261項細目(a)の paragraph (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、第262項細目(a)の paragraph (1)の傷害を与えるという脅しを除く。第264.1項、第266項、第266c項、第266h項細目(b)、第266i項細目(b)、第266j項、第267項、第269項、第285項、第286項、第288項、第288a項、第288.3項、第288.4項、第288.5項、第288.7項、第289項、第311.1項、第311.2項細目(b)、(c)、(d)、第311.3項、第311.4項、第311.10項、第311.11項、第647.6項、元第647a項、第653f項細目(c)、第314項細目1、2への違反、および第272項規定のわいせつもしくはみだらな行為を含む犯罪、第288.2項、上述犯罪のいずれかの要素を含む以前の規則に違反する重罪を犯した者。上記日付以降に上述のいずれかを犯したあるいは未遂の者。

第10項 刑法第290.012項を以下の通り改正する。

290.012. (a) 第290項細目(b)が規定する要素の登録内容を更新するために、登録者は登録もしくは住所変更を行った後、毎年、最初の生年月日から5営業日以内に、登録情報を更新しなければならない。年次の更新登録の際、登録者は司法省の年次の更新用紙に必要とされる現在の情報を記載するものとし、これには第290.015項細目(a)の paragraph (1)から(3) (5)が規定する情報が包括的に含まれる。登録機関は、登録者に司法省の登録用紙の要件の控えを提供する。

(b) さらに、福祉施設法の第6600項の定義により、凶悪性犯罪者で有罪となっているすべての者は、釈放後少なくとも90日ごとに司法省が定めた方法により住所と雇用主の氏名と住所を含む勤務場所を確認されるものとする。90日ごとに登録内容を証明することを義務付けられた凶悪性犯罪者の判決を受けたすべての者は、次回登録時に必要な増加した登録義務について通知されるものとする。

この通知は登録機関より書面により提供される。本通知の受け取り拒否や不履行は、第290.018項細目(f)が規定する罪状に対する抗弁と受け取られる。

(c) さらに、本法令の対象となるすべての者がCalifornia州に短期滞在する場合、第290.011項に従い少なくとも30日ごとに登録内容の更新を義務付ける。

(d) 本項に従い情報の登録もしくは更新を行う者に、登録機関がその費用の支払いを要求することはない。登録機関は、年次の更新や住所変更を含む登録内容を司法省凶悪犯罪情報ネットワーク (VCIN: Violent Crime Information Network) に提出する。

第11項 刑法第290.014項を以下の通り改正する。

290.014. (a) 本法令に従い登録を義務付けられている者が名前を変更する場合、本人が現在登録先となっている法執行機関に5営業日以内に直接通知するものとする。法執行機関もしくはその代理機関は、本情報の写しを受理から3営業日以内に司法省に転送する。

(b) 本法令に従い登録を義務付けられている者がインターネットサービスプロバイダのアカウントやインターネットIDを変更する場合、現在登録先となっている法執行機関もしくはその代理機関に本人が24時間以内に追加や変更の通知を書面で送付するものとする。法執行機関もしくはその代理機関は、この情報を司法省でも利用可能にする。本細目が発効した時点でこれが適用される者は、本細目が要求する情報を直ちに提供するものとする。

第12項 刑法第290.015項を以下の通り改正する。

290.015. (a) 本法令が定める登録対象者、あるいは前に登録済みの者は、第290項細目(b)に準じて収監、留置、収容からの出所や保護観察期間を解かれた時点で登録義務が発生する。本項は、本法令により登録が要求される者で30日未満の収監者、収監後に最後に登録した住所に戻る者、収監期間の範囲

外で第290.012項細目(a)が規定する最初の生年月日から5営業日以内に年次の登録情報更新が必要な者には適用されない。登録の際は、次の情報すべてを必要とする。

(1) 司法省が要求する情報および、登録者の雇用主の氏名と住所、雇用主の住所と異なる場合は勤務先の住所を記載した、当人が署名した書面による記述。

(2) 登録機関の担当者撮影による登録者の現在の写真ならびに指紋。

(3) 登録者が所有もしくは通常的に運転している、あるいはその名前で登録している車両のナンバープレート番号。

(4) 登録者が設定もしくは使用しているすべてのインターネットIDのリスト。

(5) 登録者が設定もしくは使用しているすべてのインターネットサービスプロバイダのリスト。

(6) 登録者が、本章が規定するパラグラフ(4)および(5)の情報登録、更新が必要な対象者であることを確認した当人が署名した書面による記述。

(4) (7) 本法令の要件に加え、登録者が移住する場合はその他州においても登録義務が課されることの通知。

(5) (8) 適切な住居証明書の写し。これはCalifornia州発行の運転免許証、California州発行の身元証明カード、最近の家賃や公共料金の領収書、登録者の氏名および住所が明記された印刷版の小切手やその他の銀行発行の文書、登録機関が信頼できると認めたその他の情報に限定される。登録者に決まった住居がなく、予測可能な近い未来においても住所が定まる合理的な見通しがない場合、登録者はその事実を登録機関に通知するとともに、当該機関が定める声明用紙に署名するものとする。登録機関に住居証明書を提出、もしくは住所不定であることを署名することで登録を許可されるものとする。住所が定まっているが住居証明書を提出していない場合でも登録が許可されるが、許可された日から30日以内に住居証明書を提出しなければならない。

(b) 登録者からの提出後3日以内に、登録の法執行機関もしくはその代理機関は登録者の声明、指紋、写真、車両のナンバープレート（あれば）を司法省に転送するものとする。

(c) (1) 釈放後、細目(a)に準じて登録を行わない者がいる場合、登録者が仮釈放もしくは保護観察期間を言い渡された管轄区の地区司法長官は、第290.018項の規定に従い、登録者の逮捕令状の申請が可能であり、訴追権限を有するものとする。

(2) 当該人物が仮釈放時中でも保護観察期間でもない場合、以下に適合する管轄区の地区司法長官は第290.018項に従い、当該人物を訴追する権限を有するものとする。

(A) 当該人物が、以前にも登録をしており、それが最後に登録した管轄区である場合。

(B) 登録歴はないが当該人物が居住すると予想され

る管轄区に置いて、司法省の性犯罪者登録要件対象者として指定されている場合。

(C) サブパラグラフ(A)および(B)のいずれも適用されず、管轄区において本法令の定める登録対象者となる犯罪を犯した場合。

第13項 刑法に第290.024項を以下の通り追加する。

290.024. 本章の目的において、以下の定義が適用される。

(a) 「インターネットサービスプロバイダ」とは、消費者に直接コンピュータをインターネットに接続するための手段を提供し、個人のインターネットアクセスを実現するビジネスや組織、その他の事業体を意味する。インターネットサービスプロバイダには、テレコミュニケーションサービスやケーブルサービス、ビデオサービスを単体で提供するビジネスや組織、その他の事業体、および図書館や教育機関が運営・提供するシステムやサービスは含まれない。

(b) 「インターネットID」とは、電子メールアドレスやユーザー名、ハンドル名、インターネットフォーラム掲示板やチャットルーム、インスタントメッセージ、ソーシャルネットワーキング、類似するインターネット通信を使用することを目的とした同様のIDを意味する。

第14項 刑法第13519.14項を以下の通り改正する。

13519.14. (a) 委員会は2007年1月1日までに人身売買の訴状に対応するCalifornia州の法執行官のトレーニングに関するコースもしくは導入コースを実施し、人身売買に対応する法執行機関にガイドラインを提供するものとする。コースもしくは導入コースならびにガイドラインは、被害者の特定とコミュニケーション、連邦法が要求する法執行機関 法執行機関(LEA) の要件 (LEA) 文書の提供、連邦の法執行機関との連携、治療的かつ適切な調査手法、市民および移民が利用可能な救済措置や地域リソース、被害者の保護を網羅しながら人身売買のダイナミクスと兆候に焦点を当てる。適切な場合は、トレーニング提供者には人身売買の被害者に直接関わった経験を有する専門家が含まれる。これらのコースには、テレコミュニケーション、ビデオによるトレーニング、その他のインストラクションが含まれる。

(b) 本項で使用する「法執行官」とは、第830.2項細目(a)が定義する、地区の警察署もしくは保安官事務所 に所属する職員もしくは雇用者、California州ハイウェイパトロール部門の保安官を意味する。

(c) 導入コース、学習および成果目標、トレーニング基準、ガイドラインは、人身売買分野に関心を寄せ、この分野における専門性を有する適正なグループや個人と協議しながら、委員会が開発する。

(d) そうしたグループや個人と協議を行う委員会は、既存のトレーニングプログラムを審査し、実施中のプログラムの一部として人身売買に関するトレーニングをど

のように含めるかを判断する。

(e) コースへの参加は、本項が特定する保安官やその代理人の自主性によるものこの分野の責務を担う、もしくは調査に携わるすべての法執行官は、細目(a)の規定に従い、2014年7月1日もしくはその職務に任命されてから6か月以内のいずれか遅い日までに、人身売買訴状の取り扱いに関する最短2時間のトレーニングもしくは導入等トレーニングを受ける必要がある。

第15項 改正

この法令は、州議会の上下両院の過半数の議員が賛成し、議会議事録に記録される氏名点呼投票によって上下両院で通過される制定法によるこの目的を助長する場合、改正される。

第16項 可分性

本法の条項またはそれらの適用がある人物または状況に対し違憲または無効であると見なされる場合、その無効性が他の人物または状況に対する残りの条項または適用に影響することなく、当該範囲において本法令の条項は分離可能である。

提案第36号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、刑法規の項を改正および追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分に明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

2012年三振即アウト法

第1項 認定と宣言

California州の州民は2012年三振即アウト法を、強姦者、殺人者、児童に対する性的虐待者のような危険な犯罪者に対し終身刑を科すというCalifornia州三振即アウト法の本来の意図を復活させる目的で制定する。

本改正により以下を実現する。

(1) 殺人犯、強姦犯、児童性的虐待犯に3度目の犯罪が軽犯罪であっても終身刑を科し、刑期の満了を要求する。

(2) 被告の現在の有罪判決が危険もしくは深刻な罪状によるものである場合にのみ終身刑を科すという三振即アウト法の原則を復活させる。

(3) 万引きや薬物所有といった非暴力的な軽犯罪常習者に、終身刑の代わりに通常よりも重い刑を科す。

(4) 軽犯罪により終身刑で服役している、老齢、社会的リスクや危険度が低い被収容者にかかる収容や長期

的健康管理の費用を削減し、毎年、少なくとも10年間に渡る大幅な節税を実現する。

(5) 刑務所や拘置所が、軽犯罪により終身刑で服役している社会的リスクや危険度が低い被収容者で飽和状態にあることを理由とする、危険な犯罪者の安易な釈放を防止する。

第2項 刑法第667項を以下の通り改正する。

667. (a) (1) 第1385項細目(b)に準じて、本州において以前に重罪の有罪判決を受けた前科がありまた深刻な重罪を犯した者、もしくは他の管轄区において深刻な重罪の要素を含む罪を犯した者は、現在の罪状に加え、個別に訴訟を起こされ審議されたそれぞれの追加罪状に対しさらに5年の刑罰加重となる。現在の罪状の期間および各加重期間は、連続して科せられる。

(2) 本細目は、他の法的条項に従い長期間の懲役が科された罪状には適用されない。本細目の適用に、以前収監されたもしくは収容されたか否かは関係しない。

(3) 州議会は、上下両院の議員の過半数の賛成を得て通過した本細目に従い、判決強化として期間を延長できる。

(4) 本細目で使用される「深刻な重罪」とは、第1192.7項細目(c)にリストされた重罪を指す。

(5) 本細目は、前科が第1192.7項細目(c)のサブパラグラフ(24)で規定された深刻な重罪でない限り、メタンフェタミン系薬物やメタンフェタミン前駆物質の販売、配給、投与、あるいは販売、配給、投与の勧誘を行った人物には適用されない。

(b) 細目(b)から(i)を包括的に制定し、ひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がある者が再度重罪を犯した場合、長期に渡る懲役および刑を加重することは州議会が意図するところである。

(c) 他のいかなる法律にもかかわらず、被告が重罪を犯し、細目(d)で定義するように以前にひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪により起訴および立証されていた場合、裁判所は次を行うものとする。

(1) 連続的な量刑手続きによる下される、連続した重罪の有罪判決に対する懲役期間の合計数には制限を設けない。

(2) 現在の罪状における保護観察期間は免除されるものではない。また前科に対して科された保留中の判決もしくは刑罰は実行される。

(3) 前科となる深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪と現在の重罪の間の期間は、判決に影響するものではない。

(4) 収容先は州刑務所であり、それ以外のいかなる施設も対象とはならない。被告のディバーションは認められず、福祉施設法の第3節第1章第2条(第3050以下)で規定するように、California州更正センターへの収容資格も認められない。

35

36

(5) 第3節第1編第7章第2.5条(第2930以下)に準じた未決勾留期間の刑期への算入は、科された懲役期間の5分の1を超えないものとし、被告が州刑務所に物理的に拘置されるまで発生するものではない。

(6) 現在の有罪判決が同じ状況下で犯されたものではない複数の重罪に関するものであり、同じ一連の事実から派生したものでない場合、裁判所は被告に細目(e)に従い、各判決ごとに連続して判決を下すものとする。

(7) 現在の有罪判決がパラグラフ(6)で規定のひとつあるいは複数の深刻なもしくは暴力的な重罪によるものである場合、裁判所はそれぞれの刑罰を連続的に他の刑罰に続けて科し、被告は法律が規定する方法で連続的な懲役を受けるものとする。

(8) 細目(e)に従い科された刑罰は、他の法律で特別の定めのある場合を除いて、被告がすでに服役している罪状に加え連続的に科せられる。

(d) 他のいかなる法律にもかかわらず、細目(b)から(i)の目的において、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科は以下のように定義されるものとする。

(1) 第667.5項細目(c)で暴力的な重罪と定義されたすべての犯罪、もしくは第1192.7項細目(c)で深刻な重罪と定義された犯罪。前科が、細目(b)から(i)の包括的な目的における重罪の前科に該当するか否かは、その有罪判決が下された日付により判断され、最初の判決に応じて重罪から軽犯罪に自動的に変更されない限り、科された刑罰により影響を受けるものではない。次のいかなる処分も、前科が細目(b)から(i)の包括的な目的における重罪の前科であるという判断に影響を与えるものではない。

(A) 判断もしくは判決申し渡しの保留。

(B) 執行猶予。

(C) 重罪判決に従う精神障害を有する性犯罪者としての保健福祉省施設への収容。

(D) California州更正センターへの収容、もしくはその他更正を目的とするディバージョンとして州刑務所から他の更正施設へ移転収容。

(2) 異なる管轄区で前の有罪判決として、州刑務所における懲役刑が科されます。その犯罪がCalifornia州内で犯された場合、特に深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪に対する前科であると見なされ、含まれ別々のその他の管轄区の前有罪判決は、第667.5項細目(c)が定義する特に暴力的な重罪もしくは第1192.7項細目(c)が定義する深刻な重罪の要素を含む。

(3) 少年審判の前科は、以下の場合、判決強化という目的において、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科であると見なされる。

(A) 前の罪を犯した時点の年齢が16歳以上であった。

(B) 前科が福祉施設法の第707項細目(b)もしくはパラグラフ(1)や(2)の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪としてリストされている。

(C) 少年法の適用を受ける対象者である。

(D) 福祉施設法の第707項細目(b)にリストされている罪状を犯したことを理由に、福祉施設法の第602項の意義の範囲内で少年裁判所の被保護者となる。

(e) 細目(b)から(i)の包括的な目的において、適用される他の判決強化もしくは刑罰にかかわる条項に加え、被告がひとつひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がある場合は、次が適用される。

(1) 被告に起訴および立証された、細目(d)で定義された深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がひとつがある場合、確定刑期もしくは不定刑期の短期刑期は、現在の重罪判決の刑罰の通常2倍に延長される。

(2) (A) 仮にパラグラフ(C)で規定される場合を除き被告に起訴および立証された、細目(d)で定義された2つもしくはそれ以上の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪判決を受けた前科がある場合、現在の重罪判決の刑期は、不定刑期の短期刑期を有する終身刑の不定刑期となり、以下を算出しより長い最も長いものを採用する。

(i) 2つもしくはそれ以上の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科に続く現在のそれぞれの重罪判決の罪状として定められた刑期の3倍。

(ii) 州刑務所における25年の懲役。

(iii) 第2部の第7編第4.5章(第1170項以下)に基づき適用される判決強化あるいは第190項もしくは第3046項が規定する期間を含む、第1170項に準じて裁判所が決定した刑期。

(B) サブパラグラフ(A)で規定する不定刑期は、法律により他の罪状に科せられた刑期に連続して服役すべき刑期である。サブパラグラフ(A)が規定するすべての不定刑期の後続として科されたその他の罪状は統合されるものではないが、被告が釈放される時点から開始されるものとする。

(C) 被告に、第667.5項細目(c)もしくは第1192.7項細目(c)が定義する、起訴および立証された深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科が2つもしくはそれ以上あり、現在の罪状が細目(d)が定義する深刻なもしくは暴力的な重罪でない場合、被告は、細目(e)のパラグラフ(1)に従い判決を受けるものとする。ただし、検察側が次のいずれかを起訴、立証する場合はこの限りではない。

(i) 現在の罪状が、衛生安全法規の第11370.4項もしくは第11379.8項に基づく申立てで、それが真実であることが立証されている規制薬物の罪である。

(ii) 現在の罪状が、第261.5項細目(d)もしくは第262項で定義の重罪にあたる性犯罪、あるいは第290項細目(c)に準じる性犯罪者として登録を義務付けられる重罪である。ただし第266項および第285項、第286項の細目(b)パラグラフ(1)および細目(e)、第288a項の細目(b)パラグラフ(1)および細目(e)、第311.11項、第314項の違反は除く。

(iii) 現在の罪状を犯す際に、被告が銃器を使用した、銃器もしくは致死能力のある武器を携帯した、他の人物に重大な身体的損傷を負わせることを意図してい

た。

(iv) 被告に本項細目(d)で定義する、次のような深刻なもしくは暴力的な重罪による前科がある。

(I) A 福祉施設法の第6600項細目(b)が定義する「凶悪性犯罪」。

(II) 第288a項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との口腔性交、第286項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との反自然的性交、第289項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との性的行為。

(III) 第288項に違反する14歳未満の子供に対するわいせつもしくはみだらな行為。

(IV) 第187項から第191.5項で包括的に定義されている未遂も含む殺人罪。

(V) 第653f項が定義する殺人の教唆。

(VI) 第245項細目(d)パラグラフ(3)が定義する、マシンガンを用いた保安官もしくは消防士への暴行。

(VII) 第11418項細目(a)パラグラフ(1)が定義する、多量破壊兵器の所有。

(VIII) California州で終身刑もしくは死刑判決を受けた深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪。

(f) (1) その他の法律にかかわらず、細目(b)から(i)は包括的に細目(d)が定義するひとつひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を有する被告に適用される。検察官は深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を、パラグラフ(2)で定義されている場合を除き、それぞれ起訴・立証するものとする。

(2) 検察官は第1385項に従い正義の増進のため、あるいは深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を立証する十分な証拠がない場合は、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科の訴追の打ち切り、あるいは抹消ができる。深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を立証する証拠が不十分であると裁判所が判断する条件がすべてそろった場合、裁判所は訴追の打ち切りや抹消ができる。本項で改正されるいずれも、第1385項に基づき裁判所権限を変更するものではない。

(g) 深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科は、第1192.7項細目(b)が定義する司法取引には使用されない。検察側は、既知の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科をすべて起訴および立証するものとし、細目(f)パラグラフ(2)で規定されている場合を除き、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科に対する追訴打ち切りやその試みを行ういかなる取引にも応じないものとする。

(h) 細目(c)から(g)に包括的に記載された既存の法令に関するすべての言及は、1993年6月30日 2012年11月7日に発効する法令に関するものである。

(i) 細目(b)から(h)の条項または個人あるいは状況へのその適用が無効とされる場合、当該無効性は無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとし、このため本法令の条項は分離可能である。

(j) 本法令の条項は、3分の2の議員が賛成し、議会議事録に記録される指名点呼投票によって上下両院で通過した法令、もしくは有権者による承認を得た場合にのみ有効になる制定法によらない限り、州議会によって改正されないものとする。

第3項 刑法第667.1項を以下の通り改正する。

667.1. 第667項細目(h)にかかわらず、本法令の発効日 2012年11月7日以降に犯されたすべての犯罪の場合、第667項細目(c)から(g)包括的に記載された既存の法令に関するすべての言及は本項で改正された 2005-06年度の通常議会で成立した法令への改正を含む本法令の発効日 2012年11月7日に発効する法令に関するものである。

第4項 刑法第1170.12項を以下の通り改正する。

1170.12. (a) 複数の有罪判決における通算刑期および連続刑期。重罪前科。収容、その他の判決強化や刑罰。

(a) 他のいかなる法律の条項にもかかわらず、被告が重罪を犯し、細目(b)が定義するように以前にひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪により起訴および立証されていた場合、裁判所は次を行うものとする。

(1) 連続的な量刑手続きによる下される、連続した重罪の有罪判決に対する懲役期間の合計数には制限を設けない。

(2) 現在の罪状における保護観察期間は免除されるものではない。また前科に対して科された保留中の判決もしくは刑罰は実行される。

(3) 前科となる深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪と現在の重罪の間の期間は、判決に影響するものではない。

(4) 収容先は州刑務所であり、それ以外のいかなる施設も対象とはならない。被告のディバーションは認められず、福祉施設法の第3節第1章第2条(第3050以下)で規定するように、California州更正センターへの収容資格も認められない。

(5) 第3節第1編第7章第2.5条(第2930以下)に準じた未決勾留期間の刑期への算入は、科された懲役期間の5分の1を超えないものとし、被告が州刑務所に物理的に拘置されるまで発生するものではない。

(6) 現在の有罪判決が同じ状況下で犯されたものではない複数の重罪に関するものであり、同じ一連の事実から派生してものでない場合、裁判所は被告に本項に従い、各判決ごとに連続して判決を下すものとする。

(7) 現在の有罪判決が細目(b)パラグラフ(6)で規定のひとつあるいは複数の深刻なもしくは暴力的な重罪によるものである場合、裁判所はそれぞれの刑罰を連続的に他の刑罰に続けて科し、被告は法律が規定する方法で連続的な懲役を受けるものとする。

(8) 本項に従い科された刑罰は、他の法律で特別の

定のある場合を除いて、被告がすでに服役している罪状に加え連続的に科せられる。

(b) 他のいかなる法律の条項にもかかわらず、本項の目的において、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科は以下のように定義されるものとする。

(1) 第667.5項細目(c)で暴力的な重罪と定義されたすべての犯罪、もしくは第1192.7項細目(c)で深刻な重罪と定義された犯罪。前科が深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科であるか否かは、その有罪判決が下された日付により判断され、最初の判決に応じて重罪から軽犯罪に刑罰が自動的に変更されない限り、科された刑罰により影響を受けるものではない。次のいかなる処分も、深刻なおよび/もしくは暴力的な前科が本項の目的における前に犯した深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪であるという判断に影響を与えるものではない。

(A) 判断もしくは判決申し渡しの保留。

(B) 執行猶予。

(C) 重罪判決に従う精神障害を有する性犯罪者としての保健福祉省施設への収容。

(D) California州更正センターへの収容、もしくはその他更正を目的とするディバージョンとして州刑務所から他の更正施設へ移転収容。

(2) 異なる管轄区で前の有罪判決として、州刑務所における懲役刑が科されます。その犯罪がCalifornia州内で犯された場合、特に深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪に対する前科であると見なされ、含まれ別のその他の管轄区の前有罪判決は、第667.5項細目(c)が定義する特に暴力的な重罪もしくは第1192.7項細目(c)が定義する深刻な重罪の要素を含む。

(3) 少年審判の前科は、以下の場合、判決強化という目的において、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪に対する前科であると見なされる。

(A) 前の罪を犯した時点の年齢が16歳以上であった。

(B) 前科が以下の場合

(i) 福祉施設法の第707項細目(b)にリストされている罪状、あるいは

(ii) 本細目で深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪にリストされている罪状

(C) 少年法の適用を受ける対象者である。

(D) 福祉施設法の第707項細目(b)にリストされている罪状を犯したことを理由に、福祉施設法の第602項の意義の範囲内で少年裁判所の被保護者となる。

(c) 本項の目的において、適用される他の判決強化もしくは刑罰にかかわる条項に加え、被告がひとつひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がある場合は、次が適用される。

(1) 被告に起訴および立証された、細目(b)で定義された深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科がひとつがある場合、確定刑期もしくは不定期期の短期刑期は、現在の重罪判決の刑罰の通常2倍に延長される。

(2) (A) 仮に パラグラフ(C)で規定される場合を除き被告に起訴および立証された、細目(b)のパラグラフ(1)で定義された2つもしくはそれ以上の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪判決を受けた前科がある場合、現在の重罪判決の刑期は、不定期期の短期刑期を有する終身刑の不定期期となり、以下を算出しより長い最も長いものを採用する。

(i) 2つもしくはそれ以上の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科に続く現在のそれぞれの重罪判決の罪状として定められた刑期の3倍。

(ii) 25年の懲役

(iii) 第2部の第7編第4.5章(第1170項以下)に基づき適用される判決強化あるいは第190項もしくは第3046項が規定する期間を含む、第1170項に準じて裁判所が決定した刑期。

(B) 本細目パラグラフ(2)のサブパラグラフ(A)で規定する不定期期は、法律により他の罪状に科せられた刑期に連続して服役すべき刑期である。本細目パラグラフ(2)のサブパラグラフ(A)が規定するすべての不定期期の後続として科されたその他の罪状は統合されるものではないが、被告が釈放される時点から開始されるものとする。

(C) 被告に、第667.5項細目(c)もしくは第1192.7項細目(c)が定義する、起訴および立証された深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科が2つもしくはそれ以上あり、現在の罪状が本項細目(b)のパラグラフ(1)が定義する深刻なもしくは暴力的な重罪でない場合、被告は、本項細目(e)のパラグラフ(1)に従い判決を受けるものとする。ただし、検察側が次のいずれかを起訴、立証する場合はこの限りではない。

(i) 現在の罪状が、衛生安全法規の第11370.4項もしくは第11379.8項に基づく申立てで、それが真実であることが立証されている規制薬物の罪である。

(ii) 現在の罪状が、第261.5項細目(d)もしくは第262項で定義の重罪にあたる性犯罪、あるいは第290項細目(c)に準じる性犯罪者として登録を義務付けられる重罪である。ただし第266項および第285項、第286項の細目(b)パラグラフ(1)および細目(e)、第288a項の細目(b)パラグラフ(1)および細目(e)、第314項、第311.11項の違反は除く。

(iii) 現在の罪状を犯す際に、被告が銃器を使用した、銃器もしくは致死能力のある武器を携帯した、他の人物に重大な身体的損傷を負わせることを意図していた。

(iv) 被告に本項細目(b)で定義する、次のような深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪による前科がある。

(I) A 福祉施設法の第6600項細目(b)が定義する「凶悪性犯罪」。

(II) 第288a項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との口腔性交、第286項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との反自然的性交、第289項が定義する14歳未満の子供および10歳以上年下の者との性的行為。

(III) 第288項に違反する14歳未満の子供に対するわいせつもしくはみだらな行為。

(IV) 第187項から第191.5項で包括的に定義されている未遂も含む殺人罪。

(V) 第653f項が定義する殺人の教唆。

(VI) 第245項細目(d)パラグラフ(3)が定義する、マシンガンを用いた保安官もしくは消防士への暴行。

(VII) 第11418項細目(a)パラグラフ(1)が定義する、多量破壊兵器の所有。

(VIII) California州で終身刑もしくは死刑判決を受けた深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪。

(d) (1) その他の法律にかかわらず、本項は本項が定義するひとつひとつあるいは複数の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を有するすべての事例に適用される。検察官は深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を、パラグラフ(2)で定義されている場合を除き、それぞれ起訴・立証するものとする。

(2) 検察官は第1385項に従い正義の増進のため、あるいは深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を立証する十分な証拠がない場合は、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科の訴追の打ち切り、あるいは抹消ができる。深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科を立証する証拠が不十分であると裁判所が判断する条件がすべてそろった場合、裁判所は訴追の打ち切りや抹消ができる。本項で改正されるいずれも、第1385項に基づき裁判所権限を変更するものではない。

(e) 深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科は、第1192.7項細目(b)が定義する司法取引には使用されない。検察側は、既知の深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科をすべて起訴および立証するものとし、細目(d)パラグラフ(2)で規定されている場合を除き、深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪の前科に対する追訴打ち切りやその試みを行ういかなる取引にも応じないものとする。

(f) 細目(a)から(e)の条項または第1170.126項、個人あるいは状況へのその適用が無効とされる場合、当該無効性は無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとし、このため本法令の条項は分離可能である。

(g) 本法令の条項は、3分の2の議員が賛成し、議会議事録に記録される指名点呼投票によって上下両院で通過した法令、もしくは有権者による承認を得た場合にのみ有効になる制定法によらない限り、州議会によって改正されないものとする。

第5項 刑法第1170.125項を以下の通り改正する。

1170.125. 1994年11月8日の総選挙総選挙で承認された提案第184号第2項にかかわらず、本法令発行日2012年11月7日以降に犯されたすべての犯罪の場合、項第1170.12および第1170.126の各項の既存の法令に関するすべての言及は、本項で改正された2005-06年度の通常議会で成立した法令への改正を含む本法令の発効日2012年11月7日に発効する法令各項に関する

ものである。

第6項 刑法に第1170.126項を以下の通り追加する。

1170.126. (a) 本項における再判決条項および関連法令は、第667項細目(e)のパラグラフ(2)、あるいは第1170.12項細目(c)のパラグラフ(2)に従い、現在不定刑期に服役中の者に排他的に適用されることを意図しており、本法令が定めるその判決は刑期不定の終身刑とはならない。

(b) 第667項細目(e)のパラグラフ(2)、あるいは第1170.12項細目(c)のパラグラフ(2)に従い、不定刑期の終身刑で服役中の者は、審理もしくは答弁により、ひとつあるいは複数の重罪の有罪判決が第667.5項細目(c)あるいは第1192.7項細目(c)に従い深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪ではないと定義された場合、本法令に本項が追加された発効日から2年以内、あるいは正当な理由が示される場合はそれ以降であっても判決の撤回を申し立てることが可能で、第一審裁判所がその事例に判決を下す前に、第667項細目(e)および第1170.12項細目(c)に従い再判決を要求するために、本項を追加した法令によりこれらの法律を改正する。

(c) 第667項細目(e)のパラグラフ(1)あるいは第1170.12項細目(c)のパラグラフ(1)に従い科せられた「2回目の有罪判決」により現在懲役に服している者は、本項の条項における再判決の対象者とはならない。

(d) 細目(b)が規定する判決の撤回申立ては、現在起訴されているすべての重罪で、第667項細目(e)のパラグラフ(2)あるいは第1170.12項細目(c)のパラグラフ(2)、もしくは両方に基づき下された判決を指すものとし、また、第667項細目(d)あるいは第1170.12項細目(b)に基づき主張および立証されたすべての前科を意味するものとする。

(e) 受刑者が再判決の対象となるのは以下の場合である。

(1) 受刑者が第667.5項細目(c)あるいは第1192.7項細目(c)において深刻なおよび/もしくは暴力的な重罪ではないと定義されたひとつあるいは複数の重罪判決により、第667項細目(e)のパラグラフ(2)あるいは第1170.12項細目(c)に従い不定刑期の終身刑に服役中である。

(2) 受刑者の現在の判決が、第667項細目(e)パラグラフ(2)サブパラグラフ(C)の(i)から(iii)もしくは第1170.12項細目(c)パラグラフ(2)サブパラグラフ(C)の(i)から(iii)に挙げられた犯罪により科されたものではない。

(3) 受刑者に第667項細目(e)パラグラフ(2)サブパラグラフ(C)の(iv)もしくは第1170.12項細目(c)パラグラフ(2)サブパラグラフ(C)の(iv)に挙げられた犯罪による前科がない。

(f) 本項に準じた判決撤回の申立てを受理する際に、裁判所は申立人が細目(e)の条件を満たすか否かを判断するものとする。申立人が細目(e)の条件を満たす場合、裁判所の裁量において申立人の再判決により公共安全に不合理なリスクを与えないと判断した場合に限

り、申立人は第667項細目(e)パラグラフ(1)もしくは第1170.12項細目(c)パラグラフ(1)に従い再判決を受けるものとする。

(g) 細目(f)に記載の裁量権の行使にあたり、裁判所は以下を考慮する。

(1) 犯した犯罪の種類、被害者損傷の度合い、収監期間、犯罪発生の間隔など、申立人の刑事上の有罪判決の履歴。

(2) 申立人の懲罰記録および収監中の更正記録。

(3) 裁量の範囲内で、新たに判決を下すことで公共安全に不合理なリスクを与えないか否かを判断できる適切な証拠。

(h) いかなる状況においても、本法令により下される再判決が元の判決より長期的な刑罰となることはない。

(i) 第977項細目(b)にかかわらず、起訴理由の答弁が再判決時に修正されておらず、当該個人に対する新しい訴訟や再審がないという条件で、再判決の申立てをする被告は再判決の出廷を放棄できる。権利放棄は、被告が署名した書面によるものとする。

(j) 被告に元の判決を下した裁判所が再判決の際に利用できない場合、裁判長は被告の申立てを裁定する別の判事を指定する。

(k) 本項は被告の権利や救済方法を損なうあるいは否定することを意図するものではない。

(l) 本項および関連する項は、本法令の範囲に含まれない事例の最終的な判断を損なうあるいは否定することを意図するものではない。

(m) 本項に従い命じられる再判決の公判は、California州憲法第1条第28項細目(b)のパラグラフ(7) (Marsy's Law)に従い「有罪判決後の救済措置」と見なされるものとする。

第7項 解釈の自由

本法令はCalifornia州民の健康、安全、福祉を守るためにCalifornia州民の公権力を行使するものであり、そうした目的を達成するために自由に解釈できるものとする。

第8項 可分性

本法令の条項、または個人あるいは状況へのその適用が無効とされる場合、当該無効性は無効な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとする。このため本法令の条項は分離可能である。

第9項 相反する法案

本法案が投票者に承認されたものの、同じ選挙で投票者が承認した別の矛盾する投票法案の法令により停止され、かつ、その後その矛盾する法案が無効となった

場合、本法案に完全な法的効力を与えることは投票者が意図とするところである。

第10項 発効日

本法案は、投票者により制定された翌日より発効するものとする。

第11項 改正

法令の本文において別段の定めのある場合を除き、本法令の条項は次のいずれかの場合を以外は変更もしくは改正されないものとする。

(a) 3分の2の議員および州知事が賛成し、議会議事録に記録される指名点呼投票によって上下両院で通過した。

(b) 過半数の議員が賛成し、議会議事録に記録される氏名点呼投票によって上下両院で通過し、次期総選挙の投票にかけられ有権者の過半数により承認される。

(c) 有権者の過半数により承認された場合に有効となる制定法。

提案第37号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、衛生安全法規の項を改正および追加する。従って、新規の部分が明確になるよう、追加が提案されている条項は斜体で表記される。

提案された法律

California州民は以下の通り制定する。

CALIFORNIA州遺伝子組み換え食品
について知る権利法

第1項 認定と宣言

(a) California州の消費者は購入する食品が遺伝子組み換えによって生産されたものかどうかを知る権利がある。植物および動物の遺伝子組み換えはしばしば想定外の結果を引き起こす。遺伝子进行操作し、それを組織に注入することは不明確なプロセスである。その結果は常に予想可能もしくは制御可能なものではなく、健康や環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

(b) 政府の科学者は植物にDNAを人工的に注入する遺伝子組み換え特有の手法は、植物性食物にさまざまな重大な問題を引き起こす原因になり得ると述べている。このような遺伝子組み換えは、食物の既知毒性物質のレベルを高め、新たな毒性物質や健康上の懸念を発生させる。

(c) 遺伝子組み換えによって生産された食品の表示を義務化することは、遺伝子組み換え食品摂取による健康への潜在的な影響を追跡するための重要な方法である。

(d) 現在、食品生産者に対し、食品が遺伝子組み換え技術を使って生産されたかどうかの表示を義務化する連邦法またはCalifornia州法は存在しない。同時に、米食品医薬品局では、こうした食品の安全性調査を要求していない。その食品が既知のアレルギー誘発物質を含んでいる場合以外、食品医薬品局は、遺伝子組み換え作物の開発業者が同局に諮問する必要はないとしている。

(e) 国勢調査では、常に、国民の90%以上が遺伝子組み換えによって生産された食品かどうかを知りたいと望んでいるという結果が出ている。

(f) 50か国（EU加盟国、日本、その他、米国の主要貿易相手国を含む）が遺伝子組み換え食品の表示を義務化する法律を立法化している。国際協定で、遺伝子組み換えによって生産された食品の表示義務化を禁止しているものはない。

(g) 開示が行われないと、遺伝子組み換え食品の消費者は、知らずに自らの食事療法や宗教上の制限に違反することになる。

(h) 遺伝子組み換え作物の生産は環境にも重大な影響を及ぼしうる。例えば、遺伝子組み換え作物のほとんどは、除草剤として知られる除草用農薬に対する抗性を持っている。その結果、米国の農場では数億トンに上る農薬が追加使用されることとなった。こうした農薬の大量使用により、農薬に対して抵抗力を持った雑草が増え、結果的に、毒性を持った農薬の使用量がさらに増大している。これらの毒性をもった農薬は農地を荒らし、水を汚染し、農業従事者や消費者に対する健康リスクの原因となっている。California州の消費者はこうした環境に害を及ぼす食品の購入を回避する選択肢を持つべきである。

(i) 有機農業は、California州の農業においてその重要性がますます高まっている。California州には他州に比べより多くの有機農場があり、米国全土の認定有機農業のほぼ4分の1が当州で行われている。California州の有機農業は、毎年20%の割合で成長している。

(j) 有機農家は、遺伝子組み換えの種の使用が禁止されている。にも関わらず、これらの農家の作物は、遺伝子組み換え作物を生産している隣接した農地からの偶発的な汚染の脅威にさらされている。こうした汚染リスクは、California州の有機農作物の信頼性を低下させ、業界に深刻な打撃を与えることになる。California州民は、その生産活動が州の有機農家および有機食品産業に打撃を与えることになる食品の購入を回避する選択肢を持つべきである。

(k) 遺伝子組み換え食品の「自然」、「自然栽培」、「自然農法」、「天然食品」などのラベル、広告、マーケティングはCalifornia州の消費者の誤解を招くものである。

第2項 目的説明

本法案の目的は、California州民が購入・摂取する食品が遺伝子組み換え食品か否か、「自然」といった誤解を招く不正な表示がされていないかといった情報を十分に与えられ、そうした食品を購入・摂取するかどうかを自ら選択するという州民の基本的権利を確立、執行することである。本法案は、その目的を推進するため

に自由に解釈されるものとする。

第3項 衛生安全法規の第104節第5部第5章に、第6.6条（第110808項以下）を以下の通り追加する。

第6.6条 遺伝子組み換え食品について知る 権利に関するCALIFORNIA州法

110808. 定義

以下の定義は、本条の目的のためにのみ適用されるものとする。

(a) 商業的に栽培された。「商業的に栽培された」とは、ビジネスまたは商取引を目的に栽培され、米国内で販売されることを意味する。

(b) 酵素。「酵素」とは、その化学反応によって、それ自体が破壊されたり変化せずに、他の物質の化学反応を触媒するたんぱく質を意味する。

(c) 遺伝子組み換え。(1) 「遺伝子組み換え」とは、遺伝子が以下の方法により変化した有機体から生産された食品を意味する。

(A) 人工核酸技術（DNA組み換え技術および、細胞または、細胞小器官へのDNAの直接的注入を含む）または、

(B) 細胞融合があり、これには、元来の生理的、生殖、または組み換えバリアを取り除く原形質融合、またはハイブリダイゼーション法が含まれ、この場合、ドナー細胞/プロトプラストは同じ分類上の科に属さず、自然の増殖や融合とは異なる。

(2) この細目において、

(A) 「有機体」は複製、繁殖、または遺伝物質を移動することができる生物学的実体を意味する。

(B) 「人工核酸技術」は、有機体の外部で生成された遺伝因子を有機体に直接的に注入する（これには、ミクロインジェクション、マクロインジェクション、ケモポレーション、エレクトロポレーション、ミクロカプセル化、およびリポサームフュージョンを含む）ベクター系システムおよび技術を使用した組み換えDNAまたはRNAを含むがそれに限定されない。

(d) 加工食品。「加工食品」は、生の農産品以外のもので、生の農産品を缶詰、燻製、圧縮、調理、冷凍、乾燥、発酵、製粉などにより加工したものを意味する。

(e) 加工助剤。「加工助剤」は次を意味する。

(1) 食品の加工時にその食品に添加される物質であるが、その食品が最終的に包装される前になんらかの方法でその物質を食品から取り除く処理が行われるもの

(2) 加工時に食品に添加されるもので、その際、その食品に通常含まれる構成物質に変換され、その食品に自然に含まれる構成物質の量を大幅に増やさないもの

(3) 加工時の技術的または機能的役割を果たすために食品に添加される物質で、最終的な食品の中に大量に含まれ、最終食品に対しては技術的あるいは機能的役割を果たさないものを意味する。

(f) 食品施設。「食品施設」は第113789項に定義されている。

110809. 食品の遺伝子組み換えに関する開示

(a) 2014年7月1日より、California州の小売店で販売される食品で、全面的にあるいは部分的に遺伝子組み換えによって生産された、またはその可能性があるものについて、以下のような開示がなされていない場合は不当表示であると見なす。

(1) 農産物の場合は、小売用の包装の正面部分に明瞭かつ目立つように「遺伝子組み換え」と表示する、もしくは個別の包装やラベル表示がない食品の場合は、小売店の棚ラベルまたはその食品の小売用販売容器の上に表示する。

(2) 加工食品の場合は、食品包装の正面または裏面に明瞭かつ目立つように「遺伝子組み換えによる材料が含まれる」または、「遺伝子組み換えによる材料が含まれている可能性がある」旨を表示する。

(b) 本項の細目(a)および第110809.2項の細目(e)は、遺伝子組み換えによるひとつあるいは複数の材料をリストアップあるいは特定することを要求するものと解釈すべきではなく、また「遺伝子組み換え」という言葉をその食品の名前または、主な製品説明の直前に配置することを要求するものとして解釈すべきではない。

110809.1. 遺伝子組み換え食品に対する「自然」の不当表示

第110809項で要求されている開示に加え、食品が第110808項の細目(c)または(d)の定義を満たし、第110809.2項のラベル表示要件を免除されていない場合、California州において、その食品のラベル表示や小売店舗における表示、広告あるいはプロモーション資料で、「自然」、「自然栽培」、「自然農法」、「天然食品」あるいは消費者の誤解を招く同様の言葉を明示的、暗示的に表示してはならない。

110809.2. 遺伝子組み換え食品のラベル — 例外
第110809項は、以下には適用されない。

(a) 遺伝子組み換え食品あるいは遺伝子組み換えによって生産された薬品を飼料として与えられたり、体内に注入されたか否かは関係なく、それ自体が遺伝子組み換えによらない動物から全面的に構成もしくは由来している食品。

(b) 遺伝子組み換え種や食品と知らずに、意図せずして栽培、育成、生産された農産物またはそれに由来する食品。前述の食品に当てはまるものは、通常、農産物または食品に関する第110809項細目(a)の要件順守の責任者が、その人物に商品、食品を販売した者から、その商品あるいは商品が以下の内容のものであるとの宣誓陳述書を取得した場合に限る。(1)故意あるいは意図的に遺伝子組み換えを行ったものでない、(2)ある時点で遺伝子組み換えが行われた可能性がある食品と分離され、故意もしくは意図的に混蔵されていない。こうした陳述書の提供にあたり、担当者は前文に表記した確約を含むサプライヤからの宣誓陳述書を使用することができる。

(c) ひとつあるいは複数の遺伝子組み換え助剤または酵素を含むという理由から第110809項の対象となる加工食品。

(d) 企業職業法の第9節(第23000項以下)で規定されている酒類管理法の対象となるアルコール飲料。

(e) 2019年7月1日までは、ひとつあるいは複数の遺伝子組み換え助剤または酵素を含むという理由から第110809項の対象となる加工食品で、以下の条件を満た

すもの。(1)いずれの材料も加工された食品重量の0.5%以下であり、(2)その加工食品がそうした材料を10種類以上含まない。

(f) 第三者機関が、故意にあるいは意図的に遺伝子組み換え種や食品から生産されていない、または混蔵された経緯がないと判断した食品。ただし、当該判断が担当官庁が承認した規定に基づくサンプリングおよび試験に準拠して行われた場合に限る。サンプリングがISO(国際標準化機構)やGAFTA(穀物飼料貿易協会)などの国際機関によって推薦されている統計的に有効なサンプリング手法によって実施されたものでない場合は、担当当局によって承認されない。以下の条件を満たさない試験もまた、担当当局によって承認されない。(1)Codex Alimentarius委員会が発行した最新のガイドライン「Guidelines on Performance Criteria and Validation of Methods for Detection, Identification and Quantification of Specific DNA Sequences and Specific Proteins in Foods」(CAC/GL 74 (2010))に合致している、(2)DNAを検出することができない加工食品の試験方法に拠らない。

(g) 1990年の連邦有機食品生産法、およびそれに基づいて米国農業省が公示した規定により「有機」食品としてのラベル表示、マーケティング、販売を法的に許可された食品。

(h) 小売用包装がされておらず、以下のいずれかに当てはまる食品。(1)人による直接消費のために製造、またそれを意図した加工食品、(2)主に直接消費のために製造、またそれを意図した食品の販売に携わる飲食店やその他の食品施設で提供、販売される食品。

(i) 病者用食品。

110809.3. 規定の適用

担当当局は、本条項の執行、解釈の必要に応じて、どのような規定をも採用することができるが、第110809.2項に明記されている規定を逸脱して例外を設ける権限は与えられていない。

110809.4. 執行

第8章第4条(第111900項以下)に基づく行動に加え、第110809項あるいは第110890.1項への違反は、民法第1770項細目(a)のパラグラフ(5)への違反と見なされ、民法第3条第4部第1.5偏(第1750項以下)に基づき起訴されうる。この場合、訴えを行う消費者は申し立てている違反による具体的な損害、またはそれに対する依存を立証する必要はない。第110809項で要求されている開示の不履行または第110809.1項で禁止されている表示を行った場合、違反を犯した各包装または製品の少なくとも実際価格もしくは提示小売価格に相当する損害が発生したものと見なす。

第4項 執行

衛生安全法の第111910項は次のように改正される。

111910. (a) 第111900項の条項またはその他の法規定に関わらず、誰もが本項に従って上級裁判所に申し立てを行うことができ、裁判所は公聴およびそこで示された原因をもとに、いかなる人物に対しても第5章第6.6条(110808項以下)、あるいは第7条(第110810項以下)に違反しないよう、一時的または恒久的な差し止め

命令を下す権限を有する。本項に基づきいかなる法的手続きも、民法訴訟法の第2部第7編第3章（第525項以下）に準拠するものとするが、申し立てを行う人物は、法による十分な救済の欠如を示したり、示すための準備をしたり、また、修復不能な損害を示したり、示す準備をしたり、固有または個人的な損傷、損害を示したり、示す準備をしたりする必要はない。

(b) 細目(a)に規定されている差し止めによる救済に加え、裁判所は、人や組織、事業体に対し、妥当と思われる弁護士費用、および裁判所が適切と判断する調査および訴訟に伴って発生するすべての妥当と思われる費用を提供する。

(c) 本項は、担当省庁およびその認定機関が第111900項の規定、または他の法規に基づいて当項を執行するための権限を制限したり、変更するものと解釈すべきではない。

第5項 不正表示

第110663項が、衛生安全法に次のように追加される。

110663. 第110809項または第110809.1項に準拠していない食品へのラベル表示は、不正表示と見なす。

第6項 可分性

本州民発案の条項またはそれらの適用が、なんらかの理由において無効または違憲される場合、当該無効性は無効なもしくは違憲な条項またはその条項の適用なしに実施可能なその他の条項またはその適用に影響しないものとし、このため本法令の条項は分離可能である。

第7項 他の法律との関係

本州民発案は、連邦もしくはCalifornia州の法的要件や規制が規定するそれほど厳格ではない、もしくは完全さに欠ける本発案条項の対象となる農産品または加工食品に対するラベル表示の基準を補足するもので、それらに優先するとは解釈されない。

第8項 発効日

本法令は、California州憲法第II条第10項細目(a)に準じ、制定と同時に効力を発するものとする。

第9項 相反する法案

本法案と別の法案が同じ州全域投票用紙に記載されており、それが遺伝子組み換え食品の生産、販売および/またはラベル表示に関して追加的な要件を課している場合、投票者により承認された場合、これら他の法案の条項は本法案の条項に調和されるが、他の条項が本法案の要件への準拠を阻んだり、免責することがあってはならない。

他の法案の条項が本法案の条項への準拠を阻んだり免責する場合、および本法案がより多くの賛成票を

得た場合は、本法案の条項が全面的に優先され、他の法案は無効となる。

第10項 改正

本州民発案は、上下両院で3分の2の議員が賛成し通過した法令によるその意図と目的を助長する場合に限り、州議会によって改正することができる。

提案第38号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、教育法規および刑法、歳入課税法規の項を改正および追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分が明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

子供たちと我々の将来を担う
学校および早期教育への投資
および債券債務削減法

第1項 表題

本法案は「子供たちと我々の将来を担う学校および早期教育への投資および債券債務削減法」と称され、引用されるものとする。

第2項 目的の認定と宣言

(a) California州は、子供たちと州の将来を過小評価している。現在、生徒一人に対する州の教育投資は全国第46位に位置し、クラスあたりの生徒数は全国最大、つまり50州中最下位の50位にとどまっている。

(b) 近年の予算削減は、他州に対する遅れに拍車をかけるものでしかない。California州の学校予算は過去3年間に200億ドル以上削減されており、その結果、子供たちの将来にとって非常に重要なプログラムやサービスが廃止または削減され、教員のレイオフは4万人以上に達している。

(c) 乳幼児教育の諸プログラムは最も効果的な教育投資のひとつであることが多くの調査で証明されているが、この分野も芳しくない。公立の就学前教育プログラムは資金不足に悩み、対象となる3、4歳児のわずか40%にしか提供されていない。また、最も支援を必要とする極低所得世帯の乳幼児のうち、乳幼児教育プログラムを利用できているのはわずか5%である。

(d) 現状の改善は十分可能であり、また必須である。子供たちこそが我々の将来を担うのであり、州内の学校や乳幼児教育プログラムへの投資により子供たちの成功基盤を固めることは、子供たち自身のためのみならず、州民と州経済の将来を支えるための最善策である。質の高い教育なくして子供たちが将来グローバル経済の競争を勝ち抜くことはできず、また優秀な労働力なくして他州を凌ぎ事業機会を獲得するこ

37

38

とも不可能である。従って、子供たちへの教育を改善することは、子供たちと我々自身に対して果たすべき責務である。

(e) 今こそ、その場しのぎの政策を排除し、州民全員の将来を担う学校の役割に抜本的な変革をもたらすだけの意義深い投資を行う必要がある。本法令は、大学進学や就職準備を支援するに足る充実した総合教育を全児童に提供することを目指し、美術、音楽、体育、科学、技術、工学、数学、ならびに職業技術訓練コースにわたる質の高いカリキュラムの導入のほか、クラス規模の縮小、学校図書館および在学看護師、カウンセラーの拡充を念頭に置くものである。

(f) 本法令は、学校改善のための新規資金運用に関する決定が州議会ではなく各自治体単位で下され、かつその過程で保護者や教員その他の学校職員、そして地域住民の声が真摯に受け止められることを要求する。つまり各学校区の教育委員会は、保護者や教員その他の学校職員、地域住民らと討議の上で、個々の学校ごとに最も必要とされる対応を決定していく必要がある。

(g) 州内の学校すべてが変革を実現し全児童がその恩恵を受けられるよう、本法令は、チャータースクールや郡学校、特別支援教育学校を含むすべての学校に新規資金が行き渡り、その配分が公正かつ透明性の高い方法で行われるよう規制する。また、新規資金は生徒数割ですべての学校に配分され、学校区本部ではなく各校の現場で運用される必要がある。

(h) 本法案は各地の教育委員会に、税金による新たな資金の使途に関する説明責任を課す。各教育委員会は、予定支出が教育の成果向上にどう貢献するかを事前に説明するほか、実際の支出の有効性を評価するよう求められる。各教育委員会が達成した成果を報告することで、保護者や教員、地域住民にとっても自らの税金が有効に活用されたかどうかが明確になる。

(i) 本法令は、学校が管理費として使用できる金額を新規資金の1%以内に制限し、この新規資金が給与や福利厚生を増加に充当されないよう規制する。

(j) 本法令は、乳幼児教育プログラムの水準を高めるとともにそれを享受できる生徒数を拡大することで、現在不利な条件を強いられている児童が無事に学業を修め、将来の生活を支障なく送れるよう支援する。

(k) California州の学校および早期教育プログラムの改善費用は、州民全員が共同で負担する必要がある。これは、学校の水準向上と十分な教育を受けた労働力が州経済や州民の生活にもたらす恩恵に鑑みれば当然のことである。

(l) California州の学校および乳幼児教育プログラムは、何年もの間不当な扱いを強いられてきた。我々はこれ以上資金削減に甘んじるべきではなく、全児童に成功の機会を与えるためにも資金を増額する必要がある。州民全員が一体となって全児童、全教育現場にリソースを補充し、資金の効果的な運用を導く健全な決定が下されるよう監視することにより、California州の学校がその本分を取り戻し州の経済成長を担うよう促すことができる。

(m) 本法案は、州が必要とする子供たちへの投資資金をスライド制、すなわち納税者の支払い能力を考慮し高額所得者がより多くを負担する方式の所得税増税に

よって調達する。

(n) 本州民発案の当初4年間は後述のとおり、資金の60%をK-12学校、10%を早期教育、30%を州負債の返済に充当し、この新たな教育投資を骨抜きにする不健全な予算削減に歯止めをかける。

2017年以降の残り8年間は、資金の100%がK-12および早期教育に充当される。

歳入の大幅な変動を避け、学校および早期教育施設に必要な投資を確実に継続するため、California州の一人当たり個人所得成長率を超過した歳入についてはこれまでの教育債務の支払い・返済に充当し、州の債券発行能力を確保することで必要に応じた学校および早期教育施設の設立、近代化を図る。

(o) 本州民発案によって確保された新規資金はすべて専用の信託基金に入金され、各地の学校および乳幼児保育・教育、教育債務の返済・償還のみを目的とし、本法令の条項に従って運用される。州議会および州知事はこの資金を他のいかなる目的にも充当してはならず、また、すべての学校に平等に資金が行き渡るよう構築された生徒数割の配分システムを変更してはならない。

(p) 本州民発案は、監視・監査および情報開示を求める厳格かつ有効な責任条項を定めている。これは州の学校予算に初めて透明性をもたらし、各校における公共資金の正確な使途を把握可能にするものである。また、本法令における資金の充当・配分条項を故意に侵害した者は重罪に問われる。

(q) 本州民発案は当該課税に12年という期限を設け、投票によって再度承認されない限り延長不可能とすることで、より高い水準の説明責任を履行する。

これは、新規資金による教育の成果向上を実証するだけの時間を学校に与えるとともに、投票者が継続を希望しない場合にはこの税金を廃止することで納税者を保護するための期間である。

(r) 本州民発案は、California州が史上最悪水準の経済不況からの脱却を目指し苦闘を続ける中で発効する。過酷な環境下でこれを直ちに完全執行した場合、州の財政赤字を解消する取り組みに改善が見られないことを理由に極端な予算削減が継続され、支援が縮小されて学校や児童が本法令に規定される教育投資の効果をもたらしきれなくなる恐れがある。従って、本州民発案は二段階に分けて執行される。当初会計年度4か年(2016-17会計年度末まで)においては資金の30%、つまり約30億ドルを州の教育債その他の債務の返済・償還に充当し、子供たちとその家族、そして地域社会の総合的福祉に不可欠なその他の予算にもほぼ同額を確保する。2017-18会計年度以降、本州民発案は完全執行され、資金の100%が新規資金となり、これを提案第98号またはその他現行のK-12・乳幼児教育プログラム資金の代替として使用することはできない。この段階的アプローチにより、当面は本法令の規定通り資金の70%を学校および早期教育プログラムの資金拡大に費やし、4年経過後には資金の100%、つまり全額を子供たちと我々の将来に対する責務を果たすために使用する。

第3項 目的と意図

California州の州民は、本法令の意図を以下の通りここに宣言する。

(a) 生徒一人当たりの資金増額により学業成績や卒業率を向上させ、就職や大学進学、将来の生活に対する準備を整えることで、チャータースクールを含むCalifornia州の公立学校を強化、支援する。

(b) 早期保育・教育の資金水準を回復させ、不利または危機的な条件下にある子供たちが諸プログラムを利用できるよう質向上および拡大を図ることで、California州の子供たちへの教育を強化、支援する。

(c) 公共教育資金の使途に関する説明責任の徹底と透明性の向上、またその決定過程への地域住民の参加を促す。

(d) 本法令によって創出された歳入が、学校の敷地内で行われるK-12教育活動に使用されることを保証する。また、不利な条件下にある子供たちの早期保育・教育を拡大、強化する。さらに本法令が特に認める特定の状況下では限定的に州財政全般を強化し、教育債務の負担軽減により教育施設への十分な投資を奨励する。

(e) 本法令によって創出された歳入が、既存のK-12教育または早期保育・教育向け資金の代替として使用されないことを保証する。

(f) 州議会が本法令によって創出された歳入を他の目的で借り入れたり転用せず、またその使途について学校関係者に指示しないことを保証する。

第4項 教育法規の第1編第1節に第9.7部（第14800項以下）を以下の通り追加する。

第9.7部 子供たちと我々の将来を担う
学校および早期教育への投資
および債券債務削減法

14800. 本部分は「子供たちと我々の将来を担う学校および早期教育への投資および債券債務削減法」と称され、引用されるものとする。

14800.5. 本部分、ならびに第1編、第1節第6部の第1.8章（第8160項以下）の目的において、以下の定義が適用される。

(a) 「地域教育機関」または「LEA」には、学校区、郡教育事務局、独立した公立チャータースクールの管理理事会、州が直接提供する教育サービス

（California聾学校やCalifornia盲学校を含む）の管理機関が含まれる。

(b) 「K-12学校」または「学校」とは、各LEA管轄区域内の幼稚園から12年生までのいずれかまたはすべての学年の生徒を毎年入学させ、直接教育サービスを提供するチャータースクールや郡学校、特別支援教育学校を含むがこれらに限定されない公立学校を意味する。なお、本部分における「幼稚園」には、予備的幼稚園（TK）も含まれる。

(c) 「早期保育・教育」または「ECE」とは、生後すぐから幼稚園適齢期までの児童の保育および教育推進を目的とした就学前およびその他のプログラムを意味する。これには児童向けの早期保育・教育プログラム

と、保護者や保育者の能力を高め早期保育・教育の改善を目指すプログラムの両方が含まれる。

(d) 2013-14学年度において各校の「在籍者数」とは、2012-13学年度10月の在籍者数として報告された数を、過去3学年度の10月在籍者数の平均増加・減少率に応じて増減させた値である。以降すべての学年度において各校の「在籍者数」とは、第46305項に従って算出された前学年度の月平均有効在籍者数（第46305項に規定されるデータがない場合は前学年度10月の在籍者数）を、過去3学年度の当該在籍者数の平均増加・減少率に応じて増減させた値である。

各LEAの在籍者数は、当該LEA管轄区域内のすべての学校の在籍者数の合計である。また州全体の在籍者数は、すべてのLEAの在籍者数の合計である。

(e) 「教育プログラム」とは、生徒の学業成績や卒業率の向上、就職や大学進学、将来の生活に対する準備を目的とし、当該学校を管轄するLEAの管理理事会が公聴会で承認したK-12学校敷地内での以下のような支出を意味する。

(1) 美術、体育、科学、技術、工学、数学、歴史、公民、財務会計、英語、外国語、および職業技術分野の教育。

(2) クラス規模の縮小。

(3) カウンセラーや図書館員、在学看護師、その他のサポート部門を含む学校職員の拡充。

(4) 授業時間や通学年数の延長、サマースクール、就学前教育プログラム、放課後課外指導プログラム、宿題支援による追加学習。

(5) 英語学習者や低所得世帯の児童、特別支援対象児童に対する社会的支援および学習支援の追加。

(6) 批判的思考能力および創造性を育成する代替教育モデル。

(7) すべての児童の学業成就という目的において、学校にとっての最大のパートナーとなる保護者との緊密なコミュニケーションおよび関係強化。

(f) 「CETF資金」とは、歳入課税法規の第17041.1項に従ってCalifornia州教育信託基金（CETF）に入金された資金、ならびに初期配分保留中の資金から発生したすべての利息、再配分保留中の回収資金から発生したすべての利息を意味する。

(g) 「教育長」とは、公立学校教育長を意味する。

14801. (a) California州教育信託基金（CETF）をここに設置し、州財務省の管理下に置く。CETF資金は同基金に預託・保管され、政府法規の第13340項に関わらず、本法令に規定される目的にのみ、会計年度によらず連続して充当される。

(b) California州教育信託基金に移行または同基金から配分されたCETF資金は、California州憲法第XIII B条の目的において制限対象の充当金の一部とは見なされない。CETF資金は本法令の目的においてのみ預託・保管され、一般財源歳入または税収とは見なされず、従ってCalifornia州憲法第XVI条第8項に規定される計算には含まれず、第IV条第12項および第XVI条第20項の条項にも拘束されない。

(c) CETF資金は本法令の規定に従ってのみ配分および使用され、本法令が明確に承認する以外の管理費の支払いには使用されないものとする。その他のいかなる法的条項にも関わらず、CETF資金は第14813項におい

て明示的に許可された場合を除くいかなる目的または時期においても、一般財源またはその他の基金、人物、組織に送金または融資されないものとする。

(d) CETFからLEAおよび教育長に配分されたCETF資金は、2012年11月1日時点で公立のK-12学校および早期保育・教育向けに確保された州および地方、連邦資金を補完するものである。従って、同日時点で当該目的のために存在し、物価の変化に伴って(連邦資金についてはその全体的な可用性低下に伴って)修正された州および地方、連邦各レベルでの人頭割資金を置き換えまたは代替する目的で使用してはならない。

K-12教育制度および早期保育・教育プログラムの支援目的でCETF以外の基金から充当された金額は、憲法における義務規定の有無を問わず、本法令に従って配分された資金を理由に減額されないものとする。

14802. (a) 財政監視委員会をここに設置し、すべてのCETF資金の配分および使用に対する監視および説明責任を課す。同委員会は、監査官および州監査役、財務長官、司法長官、財務局長で構成される。財政監視委員会は、CETF資金が本部分の規定に厳格に準拠して配分され、また本部分に規定される目的にのみ使用されるよう保証する責任を負う。

(b) その他のいかなる法的条項にも関わらず、財政監視委員会および監査官、教育長がCalifornia州教育信託基金の管理のために負担した実費はCETF資金から支払われる。ただし、かかる費用は同基金によって任意の3年間に徴収された全歳入の1%の10分の3を超過しないものとし、年間平均は1%の10分の1を限度とする。2016-17会計年度末までは、本項で承認された費用の30%が第14802.1項に従って提供された暫定支援基金から差し引かれ、本項で承認された費用の60%が第14803項に従って確保されたK-12資金から差し引かれ、本項で承認された費用の10%が第14803項に従って確保されたECE資金から差し引かれる。以降は、本項で承認された費用の85%が第14803項に従って確保されたK-12資金から差し引かれ、15%が第14803項に従って確保されたECE資金から差し引かれる。

(c) 財政監視委員会は、本法令に定められた義務の履行に必要とされる有事規制を含む規制を採用することができる。

14802.1. (a) 監査官は、2016-17会計年度末までCETF資金の30%を本項の規定に従って配分し、その残余を第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項に従って配分する。以降はすべてのCETF資金を第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項に従って配分する。

(b) 2016-17会計年度末まで、第14803項における「CETF資金」とは第14803項および14804項、14805項、14806項、14808項に従って配分されるCETF資金の70%を指し、「暫定支援基金」とは本項に従って配分されるCETF資金の30%を指す。

(c) 監査官は2016-17会計年度末まで、四半期ごとにワラントを買い戻し、第14813項により設置された教育債減債基金に暫定支援基金を配分して、同項に基づく資金配分を行う。

14803. (a) 監査官は、本法令の発効日以降最初の

2会計年度中はCETF資金の85%をK-12学校のため地域教育機関向けに、そしてCETF資金の15%を早期保育・教育プログラムのため教育長向けに、それぞれ本法令に規定された金額および方法に従って確保するものとする。

これらの資金から第14802項細目(b)に従い実費を差し引いた金額が、第14804項における「利用可能な歳入」と見なされる。

(b) 資金の大幅な変動を避け安定性を維持するため、本法令の発効日以降最初の2会計年度が経過した後の各会計年度において、CETF資金は以下の通り配分される。

(1) (A) 2015-16会計年度以降、2017-18会計年度以外のすべての会計年度においては、財政監視委員会が会計年度初頭にCalifornia州の過去5年間の一人当たり個人所得平均成長率を決定し、直前の会計年度中にCalifornia州教育信託基金からLEAおよび教育長に配分されたCETF資金に対し当該成長率を適用する。

(B) 2017-18会計年度に限り、第14802.1項細目(a)に規定された暫定支援基金からK-12学校およびECEプログラム向け資金完全執行への移行のため、財政監視委員会が会計年度初頭にCalifornia州の過去5年間の一人当たり個人所得平均成長率を決定し、直前の会計年度中にCalifornia州教育信託基金からLEAおよび教育長に配分されたCETF資金の1.429倍の金額に対し当該成長率を適用する。

(2) パラグラフ(1)に従って決定された金額から第14802項細目(b)に従い実費を差し引いた金額が第14804項における「利用可能な歳入」と見なされ、直後の会計年度においてLEAおよび教育長に対し四半期ごとに配分可能となる。

(c) 利用可能な歳入を超過したCETF資金は、第14813項に従って当該会計年度末に配分される。

(d) LEAに配分されたすべてのCETF資金は、LEAによって受給後1年以内に使用されるものとする。ただし、LEAはこれらの資金の10%を上限として翌学年度に繰り越すことができる。財政監視委員会は、当初の1年間に使用されなかった資金、および繰り越し後翌年中に使用されなかった資金を回収する。回収されたすべての資金は利用可能な歳入と見なされ、その他の利用可能な歳入に組み込まれて、第14804項に従い再配分される。

14804. (a) 監査官は、早期保育・教育プログラムおよびその支援を目的とし、第6部の第1.8章(第8160項以下)に規定された方法および金額に基づき四半期ごとにワラントを買い戻して利用可能な歳入の15%を教育長に配分する。

(b) 監査官は四半期ごとにワラントを買い戻して利用可能な歳入の85%を各LEAに配分し、この資金は第14805項から14807項に従って監査官が算出した金額に基づいて各LEA管轄区域内にある各K-12学校向けに確保される。

(c) 本項および第14802.1項、14803項、14805項、14806項、14807項は自動発効し、その施行にあたり法的措置は不要である。CETF資金および暫定支援基金の配分は遅延してはならず、また、California州憲法第IV条第12項に規定される州議会および州知事による年間予算案の不成立、あるいは州議会および州知

事によるその他何らかの作為または不作為による影響を受けることがあってはならない。

14805. 監査官は、第14804項細目(b)に従い四半期ごとにLEAに配分された利用可能な歳入のうち70%を、生徒数割教育プログラム助成金として配分する。各LEAに配分される教育プログラム助成金の口数と規模、ならびに各LEAの管轄区域内にあるK-12学校向けに確保される教育プログラム助成金の口数と規模は以下の通りである。

(a) 監査官は、州全体に共通する生徒数割助成金を、幼稚園から3年生(「K-3助成金」)、4から8年生(「4-8助成金」)、9から12年生(9-12助成金)の各学年グループに対して設置するものとする。

(b) この統一助成金は、3つの各学年グループにおける州全体の在籍者数に基づくものとし、生徒一人当たりの4-8助成金額は生徒一人当たりのK-3助成金額の120%、生徒一人当たりの9-12助成金額は生徒一人当たりのK-3助成金額の140%とする。

(c) 各LEAは、幼稚園から3年生の在籍者と同口数のK-3助成金、ならびに4から8年生の在籍者と同口数の4-8助成金、9から12年生の在籍者と同口数の9-12助成金を受給する。

(d) これらの生徒数割助成金はそれぞれ、当該LEAの助成金受給資格の根拠となる在籍者数を有する各K-12学校専用に確保される。

(e) 細目(a)および(b)に規定される学年グループ間の調整は、各K-12学校の在籍者数に応じ生徒数割で平等に配分される教育プログラム資金における唯一の例外的措置である。

14806. 監査官は、第14804項細目(b)に従い四半期ごとにLEAに配分された利用可能な歳入のうち18%を、低所得層向けの生徒数割助成金として配分する。各助成対象LEAに配分される低所得層向け生徒数割助成金の口数と規模、ならびに各LEAの管轄区域内にあるK-12学校向けに確保される低所得層向け生徒数割助成金の口数と規模は以下の通りである。

(a) 監査官は低所得世帯の児童に教育追加支援を提供すべく、連邦法であるRichard B. Russell全国学校給食法および同じく連邦法である1966年児童栄養法(「給食無料支給対象児童」)を執行するため米国農務省が制定した所得資格ガイドラインに従い、州内の全K-12学校で給食の無料支給対象と見なされた在籍者数の合計に基づき、州規模の生徒数割統一助成金(「低所得層向け生徒数割助成金」)を設置する。

(b) 各LEAは、給食無料支給の対象となる児童の数と同口数の低所得層向け生徒数割助成金を受給する。

(d) これらの低所得層向け生徒数割助成金はそれぞれ、当該LEAの助成金受給資格の根拠となる給食無料支給対象児童数を受け入れた各K-12学校専用に確保される。

14807. 監査官は、第14804項細目(b)に従い四半期ごとにLEAに配分された利用可能な歳入のうち12%を、研修およびテクノロジー、教材向け助成金に生徒数割で配分する。各LEAに配分されるこれらの助成金の口数と規模、ならびに各LEAの管轄区域内にあるK-12学校向けに確保される助成金の口数と規模は以下の通りである。

(a) 監査官は、州内の全K-12学校の在籍者数合計に基づいて州全体に共通する生徒数割助成金(「研修およびテクノロジー、教材向け助成金」または「3T助成金」)を設置し、K-12学校職員の指導技能向上および最先端のテクノロジー、教材の導入を支援する。

(b) 各LEAは、その在籍者数と同口数の3T助成金を受給する。

(d) これらの生徒数割3T助成金はそれぞれ、当該LEAの助成金受給資格の根拠となる在籍者数を有する各K-12学校専用に確保される。

14808. (a) 細目(c)パラグラフ(2)に規定される限られた例外を除き、LEAが第14805項および14806項、14807項に従って受給する資金は、第14805項細目(d)、ならびに第14806項細目(c)、第14807項細目(c)に従ってそれぞれ確保された同資金の対象である当該K-12学校においてのみ使用または負担できるものとし、本項で承認される目的にのみ使用されるものとする。

(b) 教育プログラムおよび低所得層向けの助成金は、教育プログラムのほか、任意の学校が受給する3T助成金額の200%を限度とし、3T助成金に許可された任意の使途に充当できる。3T助成金は、最先端の教材やテクノロジーの導入、ならびに児童の学業成績・卒業率向上や就職・大学進学・生活準備につながる形での学校職員の技能強化にのみ使用できる。

(c) (1) パラグラフ(2)で明確に規定される場合を除き、第14805項から14807項に従って受給したすべての資金は、K-12学校の敷地内で直接提供されるサービスや資材にのみ使用されるものとし、学校およびその生徒に対し物理的に提供されないサービスや資材、ならびに学校の現場で物理的に業務に参加するかまたは生徒とともに過ごす時間が勤務時間の90%に満たないフルタイムの職員、すべての職員において物理的に学校の現場で業務に参加するかまたは生徒とともに過ごす以外の時間、LEAが負担した直接的または間接的な管理費には使用されないものとする。

(2) (A) 各LEAの管理理事会は、本部分に規定される市民集会および監査、予算、報告に関する要件に従って実費をまかなうのに十分な金額を、受給したすべての生徒数割助成金からそれぞれ同じ割合で留保することができる。このような目的において留保された資金は任意の2年間に受給した助成金額合計の2%を超過しないものとし、年間平均は1%を限度とする。

(B) 学校の敷地外で学校職員に提供される技能向上プログラムの費用は、学校の敷地内においてまたはその生徒に対して提供されるサービスに必要な技能の強化に特化したものである場合、かつかかるプログラムを学校敷地内よりも敷地外で提供した方が費用効率が高い場合において、これらの生徒数割助成金でまかなうことができる。

(d) CETF資金は、職員または職務分野に対する給与や福利厚生を、2012年11月1日時点で当該職員または職務分野に適用される給与や福利厚生を超過する水準へと拡大するために使用されてはならない。ただし、本法令によって部分的または全体的に資金を得ている役職については、管理理事会による承認を経て、同校の同様の職務を担うその他の従業員に適用されているものと同水準の給与や福利厚生の拡大をパートタイム、フ

ルタイムの別に応じて適用し、CETF資金でまかなうことができる。

14809. 財政監視委員会はLEAに対する四半期ごとのCETF資金配分から30日以内に、資金を受給したすべてのLEAのリスト、ならびに各LEA内の各校に対し第14805項および14806項、14807項に明記された資金カテゴリー用に確保された金額のリストを作成する。同委員会はこのリストを然るべき場所でオンライン公開し、教育長はこのオンラインリストへのリンクを教育長インターネットウェブサイトのホームページ上のわかりやすい位置に掲載する。

14810. 学校管轄区域を有するLEAの管理理事会を除き、州議会および州知事、その他の州または地方行政体のいずれも、学校におけるCETF資金の用途を指示することはできない。かかる決定については各LEAの管理理事会が単独の権限を有するが、以下を条件とする。

(a) 管理理事会は毎年、学校敷地内またはその近隣において生徒の保護者および教員、学校管理者、その他の職員、生徒（「学校関係者」）を必要に応じて参加させる市民公開会議を開催し、これに直接参加または適切な代表者を派遣して、当該学校におけるCETF資金の用途およびその理由について意見を求めるものとする。

(b) 同会議を受け、LEAまたはその適切な代表者はCETF資金の用途に関する提案書を作成し、学校敷地内またはその近隣において第2回市民公開会議を開催して、学校管理者がLEAの提案に対し意見を述べる機会を設けるものとする。

(c) 管理理事会は、CETF資金の用途に関する意思決定の過程において、学校関係者全員が書面またはオンラインで意見を提出する機会を与えられることを保証する。

(d) 管理理事会は毎年の資金用途決定の際、同理事会が提案するCETF資金からの支出が教育の成果の向上にどう貢献するか、ならびに成果の達成状況を同理事会がどのように評価するかを市民集会の場合およびオンラインで説明するものとする。

14811. (a) CETF資金の受給条件として各LEAは同資金の受給および使用を目的とする専用口座を開設し、同口座はCalifornia州教育信託基金口座として明確に識別されるものとする。また、各LEAは、資金の配当および使用を第14805項から第14808項に従い同口座においてのみ行うものとする。

(b) 学校区には、CETF資金が本部分の規定に従って適切に配分および使用されていることを確認、検証するため、その他すべての法的要件に加え、独立した機関による財政監査および遵守監査が義務付けられている。この要件は、学校区に対する監査指針要件に追加されるとともに、毎年第14504項に従って監査官により審査および監視される監査報告に含まれるものとする。

(c) LEAは、管轄区域内の各校におけるCETF資金の詳細な用途、ならびに第14810項に従って学校関係者に通知された当該支出の目的、当該目的の達成状況について、各学年度末より60日以内に明確かつ透明性の高い報告書を作成し、自らのインターネットウェブサイトに掲載するものとする。教育長は、LEAによる掲載後2週間以内にそのリンクを自らのインターネットウェブサ

イトに掲載し、地域住民や研究者が州内のこれらすべての報告書にアクセスできるようにする。

14812. (a) 2012-13学年度よりCETF資金の受給条件として、本法令に従い資金を受給する各LEAの管理理事会は、当該会計年度の予算上の受給額・支出を前会計年度における同校の実際の受給額・支出と比較できるよう、LEAの管轄区域内にあるすべての学校の予算を作成しオンライン公開するものとする。また、教育長のインターネットウェブサイトでは、地域住民や研究者が州内の2012-13学年度以降すべての新旧学校予算にアクセスできるリンクを提供するものとする。同予算には各校で使用されるすべての資金の財源および金額が含まれるものとし、これには本法令に規定された資金および財源ごとの資金の用途が含まれるが、これに限定されるものではない。同予算は教育長が採用および承認した統一形式で作成され、支出の報告は、合計額の生徒数割のほか教員平均給与、ならびに指導、指導支援、管理、維持などの重要項目ごとに行われるものとする。州教育省は、学校区および学校間の支出を統一された方法で比較できるよう、各学校区および学校が適切な項目ごとに統一形式で支出を報告することを義務付けている。同予算には学校従業員の人数や種類、年功のほか実際の給与や福利厚生を記した人件費の情報が含まれるが、これには個人を特定する情報は含まれない。California州教育信託基金から資金を受給する各K-12学校は、第64001項細目(d)、(f)、(h)の基準を実質的に満たすよう、個別の学校計画にこれらの資金について扱う項を別途設けるものとする。

(b) California州教育信託基金から配分される資金は、現在州および地方、連邦のその他の財源からまかなわれているものに加え、さらなる支援やプログラムを児童に提供することを意図するものである。2013-14会計年度以降、LEAは、管轄区域内の学校において少なくとも2012-13会計年度の生徒一人当たり支出と同額の生徒一人当たり支出が本法令に規定される以外の資金から確保されるよう妥当な努力を払うものとし、これを「維持努力目標」と称する。細目(a)で各校に義務付けられた統一形式の予算には、本法令に規定される以外のすべての財源によりまかなわれた2012-13会計年度における各校の生徒一人当たり支出、ならびに当該学校が毎年維持努力目標を達成した場合の現在の会計年度における同支出の予測値が明確に記載されるものとする。任意の年度においてLEA管轄区域内のいずれかの学校が維持努力目標を達成できなかった場合、当該LEAは当該学校の予算報告においてその理由を説明するとともに、第14810項に従い学校敷地内またはその近隣において開催される公開会議で議題に挙げるものとする。また、同会議においてLEA担当職員は、当該学校における維持努力目標の不達成理由、ならびに目標不達成による児童およびその家族への悪影響を回避するためのLEAからの提案事項を説明する。

14813. (a) 第14802.1項細目(a)に従って配分された資金、ならびに第14803項に基づく財政監視委員会の判断により利用可能な歳入と同委員会および監査官による払い戻し可能な実費の両方を超過しているとされたCETF資金については、監査官がこれを州財務省の管理下に設置された教育債減債基金に四半期ごとに移行する。教育債減債基金は同基金に預託・保管され、

政府法規の第13340項に関わらず、本項に規定される目的にのみ、会計年度によらず連続して充当される。

(b) 教育債減債基金の資金は、(1)未就園児教育から大学までの学校施設の建設または改築、修繕、建て替え、かかる学校施設への設備や機器の配置、不動産の取得またはリースなどを目的として州が発行する、または発行した債券（「学校債」）、あるいは(2)州が児童病院またはその他の一般財源債として限定的に発行する、または発行した債券（細目(c)が認める範囲）を翌会計年度に償還させるための債務返済または清算、無効化にのみ使用されるものとする。

(c) 監査官は、教育債減債基金に移行された資金から、当該年に財務局長の指示により一般財源からまかなわれた学校債または児童病院その他一般財源債務の返済費用相殺、あるいは学校債または児童病院その他一般財源債の清算または無効化に必要な金額を支出削減の一環として一般財源に移行する。ただし、教育債減債基金の資金は、監査官が当該年に一般財源からまかなわれた学校債債務残高の返済費用全額を財務局長の指示に基づいて払い戻さない限り、当該年における児童病院その他一般財源債務の返済費用相殺、あるいは児童病院その他一般財源債の清算または無効化には使用されないものとする。上記に則って移行された資金は、California州憲法第XVI条第8項の目的において、California州憲法第XIII B条に従い充当された一般財源税収の一部とは見なされない。

14814. (a) 財政監視委員会は各会計年度末より6か月以内にCalifornia州教育信託基金に対し独立機関による監査の実施を指示し、監査報告書全文および監査結果を単純明快にまとめた要約の両方を州議会および州知事に提出、ならびに財政監視委員会のインターネットウェブサイトにはわかりやすく掲載するとともに、教育長のホームページに報告書へのリンクを明確に表示する。同報告書には、第14811項の細目(c)に規定された全LEA対象の報告書要件に基づいて各LEAの各校における資金の使途およびLEAの当初の目標と達成された結果が記載され、歳入課税法規の第17041.1項に従って行われた個人所得税増額によるすべての税収に関する情報、ならびに当該税収のCalifornia州教育信託基金への移行の全記録、各LEAおよびその管轄区域内の各校が当該年にCalifornia州教育信託基金から受給した資金額に加え、全体の要約が含まれるものとする。

(b) 教育長は財政監視委員会と協議の上、監査報告書において必要な情報が統一された形式で報告されるよう書式または形式を指定し、各LEAおよびECE提供者に提供する。

(c) 資金が賢明に使用され本法令の趣旨がその使途に反映されるよう、年次監査の実施費用ならびに必要な報告書の作成および配布、収集費用は財政監視委員会によって決定される。かかる費用は、第14802項細目(b)に従いCETF資金から実費が支払われる項目に含まれるものとする。

(d) 年次監査の実施および報告過程において独立監査機関は、財政監視委員会またはその代理人、あるいはLEAによる本法令への違反が疑われる資金の配分または使途について速やかに司法長官および一般に報告するものとする。

(e) 第14803項および14804項、14805項、14806

項、14807項により資金の充当や配分の責任を負う担当職員は、これらの項に明記された通り各LEAおよび各校に対し資金を生徒数割で充当および配分することを故意に怠った場合、刑法第425項の細目(b)に従って重罪に問われ、司法長官による訴追の対象となるか、当該司法長官が速やかに対応しかねる場合は任意の郡の司法長官による訴追の対象となる。司法長官、または当該司法長官が対応しかねる場合任意の郡の司法長官は、第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項に反する資金の充当や配分について迅速に調査し、刑事上の処罰および迅速な差し止めによる救済を求めるものとする。

第5項 教育法規第46305項を以下の通り改正する。

46305. 小学校や高等学校統一学校区、ならびに独立のチャータースクール郡教育事務局、州立学校は、教育省が指定する書式に則り、毎月第3水曜日時点の有効在籍者数および毎月第3水曜日における実際の出席者数、また、かかる日が学校の休日に当たる場合はその直前の授業日における有効在籍者数および実際の出席者数を含め、必要とされるすべての出席データを公立学校教育長に報告するものとする。人数計数日における「有効な在籍者数」とは、当該日以降の退学者数合計を差し引いた値である。学年度最初の授業日時点で学校区の通常の授業日に在籍している生徒数にそれ以降すべての在籍者を加え、当該学年度の初日または本項に規定される人数計数日直前の授業日のいずれか遅い方の日付から人数計数日までに1日も出席しなかった生徒数を差し引いた値である。教育長は、本項の執行に伴う地域教育機関の管理業務を低減するため、必要に応じデータ収集日やその方法を修正することができる。

第6項 教育法規の第1編、第1節第6部に第1.8章（第8160項以下）を以下の通り追加する。

第1.8章 乳幼児教育の水準向上 および拡大プログラム

第1条 一般条項

8160. 本章を通じ、以下の定義が適用される。

(a) 「早期保育・教育」または「ECE」とは、州営または州助成による就学前教育や児童保育、また生後すぐから幼稚園適齢期までの児童を対象としたその他の州営または州助成による早期保育・教育プログラムを指し、これにはCalifornia州児童家族信託基金によってその全体または一部がまかなわれるプログラムが含まれるが、これに限定されるものではない。ECEプログラムが州基金のみによって提供される場合以外に言及される「ECEプログラム」とは、当該プログラムの州基金でまかなわれる部分を意味する。

(b) 「ECE提供者」または「提供者」とは、ECEプログラムを提供する法的権限を与えられた人物または機関を指す。

(c) 「承認範囲」とは、ECE提供者が本章の条項に基づいてプログラム資金の申請を行い、受給を認められ

る範囲を意味する。

(d) 「払い戻し単価」とは、ECE提供者がECEサービス提供に伴う費用をまかなうため、受給資格を有する世帯の代理として州基金から受領する児童一人当たりの金額を意味する。

(e) 「ECE資金」とは、第14803項および第14804項に従い早期保育・教育に配分された資金を指す。

(f) 「SAE資金」とは、第8161項細目(b)に従いECEプログラムの強化、拡大のために確保された資金を指す。

(g) 「危機的条件下にある児童」とは、低所得の実家族または低所得の養育家族、低所得のグループホームの下で生活し、かつ(1)児童保護サービスによる養護または照会を受けている、あるいは(2)その若年保護者自らが養護対象である、(3)その他虐待または放置、児童労働搾取を受けている、あるいは虐待または放置、児童労働搾取のリスクにさらされている可能性がある児童を意味し、その詳細については教育長が定義する。

8161. ECE資金は毎年教育長に配分され、以下の用途が適用される。

(a) ECE資金はその23%を上限とし、以下の通り配分されるものとする。

(1) 既存のECEプログラムに3億ドル(\$300,000,000)を投入。これを2009-10会計年度から2012-13会計年度にかけ各ECEプログラムに適用された削減資金額に比例して配分し、2008-09会計年度の資金水準まで回復させる。ただし、以下を条件とする。

(A) この回復措置は、対象児童数の減少または払い戻し単価の低下、契約金額の低下、貸付契約件数の減少など、その要因が何であるかを問わずすべての減額に対して平等に適用される。

(B) 教育長はこの資金回復に必要とされる限りにおいて、州社会福祉省またはその後継機関に資金を配分するものとする。

(C) 教育長および州社会福祉省が、承認範囲の不足により資金が回復不可能との判断で合意した場合、当該資金を利用して、第8168項細目(b)に従い設定された払い戻し単価基準値が引き上げられる。

(2) 州社会福祉省コミュニティケア審査管理局またはその後継機関に500万ドル(\$5,000,000)を支給し、2013年7月1日までに教育長と州社会福祉省またはその後継機関の間で合意された条件に基づいてECE提供者の認可審査頻度を2011-12会計年度水準以上に引き上げる。

(3) 第8171項に規定されたデータベースの開発、導入に最大1000万ドル(\$10,000,000)を投入し、州のECEプログラムを利用した児童の教育的発達状況を追跡する。

(4) 第4条(第8167項以下)に規定された早期学習水準評価・向上システム(「QRISシステム」)の開発、導入、維持に4000万ドル(\$40,000,000)を投入する。本項に規定される資金は提供者への払い戻し単価またはその他の報酬の引き上げに使用されず、あくまでECE提供者の評価および技能開発、コミュニティカレッジなどの質の高い訓練員が提供するECE技能開発プログラムの改善および拡大、データの管理分析、ECE提供者によって達成された教育水準に関する情報公開といったシステムの構築、導入、評価に使用されるものとする。

(5) パラグラフ(1)から(4)に規定された金額は、本項

の制定日における第42238.1項細目(b)の規定に従って計算されたインフレーション調整に基づき毎年調整される。

(6) ECE資金がパラグラフ(1)、(3)、(4)の要件を満たすのに不十分であった年度においては、これらのパラグラフで規定された金額は比例方式で減額される。

(b) 教育長は、細目(a)に規定された資金回復およびシステム改善資金配分後のECE資金残高(第8160項細目(f)に基づき「SAE資金」と称される)を、本章に規定されたECEプログラムの強化、拡大に使用するものとする。

(c) 教育長に配分されたECE資金は、教育長がこれを受領してから1年以内に本章が規定する目的において使用されるものとする。すべての未使用資金は第14802項に従って設置された財政監視委員会により毎年回収され、ECE資金の一部となって本章の規定に従い再配分される。

8162. (a) 連邦法の規定による場合を除き、本章の規定に従って配分された資金により策定または改善、拡大されたECEプログラムを含むがこれに限定されないあらゆるECEプログラムの利用資格は、毎年各児童によるプログラム利用登録時点で確立される。各児童は登録以降当該年度末までプログラムの利用資格を有すると見なされ、翌年度以降の利用資格については毎年新たに確立することができる。

(b) 2013-14会計年度以降、一般財源から一定の割合で行われるECEプログラムへの年次充当は、本法令に従って配分された資金を理由として、2012-13会計年度における一般財源歳入からECEプログラムへの充当率を下回る水準まで減額されることはないものとする。

8163. 教育長はSAE資金を以下の通り配分するものとする。

(a) SAE資金の25%は、生後すぐから3歳までの児童を対象とし、本細目に従って以下の通り配分される。

(1) SAE資金はその1%を上限とし、18か月未満の児童を対象とする契約グループケアプログラムの払い戻し単価を第8168項細目(b)に従い設定された払い戻し単価基準値まで引き上げるのに使用される。

(2) SAE資金はその2½%を上限とし、払い戻し単価を承認範囲内で2012-13会計年度水準以上に引き上げるのに使用される。この引き上げは生後すぐから3歳までの児童を対象とするECEプログラムおよび提供者に対しQRISシステムによって提供される補完措置を通じて行われ、かかる補完措置とは、QRISシステムに基づき当該プログラムまたは提供者の質的基準を改善する、または当該プログラムまたは提供者が第8168項細目(b)に従い設定された質的基準値を上回るQRIS質的基準をすでに満たしていることを証明するものである。

(3) SAE資金の21と2分の1%は、第2条(第8164項)に従って策定されたCalifornia州就学前早期教育プログラムに配分される。また、本パラグラフに基づいてCalifornia州就学前早期教育プログラムに配分されたSAE資金の35%以上は、第8164項細目(d)に従い保護者や保育者の能力を強化する目的でのみ使用される。

(b) SAE資金の75%は、第3条(第8165項以下)の規定に従い、3歳から5歳の児童を対象とする就学前教育プログラムの拡大、強化に使用される。

(c) SAE資金はその3%を上限とし、州が負担した管理

費に使用される。

(d) SAE資金からECE提供者が受給する金額はその15%を上限とし、適切なプログラム用施設の再利用や改築、増築、維持、賃貸、リース費用に使用される。また、教育長は各施設におけるSAE資金の適切な使用を監視および構造化するため、必要な規制を發布する。

第2章 California州就学前早期教育プログラム

8164. 教育長は第8163項細目(a)のパラグラフ(3)に従って配分された資金を使用してCalifornia州就学前早期教育プログラムを開発および実施し、生後すぐから3歳までの児童を対象とする保育・教育を以下の通り拡大する。

(a) 本プログラムは教育長による現行の規制・管理に拘束し、かつ合衆国法典第42編第9840a項により策定された連邦就学前早期教育プログラムをモデルとするものである。教育長は第8167項に規定される早期学習諮問委員会(ELAC)と協議の上、California州就学前早期教育プログラムが少なくとも2011年11月時点で連邦就学前早期教育プログラムの内容および質に適用されているすべての基準および要件に準拠したものであることを保証する。また、教育長は、以降新たに定められる連邦就学前早期教育プログラムの基準および要件を自らの裁量において採用することができる。

(b) California州就学前早期教育プログラムに使用されるべき資金は、生後すぐから3歳までの児童を対象とする州または連邦のその他のプログラムに現在充当されている資金を補完する目的で使用されてはならない。

(c) 教育長は、2011年11月時点で連邦就学前早期教育プログラムに適用されているものと同じ利用資格基準を採用するものとする。ただし、利用登録においては第8160項細目(g)のパラグラフ(1)で定義される危機的条件下にある児童が最優先され、次に第8160項細目(g)のパラグラフ(2)で定義される危機的条件下にある児童、その次に第8160項細目(g)のパラグラフ(3)で定義される危機的条件下にある児童が優先されるものとする。

(d) California州就学前早期教育プログラムでは、認可を受けたセンターおよび家族・児童ケア施設における質の高いグループケア提供のほか、California州就学前早期教育グループケアサービスの利用登録をしていない児童のための家族および保育者向けサービスを提供する。これらのサービスは生後すぐから3歳までの児童保育を担う保護者および保育者の能力強化を目的とし、グループケア環境または各家庭における当該乳幼児の保育や教育、保健衛生の改善を図るものである。これには連邦またはCalifornia州の就学前早期教育グループケアの利用登録児童の家族に提供されるサービスが含まれ、具体的には任意自宅訪問や早期発達検査および介入、家族および保育者向けリテラシープログラム、保護者および保育者向け訓練が含まれるがこれらに限定されるものではない。また、本細目に従って提供される保育者向けの各種プログラムのうち、認可を免除されるサービス提供者、すなわち家庭内または友人、隣人を対象とするプログラムが優先される。

(e) 教育長はELACと協議の上、細目(d)に基づいて提供されるサービスに対し、連邦就学前早期教育プログラムの基準および訓練計画を組み込んだ質的基準を

設定する。また教育長は、同様のプログラムを運営するその他の公共機関と連携し、これらのプログラムに共通した統一基準の設定を保証する。

(f) California州就学前早期教育資金を使用して、生後すぐから3歳までの児童を対象とする既存のECEプログラムの利用児童数拡大を図ることも可能である。ただし、当該プログラムが細目(a)および(e)に規定された質的基準を満たし、かつ当該児童が細目(c)の利用資格基準を満たしていることを条件とする。

(g) California州就学前早期教育資金により設置された州内の全グループケアスペースのうち少なくとも75%において、全日・通年ケアを提供するものとする。

第3条 就学前教育プログラムの強化、拡大

8165. (a) 第8163項細目(b)に従って3歳から5歳の児童を対象とする就学前教育プログラムの強化、拡大のために配分されるSAE資金は、以下の通り配分される。

(1) SAE資金はその8%を上限とし、払い戻し単価を承認範囲内で2012-13会計年度水準以上に引き上げるのに使用される。この引き上げは3歳から5歳の児童を対象とするECEプログラムとその提供者に対しQRISシステムによって提供される補完措置を通じて行われ、かかる補完措置とは、QRISシステムに基づき当該プログラムまたは提供者の質的基準を改善する、あるいは当該プログラムまたは提供者が第8168項細目(b)に従い設定された質的基準値を上回るQRIS質的基準をすでに満たしていることを証明するものである。

(2) SAE資金の残余67%以上は、QRISシステムで設定された最高水準の質的評価2つを満たす認可済みまたはK-12制プログラムの一環である、3歳から5歳児向けの質の高い就学前教育プログラムの利用児童数拡大にも使用することができる。

州全体に共通するQRISが設定され有意数のプログラムの質的評価が実現するまでの間、教育長は、本細目が規定する高い質的基準を満たしうと判断されるプログラムにこの拡大資金の使用を承認する暫定規制を發布することができる。かかるプログラムには、地方または地域の既存のQRISシステムにおける上位2段階に該当する評価を受けたプログラム、あるいは全国的に通用する質的認定を受けたプログラム、予備的幼稚園

(TK)に適用される質的基準を満たすプログラムが含まれるが、これに限定されるものではない。QRISプログラム基準は2014年1月1日までに設定および公表されるものとする。また、教育長による暫定規制に基づき有資格と見なされた提供者は、新システムにおける評価を優先的に受けることができる。

暫定規制は2015年1月1日をもって廃止され、暫定的に認可を受けた提供者が資金を維持するには、設定されたQRISプログラム基準に基づいて2017年1月1日までに認可を受ける必要がある。

(3) パラグラフ(2)に従って新たに設置された州内の全スペースのうち少なくとも65%において、本章の規定のみに従い、あるいは2つ以上の財源を組み合わせ授業日および放課後、夏期に実施される各種課外指導プログラムを統合することにより、全日・通年サービスを提供する。

(b) 当該プログラムの利用登録を行った学年度の9月

1日時点で3歳または4歳であり幼稚園入園資格が発生していない児童は、「3歳から5歳の児童」と見なされ、細目(a)パラグラフ(2)に従って資金を受給するプログラムの利用資格を有する。

8166. (a) 教育長は米国国勢調査局のデータを使用し、California州全体を網羅する各地区の所得順リストに基づいて最低所得地区をはじめとし徐々に所得上位の地区へと、第8165項細目(a)のパラグラフ(2)に従って配分される資金（「就学前教育拡大資金」）全額を以下の通り配分する。

(1) 教育長は、平均世帯所得、ならびに郵便番号またはこれに類する地理的単位によって定義された地区に基づき地区リストを作成する。なお、本項を通じ、「地区」とは地区リストに使用される郵便番号またはこれに類する地理的単位を意味する。教育長はECEの可用性に関する可能な限りのデータを活用し、就学前教育拡大資金の対象年齢にあり、かつECEプログラムまたは予備的幼稚園(TK)プログラムを現在利用できていない児童が居住する地区および学校区を毎年特定する。

(2) 教育長は、各郵便番号またはこれに類する地理的単位について、利用資格を有しながら現在未登録の児童数を特定し、当該郵便番号またはこれに類する地理的単位内の学校区、ならびに認可を受けた家族・児童ケア施設教育ネットワーク（「認可済みネットワーク」）、認可済みセンターを拠点とするECE提供者、連邦就学前早期教育プログラムまたはその他の連邦ECEプログラムの提供者（「連邦プログラム提供者」）に対し、かかる児童にサービスを提供するためのプログラム拡大が認められる旨を通知し、就学前教育拡大資金の申請を募集する。資金の受給資格は、資格通知直後の学年度における対象児童へのサービス提供の意図および能力を有する申請者に認められる。

(3) 同一の郵便番号またはその他の地理的単位内で申請者間の資格が同等である場合は、認可済みネットワーク、および認可済みセンターで提供されるECEプログラム、連邦プログラム提供者が優先される。教育長は共同申請を優遇することにより、対象エリアの学校区や認可済みネットワーク、認可済みセンターを拠点とするECE提供者、連邦プログラム提供者による共同申請を奨励し、すべてのプログラムの長所の最大化および相互対立の最小化を図る。対象となる学校区や認可済みネットワーク、認可済みセンターを拠点とするECE提供者、連邦プログラム提供者のいずれにも対象児童にサービスを提供する能力または意図がない場合、教育長は、利用資格のある児童にサービスを提供する代替機関として、地域内の有資格の教育機関や認可済みネットワークまたは認可済みセンターを拠点とするECE提供者、連邦プログラム提供者に申請を促す。有資格の代替教育機関特定にあたり、教育長は特に利用資格のある児童が居住する郡内の代替資金提供者（これに限定されない）と協働するものとする。

(4) 本章に従って策定または拡大された就学前教育プログラムを含む就学前教育の利用は任意である。各郵便番号またはこれに類する地理的単位内において3年連続で提供され、対象地域全域における効果的なアウトリーチ活動にも関わらず未だ利用されていないスペースは、場合により却下され、地区リストにおける次の低所得地区に提供される。

(5) 教育長は少なくとも5年に1回、却下扱いとなったスペースを確認し、当該スペースが利用されうる程度に状況が改善される限りにおいて、喪失した資格を任意の地区において回復させる。

(b) 児童は、対象となる郵便番号またはこれに類する地理的単位内に居住すること、あるいは家庭が所得に応じた既存のECEプログラムの所得資格要件を満たすことの証明により、就学前教育拡大資金によるプログラムの利用資格を得る。ただし、利用登録においては第8160項細目(g)のパラグラフ(1)で定義される危機的条件下にある児童が最優先され、次に同細目パラグラフ(2)で定義される危機的条件下にある児童、その次に同細目パラグラフ(3)で定義される危機的条件下にある児童が優先されるものとする。

第4条 California州早期学習水準評価 ・向上システム

8167. 本条における「早期学習諮問委員会(ELAC)」とは、州知事命令S-23-09により設置された早期学習諮問委員会またはその後継機関を意味する。

8168. (a) 教育長はELACと協議の上、California州早期学習水準向上システム諮問委員会により2010年に提示された報告および提案を考慮し、以下のすべてを含む早期学習水準評価・向上システム(QRISシステム)を2014年1月1日までに開発、導入する。

(1) 生後すぐから5歳までの児童（就学年齢前の児童および乳幼児を含む）を対象とする就学前教育を含むすべてのECEプログラムに適用可能な任意の質的評価基準。質的評価基準の最大の重点は、ECEプログラムの特徴のうち乳幼児の社会性や情緒の健全な発達および就学後の円滑な学習準備に最も効果的であることが示された点に置かれる。

(2) ECE提供者がQRISシステムに基づくプログラムの質的評価向上を図る際に役立つ任意評価および技能開発プログラム。

(3) ECEプログラムとその提供者に対して提供される補完措置により、その評価を改善、あるいはQRISシステムにおけるより高い評価基準をすでに満たしていることを証明し、払い戻し単価を2011-12会計年度水準以上に引き上げる手段。

(4) 保護者や保育者が、児童が利用登録しているまたはする予定のプログラムの種類や質に関する正確な情報を入手するための手段。これには、プログラムおよびその提供者に対しQRISシステムに従って実施された質的評価の迅速な公表が含まれる。

(b) 教育長はELACと協議の上、2012年11月1日時点で当該プログラムに適用される法律および規制に基づき、規定の質的基準を満たすECEプログラムの提供費用をまかなうのに十分な払い戻し単価基準値（「払い戻し単価基準値」）を設定する。現在の払い戻し単価が払い戻し単価基準値を下回る場合、教育長は、第8161項細目(a)のパラグラフ(1)、サブパラグラフ(C)に基づく利用可能な資金、ならびに18か月未満の児童向けプログラムについては第8163項細目(a)のパラグラフ(1)に基づく利用可能な資金を使用して、払い戻し単価を引き上げることができる。

8169. (a) ELACと教育長は、各地方の計画評議会、First 5 California協議会、および各郡のFirst 5協

議会との協力のもと、第2条（第8164項以下）、第3条（第8165項以下）および本条に従って策定されたQRISおよびCalifornia州就学前早期教育プログラム、就学前教育拡大プログラムの発展を図り、監視する。これらの人物および機関は互いに連携し、ECEシステムの効率や教育・発達における有効性、地域のニーズへの対応力を向上させる総合的努力の一環として、1998年California州児童および家族法（衛生安全法規の第108節（第130100項以下））に規定されたリソースを含む、地方または州、連邦、民間のリソースを活用する。

(b) ELACは州内の各地域において毎年少なくとも1回、各地域の計画評議会および郡のFirst 5協議会（California州児童家族協議会とも称される）との合同市民集会を開催し、公共の意見を募るとともに本法令に従って策定されたプログラムの成果を報告する。

(c) 第8161項細目(a)のパラグラフ(4)に基づいて提供された資金は、本項に規定された連携および召集活動に使用できる。

8170. (a) 教育長は、本章に従って受領した資金を別途受領または使用したその他すべての資金と区別してその用途を明確にすべく、各会計年度末から90日以内に年次報告書を作成し、資金を受給したECEプログラムのリストおよびそれらの質的評価、各プログラムに支給された金額、利用児童数、児童に提供されたサービスの種類、児童の発達における成果を入手可能なデータに応じて記載する。教育長は作成した報告書を直ちに教育長のインターネットウェブサイトに掲載し、ホームページにそのリンクを表示する。この報告書は、第8236.1項に従って発行された報告書に含まれるものとする。財政監視委員会は報告書の内容を検証し、第14814項細目(a)に規定される年次監査報告書に含める。

(b) 教育長はまた、以下のすべての役割を果たすものとする。

(1) 契約の発注を監視し、ECE提供者が質的基準を満たしていることを保証する。

(2) 本章に基づいて資金を受給するすべてのECE提供者に関し、統一された形で財務報告、ならびに独立機関による年次監査の実施を徹底する。

(3) 本章に従い策定されたプログラムの何らかの側面に対する苦情を受け付け、調査の上対応する。

8171. (a) 教育長は、ECEプログラムを利用する生後すぐから5歳までのすべての児童に2014年7月1日までに一意のIDが付与され、全州規模の早期教育サービスデータベースの一部として記録、管理されることを保証する。

(b) 早期教育サービスデータベースはCalifornia州長期的教育成果データシステム（CALPADS）またはその後継となる各生徒レベルのデータシステムの一要素として非常に重要な役割を担う。具体的には児童の生後すぐから18歳までの教育履歴を追跡し、当該児童に付与された一意のIDからECEの利用有無を含むすべての教育関連情報への自動アクセスを可能にするものである。

(c) 早期教育サービスデータベースは、各児童に関し少なくとも次のすべての情報を含むものとする。

(1) 各年度における児童の居住地の郵便番号。

(2) 各年度において児童が利用したECEサービス（

全日または定時制プログラムのどちらを利用したかなど）

(3) ECEサービスが提供された環境。

(4) ECEサービスを提供した機関。

(5) ECE提供者に関するQRIS評価およびその他の質的評価。

(6) 児童の幼稚園入園準備状況評価（入手可能な情報に応じ、家庭での主要言語および言語能力レベル、早期介入要否の検査の実施有無を含むがこれらに限定されない）。

(d) CALPADSは、第8161項細目(a)のパラグラフ(3)により配分された年間資金額を上限とし、本項の執行に要する実費の払い戻しを受けるものとする。

8172. 教育長は本章の執行のため、有事規制を含む規制を發布するものとする。

第7項 刑法第425項を以下の通り改正する。

425. (a) 公的資金の受領および安全管理、使用の責任を負う担当職員は、法律に規定された方法によるその維持または支払いを怠った場合、重罪に問われる。

(b) 教育法規の第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項により資金の充当や配分の責任を負う担当職員は、これらの項に明記された通り各地域教育機関および各校に対し資金を生徒数割で充当および配分することを故意に怠った場合、重罪に問われ、司法長官による訴追の対象となるか、当該司法長官が速やかに対応しかねる場合は任意の郡の司法長官による訴追の対象となる。司法長官、または当該司法長官が対応しかねる場合任意の郡の司法長官は、教育法規の第14803項および14804項、14805項、14806項、14807項に反する資金の充当や配分について迅速に調査し、刑事上の処罰および迅速な差し止めによる救済を求めるものとする。本細目に対する違反により有罪となった者は第18項に従って処罰を受け、州のすべての役職に対する資格を喪失する。

第8項 歳入課税法規に第17041.1項を以下の通り追加する。

17041.1. (a) 2013年1月1日以降に始まる課税年度においては、本部分により課されたその他すべての税金に加え、第17041項細目(a)に基づいて課税を受けるすべての納税者の課税所得に対し、California州教育信託基金の支援を目的とした追加課税が行われるものとする。2013年1月1日以降2014年1月1日より前に始まる課税年度における当該追加課税は、以下の税率表に基づいて計算される（2011年から2013年にかけてのCalifornia州消費者物価指数の変動に応じ、第17041項細目(h)の規定に従って調整した税率区分を適用）。

課税所得:	課税所得に対する追加課税:
\$7,316以下	0%
\$7,316超、\$17,346以下	\$7,316超過額の0.4%
\$17,346超、\$27,377以下	\$40 + \$17,346超過額の0.7%

\$27,377超、 \$38,004以下	\$110 + \$27,377超過額の 1.1%
\$38,004超、 \$48,029以下	\$227 + \$38,004超過額 の1.4%
\$48,029超、 \$100,000以下	\$368 + \$48,029超過額 の1.6%
\$100,000超、 \$250,000以下	\$1,199 + \$100,000超過 額の1.8%
\$250,000超、 \$500,000以下	\$3,899 + \$250,000超過 額の1.9%
\$500,000超、 \$1,000,000以下	\$8,649 + \$500,000超過 額の2.0%
\$1,000,000超、 \$2,500,000以下	\$18,649 + \$1,000,000 超過額の2.1%
\$2,500,000超	\$50,149 + \$2,500,000 超過額の2.2%

(b) 2013年1月1日以降に始まる課税年度において
は、本部分により課されたその他すべての税金に加え、
第17041項細目(c)に基づいて課税を受けるすべての納
税者の課税所得に対し、California州教育信託基金の
支援を目的とした追加課税が行われるものとする。
2013年1月1日以降2014年1月1日より前に始まる
課税年度における当該追加課税は、以下の税率表に基
づき計算される(2011年から2013年にかけての
California州消費者物価指数の変動に応じ、第17041
項細目(h)の規定に従って調整した税率区分を適用)。

課税所得:	課税所得に対する追加 課税:
\$14,642以下	0%
\$14,642超、 \$34,692以下	\$14,642超過額の0.4%
\$14,642超、 \$34,692以下	\$80 + \$34,692超過額の 0.7%
\$44,721超、 \$55,348以下	\$150 + \$44,721超過額の 1.1%
\$55,348超、 \$65,376以下	\$267 + \$55,348超過額 の1.4%
\$65,376超、 \$136,118以下	\$408 + \$65,376超過額 の1.6%
\$136,118超、 \$340,294以下	\$1,540 + \$136,118超過 額の1.8%
\$340,294超、\$680,589 以下	\$5,215 + \$340,294超過 額の1.9%
\$680,589超、\$1,361,178 以下	\$11,680 + \$680,589超 過額の2.0%
\$1,361,178 超、\$3,402,944以下	\$25,292 + \$1,361,178超 過額の2.1%
\$3,402,944超	\$68,169 + \$3,402,944 超過額の2.2%

(c) 2014年1月1日以降に始まる課税年度において、本
項に基づく追加課税は、細目(a)および(b)に記載の税率
表、ならびに2013年1月1日以降2014年1月1日より前

に始まる課税年度に適用される税率区分 (California州
消費者物価指数の変動に応じ、第17041項細目(h)に従
って毎年調整される) に基づいて計算される。

(d) 本項に基づく追加課税は、細目(e)および(f)に規
定される場合を除き、合算申告について定めた第
17045項およびその後継条項を含む本法規のその他
すべての条項の目的において第17041項に基づく課税
と見なされる。

(e) 本項に基づく追加課税による歳入 (返還額を差
し引いたもの) の推定額は、本法規の第19602.5項に
規定されたプロセスに合致し、かつ税務当局の規制に
より本項に規定される追加課税に基づき2012年12月1
日までに確立された方法で、教育法規の第14801項に
より設置されたCalifornia州教育信託基金に毎月入金
されるものとする。また、本項が承認する規制の採用お
よび改正、廃止には、行政手続法 (政府法規の第2編、
第3節第1部の第3.5章 (第11340項以下)) の規則作成
関連条項は適用されない。

(f) California州教育信託基金は政府法規第13340
項に関わらず、子供たちと我々の将来を担う学校および
早期教育への投資および債券債務削減法の規定のみ
を目的とし、会計年度によらず連続して充当される。投
資および債券債務削減法」と称され、引用されるものと
する。

(g) 子供たちと我々の将来を担う学校および早期教
育への投資および債券債務削減法の延長が何らかの
法案において規定され、かつ2024年11月の第一月曜日
以降第一火曜日よりも前に実施される州選挙で有権者
の承認を受けた場合を除き、本項に基づく追加課税は
2025年1月1日以降に始まる会計年度には適用されな
い。

第9項 歳入課税法規第19602項を以下の通り改正
する。

19602. 第17935項、17941項、17948項、19532
項、19561項のもとで徴収された、または生じた金額、
および第19602.5項に従い入金された歳入、第17041.1
項に従い徴収された歳入を除き、第10部 (第17001項
以降) のもとに課された金額、税に追徴される関連罰
金、本部分のもとに課される利息として州税務当局によ
り受領されるすべての金銭および送金額は、送金額を
除いた後、州の資産部に入金され、個人所得税基金に
充当されるものとする。

第10項 可分性

本法令の条項は分離可能であり、本法案の条項ま
たはそれらの適用がある人物または状況に対し違憲ま
たは無効であると見なされる場合、その無効性が他の
人物または状況に対する残りの条項または適用に影響
することはない。

第11項 法律の対立

(a) California州の任意の納税者を対象とする個人所
得税率の改正、あるいは有形動産を小売する特権に対
する小売業者への課税率の改正、任意の小売業者から
同州内での保管、使用、または他の消費を目的として購

入した有形動産の同州内での保管、使用、または他の消費に課される物品税率の改正を行う他の法案が、本法案と同じ州全域投票用紙に記載されている場合、他の法案の税率改正条項、ならびに税率改正条項を財源とするその他すべての条項は本法案に相反すると見なされる。また、上記において本法案がその他の法案よりも多くの賛成票を得た場合、他の法案の税率改正条項、ならびに税率改正条項を財源とするその他すべての条項は無効となり、本法案の条項が優先される。

(b) 上記細目(a)に拘束されないその他の条項間における対立は、California州憲法第II条第10項の細目(b)に従って解決されるものとする。

第12項 改正

本法令は、州総選挙において過半数の賛成を得ない限り改正できないものとする。

第13項 発効日と失効日

(a) 本法案は制定の翌日に発効するものとする。また、本法案の各条項の効力発生日は、本法令に規定される通りである。

(b) 歳入課税法規第17041.1項の細目(a)および(b)により、本法令に従って行われる追加課税は、2024年11月の第一月曜日以降第一火曜日よりも前に実施される州選挙で本法令の延長が過半数の賛成票により承認されない限り、2024年12月31日にその効力を停止し失効する。

提案第39号

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の条項に基づいて州民に提出される。

本州民発案法案は、公共財源法規および歳入課税法規の項を改正および廃止、追加する。従って、既存の条項からの削除が提案されるものには消し線が引かれ、追加が提案されている新規の条項は、新規の部分が明確になるよう斜体で表記される。

提案された法律

CALIFORNIA州クリーンエネルギー雇用法

第1項 California州の州民は、以下のすべての事項をここに認め、宣言する。

(1) Californiaにおける壊滅的な景気後退の影響で、州民100万人以上が失業中である。

(2) 現行の税法は、複数州で営業する企業のCalifornia州における事業機会を阻み、かつ雇用を創出すべきCalifornia州内の企業を競争劣位へと追い込むものである。

(3) この問題への対応として他州の多くは、複数州で営業する企業に対し当該州における売上を基準として課税すべく法改正を行った。この課税方法は「単一売上要素 (シングルセールスファクター)」方式と称される。

(4) 立法分析者の無所属事務所によると、California

州が単一売上要素方式を採用した場合、年間11億ドルの州歳入増加、およびCalifornia州内に4万人の純雇用創出が見込まれる。

(5) さらに歳入増加分の一部をエネルギー効率およびクリーンエネルギー分野に充当することで直ちに数万人の追加雇用が創出され、California州の失業率低下および経済回復、エネルギー分野における税金の節約を実現できる。

(6) 追加歳入を、現行のCalifornia州法に準拠した範囲で公立学校に配分することも可能である。

第2項 公共財源法規に第16.3節 (第26200項以下) を以下の通り追加する。

第16.3節 クリーンエネルギー分野の雇用創出

第1章 一般条項

26200. 本節は「California州クリーンエネルギー雇用法」と称され、引用されるものとする。

26201. 本節は以下を目的とする。

(a) California州内に、エネルギー効率およびクリーンエネルギー関連の高賃金の雇用を創出する。

(b) California州民を雇用して学校や公共建築物の修繕・改築を行い、エネルギー効率向上のほかクリーンエネルギーを活用したその他の改善を実現し、雇用創出、ならびにエネルギーおよび資金の節約を図る。

(c) 住宅および商業建築のエネルギー効率向上につながる民間部門の雇用創出を促進する。

(d) 利用可能な資金でまかなえる最大限の雇用創出およびエネルギー便益を実現する。

(e) California州エネルギー委員会およびCalifornia州公益企業委員会との連携により既存のエネルギー効率およびクリーンエネルギー関連プログラムを補完および強化、活用し、California州にさらなる経済的利益およびエネルギー便益をもたらす。

(f) 支出および創出された雇用・便益に関するすべての情報を含む会計報告により、本節に従って資金配分を受けたプログラムやプロジェクトの評価、見直しを行う。

第2章 クリーンエネルギー雇用創出基金

26205. クリーンエネルギー雇用創出基金をここに設置し、州財務省の管理下に置く。第26208項に規定される場合を除き、2013-14、2014-15、2015-16、2016-17、2017-18会計年度において合計5億5000万ドル (\$550,000,000) が一般財源から雇用創出基金に移行されるものとする。同基金の資金はCalifornia州における雇用創出およびエネルギー効率向上、クリーンエネルギーの生成推進に貢献するプロジェクトに充当され、その配分先には以下のすべてが含まれる。

(a) 学校および公共施設:

(1) 公立学校: エネルギー効率向上のための改良、ならびにクリーンエネルギーの導入、その他公立学校の運用費削減や安全衛生条件改善に貢献する改善・修繕。

(2) 大学およびカレッジ: エネルギー効率向上のための改良、ならびにクリーンエネルギーの導入、その他費用削減やエネルギー・環境関連の便益獲得につながる

エネルギーシステムの改善。

(3) その他の公共建築物および施設: 極度貸付資金や低金利融資、その他公立施設におけるエネルギー効率向上のための改良およびクリーンエネルギーの導入において費用効率を高めるための金融支援および技術支援。

(b) 職業訓練および労働力開発: California自然保護団体や公認コミュニティ自然保護団体、YouthBuild (青少年団体)、その他不利な条件下にある青少年や退役軍人などに訓練を提供しエネルギー効率およびクリーンエネルギー関連プロジェクトのために雇用する既存の労働力開発プログラムへの資金提供。

(c) 官民の連携: 地方政府が各種改良の費用効率向上を目的とし、返済要件を付した資産査定クリーンエネルギー (PACE) プログラムまたはこれに類する金融・技術支援を策定・導入する際の支援。資金配分においては、雇用創出およびエネルギー節約、地理的・経済的公平性を最大化することが最優先される。雇用創出による便益を持続させるため、返済による歳入は可能な限り極度貸付資金またはこれに類する継続的な金融支援プログラムに使用するものとする。

26206. 雇用創出基金からのすべての支出には、以下の条件が適用される。

(a) プロジェクトの選定および監視は、エネルギー関連のプロジェクトおよびプログラム管理に精通した既存の州および地方政府機関が担当する。

(b) すべてのプロジェクトの選定は、各プロジェクトタイプによる州内の雇用創出およびエネルギー便益を考慮して行われる。

(c) すべてのプロジェクトにおいて費用効率を重視するものとする。すなわち長期的に見て、プロジェクトによる総合的便益がその費用を上回る必要がある。プロジェクトの選定においては、エネルギー便益に加え、場合により安全衛生などエネルギー以外の面での便益も考慮される。

(d) すべてのプロジェクトにおいて、プロジェクトの詳細とその費用、予測されるエネルギー節約効果を明記した契約書が必要である。

(e) すべてのプロジェクトが監査の対象となる。

(f) プログラム諸経費は、資金総額の4%を超過しないものとする。

(g) エネルギー関連プロジェクト・プログラムの管理ノウハウが実証されている機関にのみ資金を充当するものとする。

(h) 重複を避け、エネルギー効率およびクリーンエネルギー関連の既存の取り組みを最大限活用するため、すべてのプログラムはCalifornia州エネルギー委員会およびCalifornia州公益企業委員会との連携の下に運営されるものとする。

(i) 技術支援に伴う費用や、プロジェクトの費用削減および遅延回避に伴う費用、たとえば計画または許可、融資費用、ならびにプロジェクト完遂および雇用創出におけるその他の障壁を低減するためのプロセス開発・導入費用などの支出を対象とする。

26208. 州財務省と立法分析者の共同決議により、歳入課税法規第25128項および25128.5項、25128.7

項、25136項の改正または追加、廃止による年間予測歳入増加額が11億ドル (\$1,100,000,000) 未満とされた場合、雇用創出基金に移行される金額は年間予測歳入増加額の半分まで減額される。

第3章 説明責任、独立機関による監査、情報開示

26210. (a) 市民監視委員会をここに設置する。

(b) 同委員会は9名のメンバーで構成され、うち3名は財務長官により、他3名は監査官により、他3名は司法長官により指名される。各指名担当は、次の各条件を満たすメンバーを1名ずつ指名する。

(1) ビル建設や建築設計の知識とノウハウを有するエンジニアまたは建築家、その他専門家。

(2) 財務取引やプログラムの費用効率の評価に関する知識とノウハウを有する会計士または経済学者、その他専門家。

(3) エネルギー効率またはクリーンエネルギー、エネルギーシステム・プログラムの専門技術者。

(c) California州公益企業委員会およびCalifornia州エネルギー委員会が、同委員会において職務上の権限のみを持つメンバーを各1名指名する。

(d) 同委員会は以下のすべての役割を果たすものとする。

(1) 毎年、雇用創出基金からのすべての支出を審査する。

(2) 独立機関による雇用創出基金の年次監査およびプロジェクト選定を委託または審査し、本節の目的達成のための支出の有効性を評価する。

(3) 毎年すべての支出を網羅する会計報告を作成し、一般市民がアクセス可能なインターネットウェブサイトで公表する。

(4) 本節の目的達成に必要な変更点を特定するプログラム評価を州議会に提出する。

第4章 定義

26220. 本節において、以下の定義が適用される。

(a) 「クリーンエネルギー」とは、第26003項の「再生可能エネルギー」の定義に合致する、あるいはエネルギー管理やエネルギー効率の改善に貢献する装置または技術を意味する。

(b) 「委員会」とは、第26210項により設置された市民監視委員会を指す。

(c) 「雇用創出基金」とは、第26205項により設置されたクリーンエネルギー雇用創出基金を指す。

(d) 「プログラム諸経費」には、本節に基づく州機関の要員確保およびプログラムへの資金配分管理が含まれるが、技術的な支援や評価、測定、検証、ならびにプロジェクトの効率・成果向上関連費用、地方ごとの執行関連費用は含まれない。

第3項 歳入課税法規第23101項を以下の通り改正する。

23101. (a) 「事業を行う」とは、財務利益または金銭上の利得を目的として何らかの取引に従事することを意味する。

(b) 2011年1月1日以降に始まる課税年度において以

下のいずれかの条件を満たす場合、納税者は任意の課税年度においてこの州で事業を行っていると思なされる。

(1) 当該納税者が商業目的でこの州内に組織され、あるいは居住している。

(2) 州内における納税者の売上(第25120項細目(e)または(f)の定義に従い各課税年度において適宜決定)が、50万ドル(\$500,000)または当該納税者の売上総額の25%のいずれか少ない方を超過している。なお、本パラグラフの目的において、納税者による売上との言及には、当該納税者の代理人または独立請負業者による売上が含まれる。また、本パラグラフの目的において、州内での売上は、第25135項および第25136項細目(b)に基づく売上の割り当て規則およびこれに基づく規制(第25137項に基づく規制により修正)に従って決定される。

(3) 納税者が州内に所有する不動産および有形動産が、5万ドル(\$50,000)または当該納税者が所有する不動産および有形動産総額の25%のいずれか少ない方を超過している。なお、不動産および有形動産の資産価値およびこれらが州内の資産と思なされるかどうかについては、第25129項から第25131項に規定された規則およびこれに基づく規制(第25137項に基づく規制により修正)に従って決定される。

(4) 第25120項細目(c)に定義される納税者が州内で支払った給与金額が、5万ドル(\$50,000)または当該納税者が支払った給与総額の25%のいずれか少ない方を超過している。なお、州内における給与金額は、第25133項に規定された給与の割り当て規則およびこれに基づく規制(第25137項に基づく規制により修正)に従って決定される。

(c) (1) 州税務当局は、細目(b)のパラグラフ(3)および(4)に規定される金額を第17041項細目(h)に従い毎年改訂する。

(2) パラグラフ(1)に規定される調整の目的においては、第17041項細目(h)の「1988」を「2012」に置き換えて適用する。

(d) 納税者の売上および資産、給与には、当該納税者によるパススルー主体の按分または比例負担額が含まれる。なお、本細目の目的において「パススルー主体」とは、パートナーシップまたはいわゆるSコーポレーションを意味する。

第4項 歳入課税法規第25128項を以下の通り改正する。

25128. (a) 第38006項に関わらず、2013年1月1日より前に始まる課税年度において、全事業所得からこの州に分配される金額は細目(b)または(c)に規定される場合を除き、当該事業所得に資産要素、給与要素、売上要素の2倍の和を分子とし4を分母とする分数を乗じて算出される。

(b) 分配対象取引・事業において1つまたは複数の対象事業活動から「総事業収益」の50%以上が生成されている場合、分配対象取引・事業の総事業所得からこの州に分配される金額は当該事業所得に資産要素、給与要素、売上要素の和を分子とし3を分母とする分数を乗じて算出される。

(c) 本項の目的において、「対象事業活動」とは以下を意味する。

(1) 農業関連の事業活動。

(2) 採掘関連の事業活動。

(3) 貯蓄・貸付活動。

(4) 銀行・金融関連の事業活動。

(d) 本項の目的において以下が適用される。

(1) 「総事業収益」とは、第25120項細目(e)または(f)に規定される総収益(第25101項において所得および分配要素を共同で報告するよう規定された同一法人グループのメンバー間で行われた分配対象取引・事業の範囲における販売活動またはその他の取引からの総収益は除外し、適宜第25110項の制限を受ける)を意味し、これらの収益が第25137項の効力により売上要素から除外されているかどうかは影響しない。

(2) 「農業関連の事業活動」とは、家畜や家禽、酪農、果物、毛皮動物、市場向け野菜栽培、大農場、農園、苗床、放牧場に関連する活動を意味する。また、「農業関連の事業活動」には土壌耕作またはあらゆる農産物や園芸品の飼育・栽培や収穫が含まれ、これには農場における動物の飼育、刈毛、給餌、世話、管理、ならびにあらゆる未加工農産物や園芸品の農場における取り扱い、日干、梱包、品種改良、貯蔵が含まれるがこれに限定されるものではない。ただし、農場の所有者または借地人、管理者がかかる商品の半分以上を定期的に生産していることを条件とする。

(3) 「採掘関連の事業活動」とは、石油や天然ガス、鉱石の採掘、精製、加工に関連する活動を意味する。

(4) 「貯蓄・貸付活動」とは、連邦法または州法により認可を受けた貯蓄貸付協会または貯蓄銀行が行う活動を意味する。

(5) 「銀行・金融関連の事業活動」とは、金銭または金融資本の取引に伴い、国法銀行の事業と実質的に競合する活動を意味する。

(6) 「分配対象取引・事業」とは、その事業所得が第25101項および第25120項に基づき、適宜第25110項の制限を受け、適用される給与および資産、売上の各要素を同一の分母で除算して分配されることを特徴とする取引または事業を意味する。

(7) 細目(c)のパラグラフ(4)は、金融機関純利益の統一分配のための複数州における税分配公式案、またはこれと実質的に同等の公式を州税務当局が採用した場合にのみ適用され、採用された公式の発効日当日に発効するものとする。

(8) 2つ以上の貯蓄協会または企業の所得および分配要素を、第25101項に基づき適宜第25110項の制限を受けて共同で報告する必要がある場合は常に、以下の両条件が適用される。

(A) 細目(b)における50%適用の検証は、当該グループ全体における分配対象取引・事業の「総事業収益」に対して行われる。

(B) 当該グループ全体の事業所得は、適宜細目(a)または(b)、あるいは第25128.5項細目(b)第25128.5項または第25128.7項に従って分配される。

第5項 歳入課税法規第25128.5項を以下の通り改正する。

25128.5. (a) 第38006項に関わらず、2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度において、第25128項細目(b)に規定される分配対象取引・事業を除くすべての分配対象取引・事業は、時宜にかなった形で提出された当初の申告につき、第25128項でなく本項に従って分配を行うため、州税務当局が規定する方法および形式で取消不能な年次選定を行うことができる。

(b) 第38006項に関わらず、2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度においては、細目(a)に規定される選定を行う分配対象取引・事業の全事業所得から、事業所得に売上要素を乗じた金額がこの州に分配される。

(c) 州税務当局は、第25113項に規定される選定規則に準拠した規制を含め、本項に基づく選定を行う上で必要または適切な規制を発布する権限を有する。

(d) 本項は2013年1月1日以降に始まる課税年度には適用されず、2013年12月1日をもって廃止されるものとす。

第6項 歳入課税法規に第25128.7項を以下の通り追加する。

25128.7. 第38006項に関わらず、2013年1月1日以降に始まる課税年度においては、第25128項細目(b)に規定される分配対象取引・事業を除くすべての分配対象取引・事業の全事業所得から、事業所得に売上要素を乗じた金額がこの州に分配される。

第7項 歳入課税法規第25136項を以下の通り改正する。

25136. (a) 2011年1月1日より前に始まる課税年度において、また2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度において第25128.5項が有効でありかつ第25128.5項細目(a)に基づく選定が行われなかった場合、有形動産以外の売上は以下の条件において州内の売上と見なされる。

(1) 所得生成活動がこの州内で行われている、または

(2) 所得生成活動がこの州の内外で行われ、州内で行われる所得生成活動がその活動費用において他州で行われるものよりも大きな割合を占める。

(3) 2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度において本部分に基づく課税を受けるとの納税者に対しても第25128.5項が有効でない場合は、本細目が適用され、細目(b)は適用されない。

(b) 2011年1月1日以降2013年1月1日より前に始まる課税年度において、下記が適用される。

(1) サービスの売上は、当該サービスの購入者が州内で享受した便益の範囲において、この州内のものと見なされる。

(2) 無形財産の売上は、当該財産が州内で使用される範囲において、州内のものと見なされる。市場性のある証券については、顧客が州内にいる場合に州内のものと見なされる。

(3) 不動産の売却またはリース、賃貸、権利供与による売上は、当該不動産が州内に位置する場合に州内のものと見なされる。

(4) 有形動産の賃貸またはリース、権利供与による売上は、当該有形動産が州内に位置する場合に州内のものと見なされる。

(5) (A) 第25128.5項が有効である場合、第25128.5項細目(a)に基づく選定が行われたすべての課税年度において、細目(a)の代わりに本細目が適用される。

(B) 第25128.5項が有効でない場合、本部分に基づく課税対象となるすべての課税年度において、本細目は適用されず細目(a)が適用される。

(C) サブパラグラフ(A)または(B)に関わらず、第23101項細目(b)のパラグラフ(2)の目的においては本細目が適用される。

(c) 州税務当局は、細目(b)の目的を遂行する上で必要または適切な規制を制定することができる。

(d) 本項は2013年1月1日以降に始まる課税年度には適用されず、2013年12月1日をもって廃止されるものとする。

第8項 歳入課税法規に第25136項を以下の通り追加する。

25136. (a) 第38006項に関わらず、2013年1月1日以降に始まる課税年度において、有形動産以外の売上は以下の条件において州内の売上と見なされる。

(1) サービスの売上は、当該サービスの購入者が州内で享受した便益の範囲において、この州内のものと見なされる。

(2) 無形財産の売上は、当該財産が州内で使用される範囲において、州内のものと見なされる。市場性のある証券については、顧客が州内にいる場合に州内のものと見なされる。

(3) 不動産の売却またはリース、賃貸、権利供与による売上は、当該不動産が州内に位置する場合に州内のものと見なされる。

(4) 有形動産の賃貸またはリース、権利供与による売上は、当該有形動産が州内に位置する場合に州内のものと見なされる。

(b) 州税務当局は、本項の目的を遂行する上で必要または適切な規制を制定することができる。

第9項 歳入課税法規に第25136.1項を以下の通り追加する。

25136.1. (a) 2013年1月1日以降に始まる課税年度において、第25128.7項に基づき事業所得を分配する対象納税者には以下の条項が適用される。

(1) 第25137項に関わらず、この州に割り当てられる売上は、本項によらなければ第25136項に従いこの州に割り当てられるところの売上の50%に等しく、残りの50%はこの州に割り当てられない。

(2) その他すべての売上は、第25136項に従って割り当てられる。

(b) 本項の目的において以下が適用される。

(1) 「対象納税者」とは共同で報告を行う対象グループのメンバーを意味し、その定義は本項を追加する本法令の発効日時点で有効なCalifornia州規則コード第18編第25106.5項の細目(b)パラグラフ(10)に規定される通りである。

(2) 「対象グループ」とは共同で報告を行うグループ

を意味し、その定義は本項を追加する本法令の発効日時点で有効なCalifornia州規則コード第18編第25106.5項の細目(b)パラグラフ(3)に規定される通りであるが、以下を条件とする。

(A) 当該課税年度において最低投資要件を満たしている。

(B) 2006年暦年中に始まる共同報告グループの会計年度において、当該グループが米国内ネットワークにおける総事業収益の50%以上を1つまたは複数のケーブルシステムの運用によって獲得している。

(C) サブパラグラフ(B)の要件を満たす目的において、以下の規則が適用される。

(i) 当該会計年度における共同報告グループの任意のメンバーが2006年暦年中に始まる会計年度においては当該グループのメンバーでなかった場合、当該メンバーの総事業収益は、当該メンバーが2006年暦年中に始まる会計年度においてすでに当該グループのメンバーであった場合と同様、2006年暦年中に始まる共同報告グループの会計年度における当該グループの総事業収益に含められる。

(ii) 総事業収益には、対象パートナーシップからメンバーが享受する利益の範囲において、当該パートナーシップの総事業収益が含まれる。

(3) 「ケーブルシステム」および「ネットワーク」は、本項を追加する本法令の発効日時点で有効な公益企業法規第5830項と同一の定義を有する。「ネットワークサービス」とは、ビデオまたはケーブル、音声、データのサービスを指す。

(4) 「総事業収益」とは、第25120項細目(f)のパラグラフ(2)に定義される総収益（同一の共同報告グループのメンバー間における売上またはその他の取引による総収益を除き、適宜第25110項の制限を受ける）を意味する。

(5) 「最低投資要件」とは、課税年度初頭を含む暦年中における、共同報告グループによる2億5000万ドル（\$250,000,000）以上の対象支出を意味する。

(6) 「対象支出」とは、共同報告グループのメンバーによりまたはその代理として、有形動産や給与、サービス、フランチャイズ料金、無形財産の配当やその他の権益に対し支払われた、あるいは負担されたこの州に帰属する支出の任意の組み合わせを指す。

(A) 有形動産以外に関する支出は、共同報告グループのメンバーが当該購入または支出による便益を州内で享受した場合に、この州に帰属すると見なされる。

(B) 有形動産の購入またはこれに関する支出は、当該動産が州内で使用されている場合に、この州に帰属すると見なされる。

(C) 対象支出には、独立請負業者により州内で購入または使用、提供された資産やサービスに対する共同報告グループの支出が含まれる。

(D) 対象支出にはさらに、対象パートナーシップからメンバーが享受する利益の範囲において、当該パートナーシップの支出が含まれる。

(7) 「対象パートナーシップ」とは、パートナーシップの所得および分配要素が当該パートナーシップからメンバーが享受する利益の範囲において共同報告グループメンバーの所得および分配要素に含まれる場合のパ

ートナーシップを指す。

(8) 「対象売上」とは、あらゆるネットワークサービスの提供による総事業収益から顧客施設設備の販売または賃貸による総事業収益を除いたものである。「対象売上」には、対象パートナーシップからメンバーが享受する利益の範囲において、当該パートナーシップによる対象売上が含まれる。

(c) 対象パートナーシップによる対象売上に関する本項の規則は、California州規則コード第18編第25137-1項の細目(f)パラグラフ(3)に定められたパートナーシップに関する規則に準拠することを意図するものである。

提案第40号

2011年8月15日に市民選挙区変更委員会により認定された州上院議員選挙区地図は、California州憲法第XXI条第2項細目(i)の規定に従いレファレンダムとして州民に提出される。

提案された法律

提出先

California州州務長官事務所

決議案

California市民選挙区変更委員会による州上
院議員選挙区地図の認証

2011年8月15日

2011年8月15日

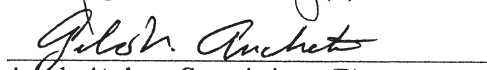
2011年7月29日、California市民選挙区変更委員会(以下、委員会)は公表および意見公募のために、暫定的な州上院議員選挙区地図と称する州上院議員選挙区地図(以下、上院選挙区地図)を承認した。

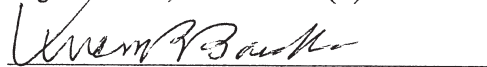
2011年8月15日、委員会はCalifornia州憲法第XXI条第2(c)(5)の規定に従い、「crc_20110815_senate_certified_statewide.zip」およびセキュアハッシュアルゴリズム(SHA-1)番号「14cd4e126ddc5bdce946f67376574918f3082d6b」で識別される最終的な上院選挙区地図の採用を承認した。

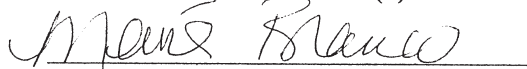
そこで以下のとおり決議する。委員会はCalifornia州憲法第XXI条第2(g)の規定に従い、上記SHA-1で識別される上院選挙区地図を認定し、California州州務長官に速やかに提出するものとする。

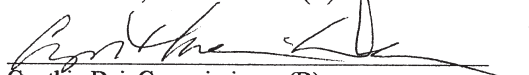
委員会の委員各位は、本決議案に署名を添えるものとする。

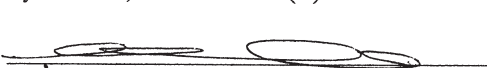

Gabino Aguirre, Commissioner (D)


Angelo Ancheta, Commissioner (D)


Vincent Barabba, Commissioner (R)

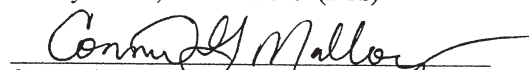

Maria Blanco, Commissioner (D)

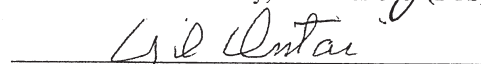

Cynthia Dai, Commissioner (D)


Michelle DiGuilio, Commissioner (DTS)


Jodie Filkins Webber, Commissioner (R)

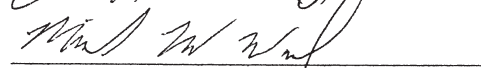

Stanley Forbes, Commissioner (DTS)

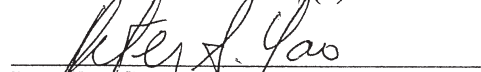

Connie Galambos-Malloy, Commissioner (DTS)

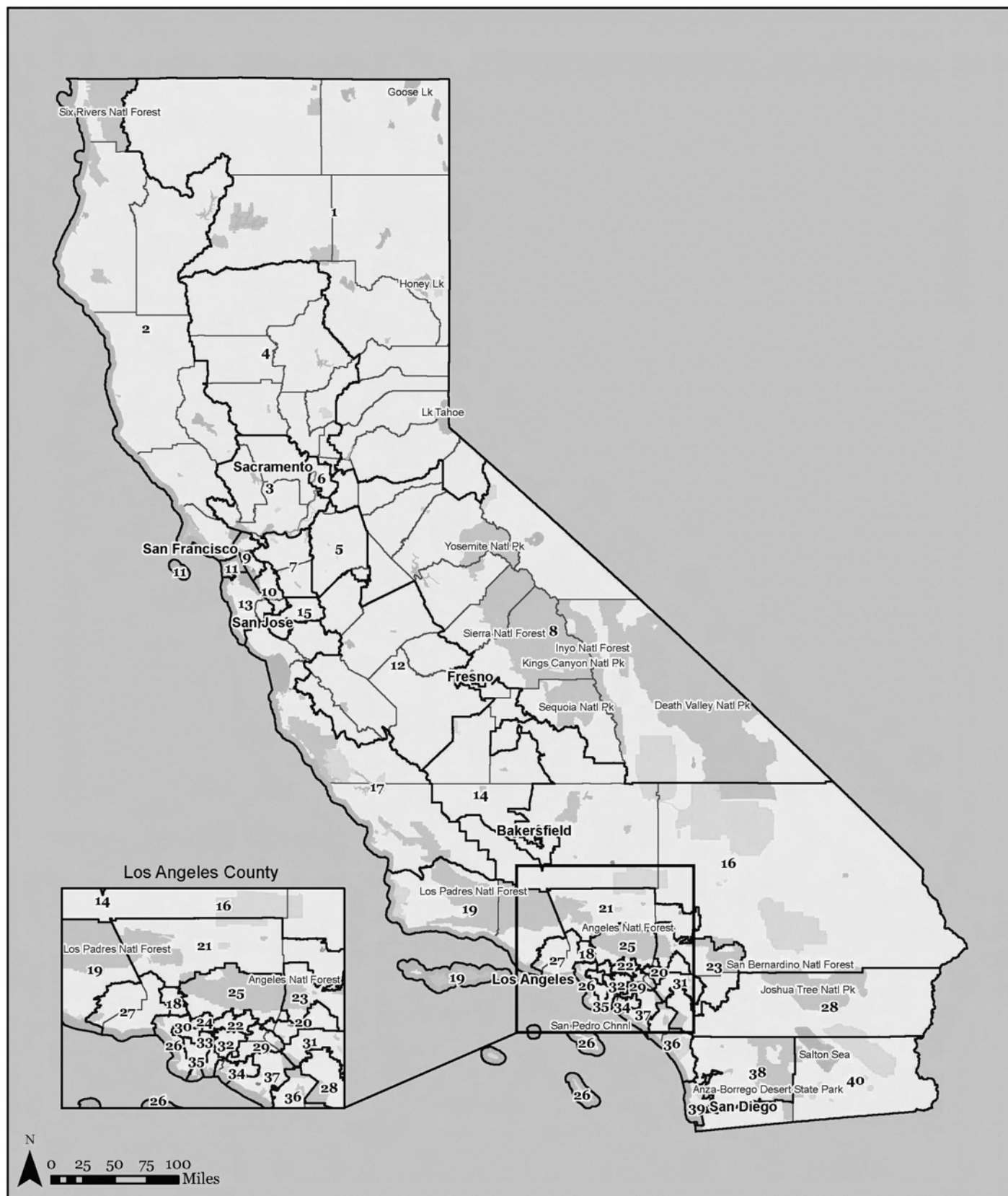

Lilbert "Gil" Ontai, Commissioner (R)


M. Andre Parvenu, Commissioner (DTS)


Jeanne Raya, Commissioner (D)


Michael Ward, Commissioner (R)


Peter Yao, Commissioner (R)



California州上院議員選挙区



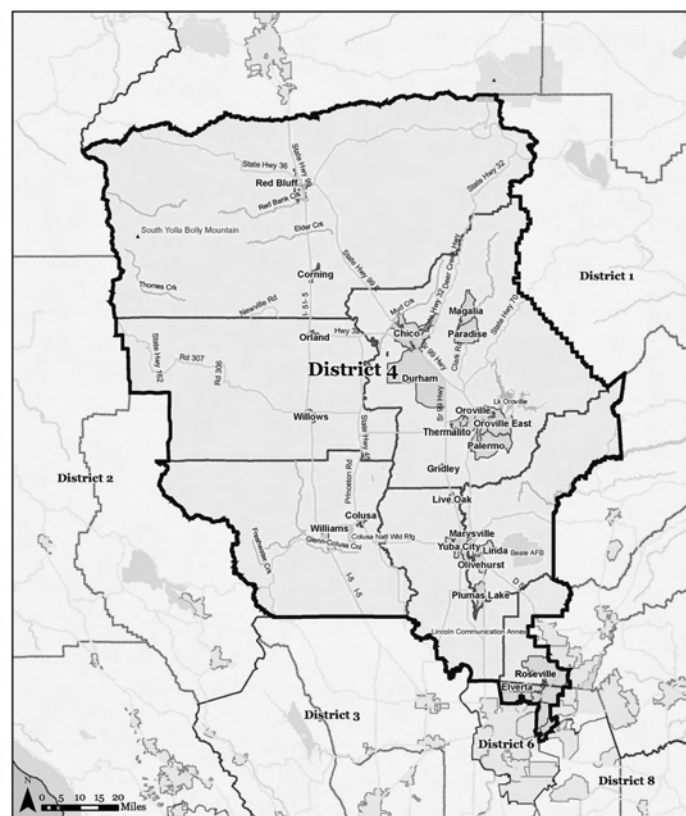
California州上院議員第1選挙区



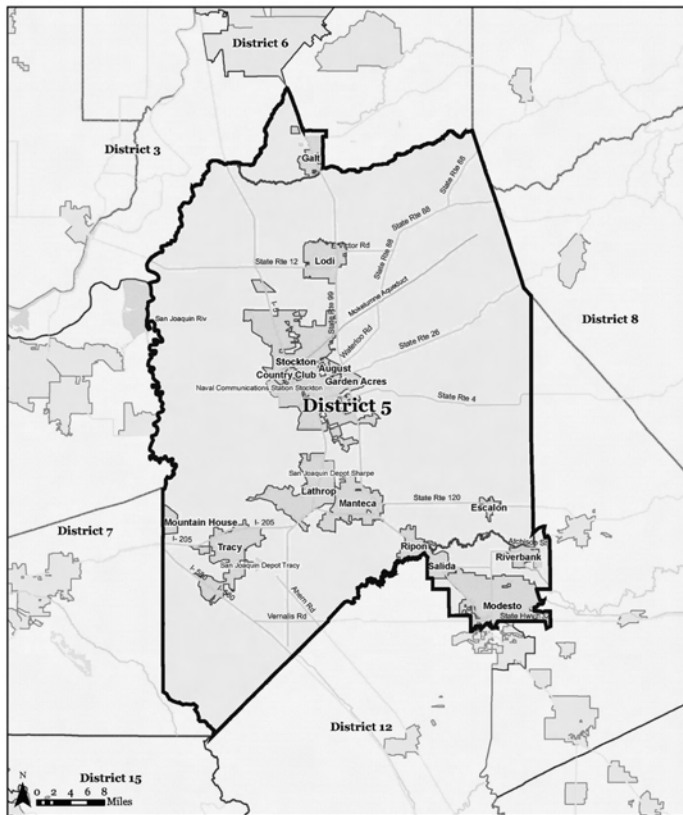
California州上院議員第2選挙区



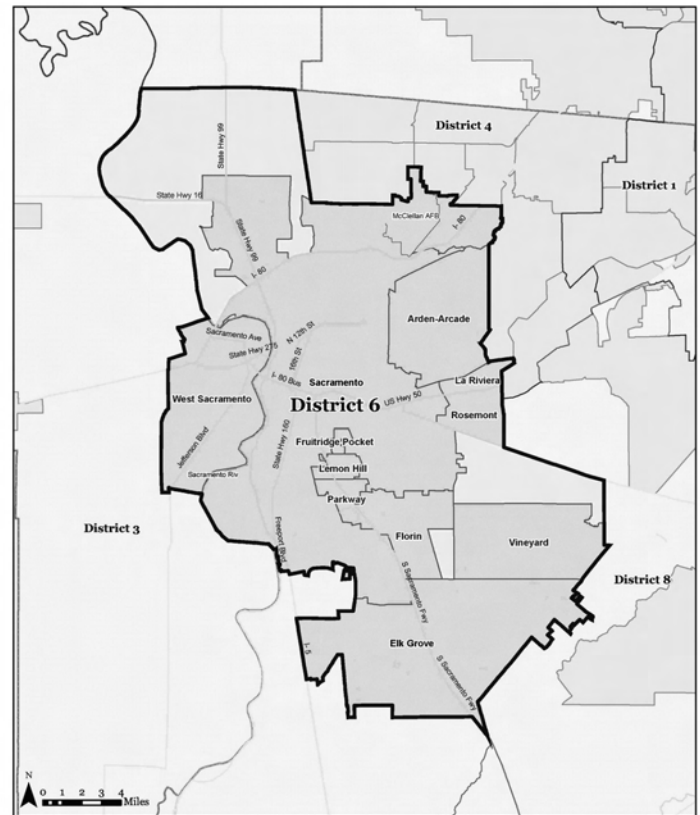
California州上院議員第3選挙区



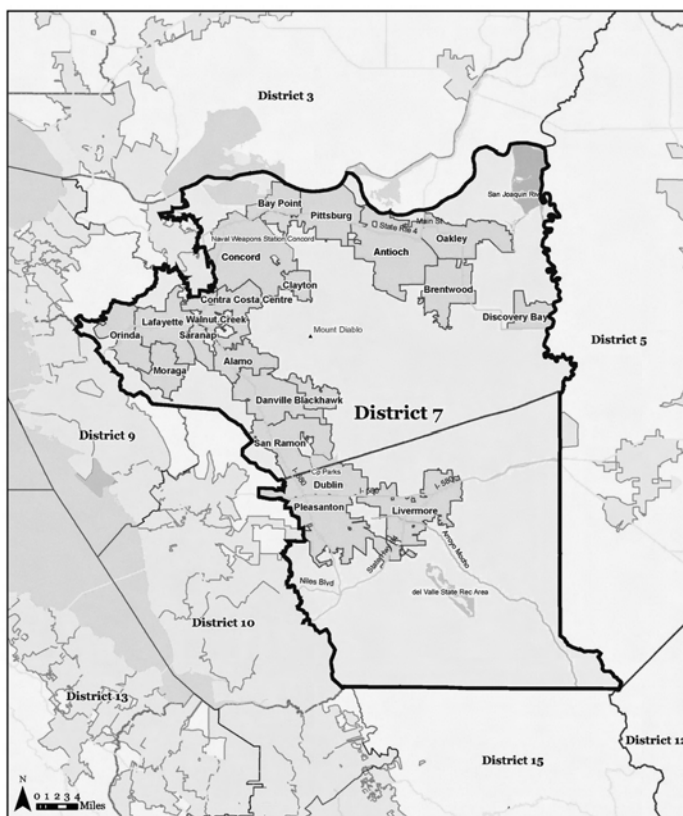
California州上院議員第4選挙区



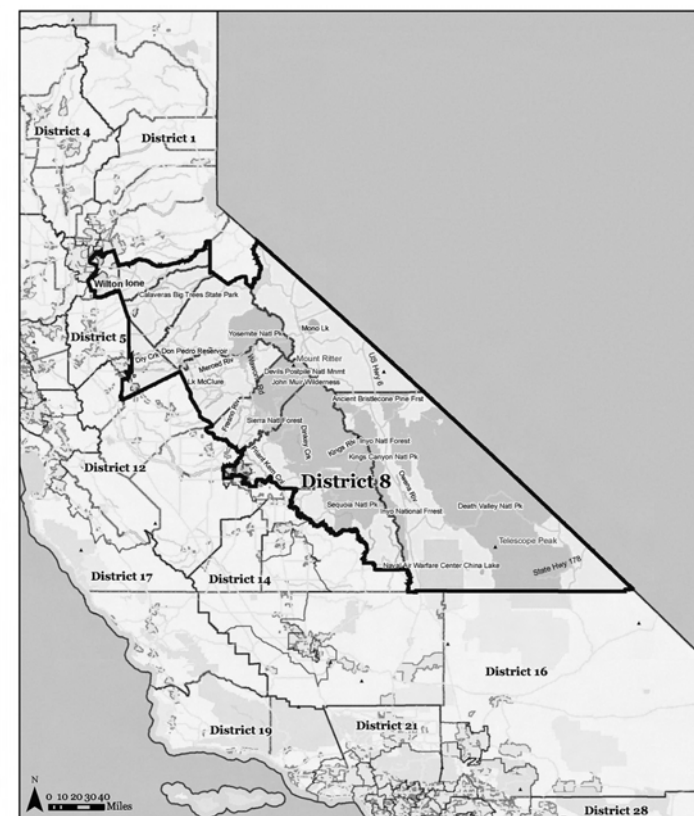
California州上院議員第5選挙区



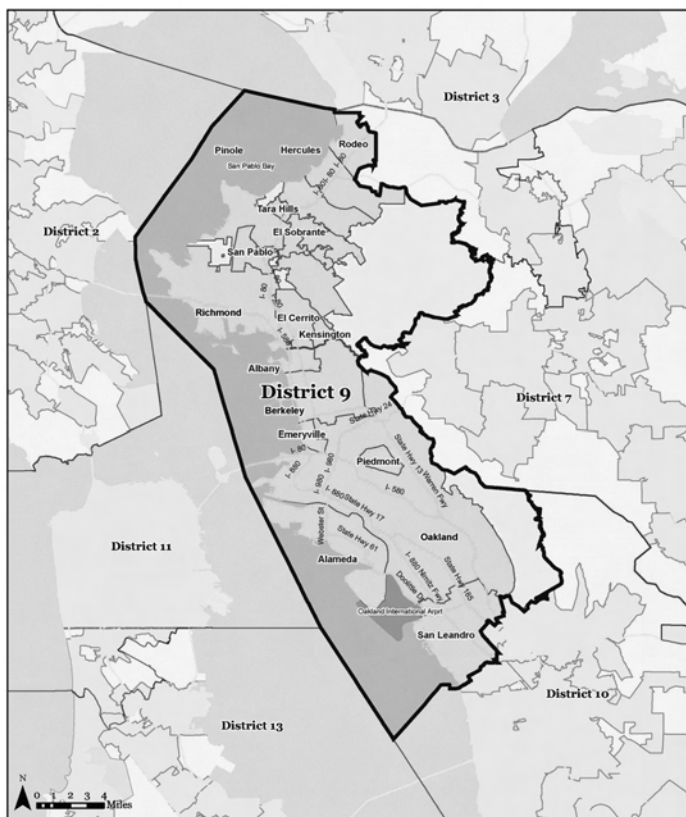
California州上院議員第6選挙区



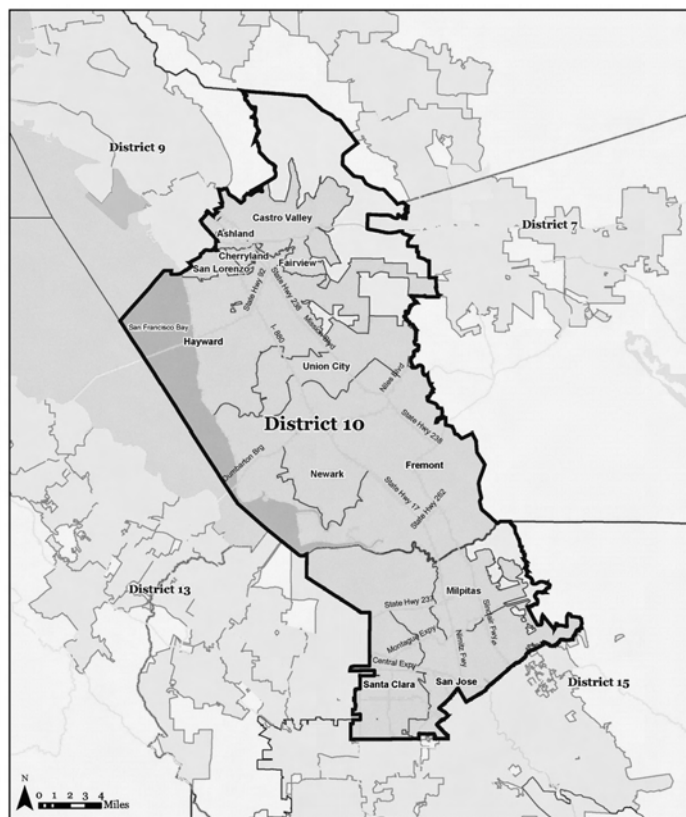
California州上院議員第7選挙区



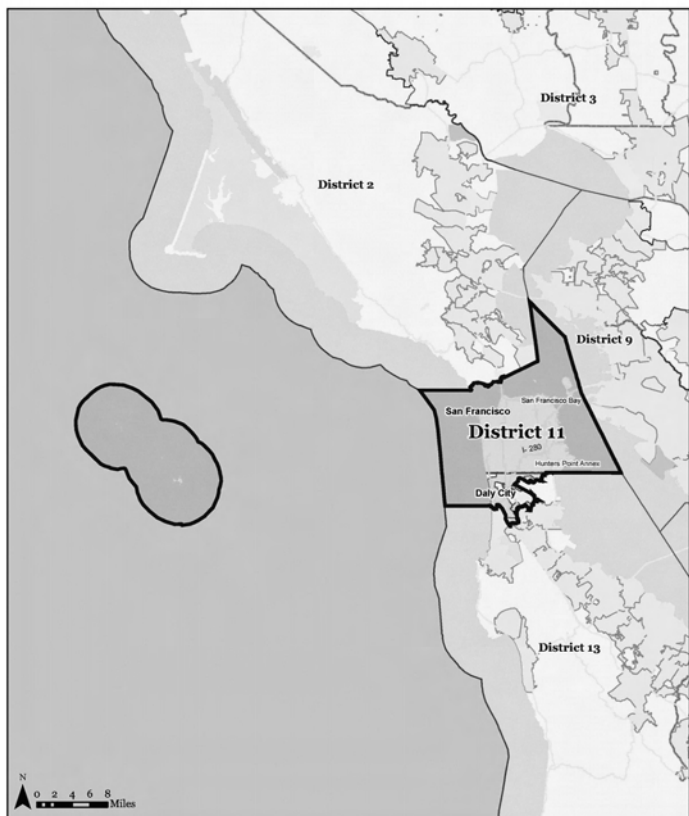
California州上院議員第8選挙区



California州上院議員第9選挙区



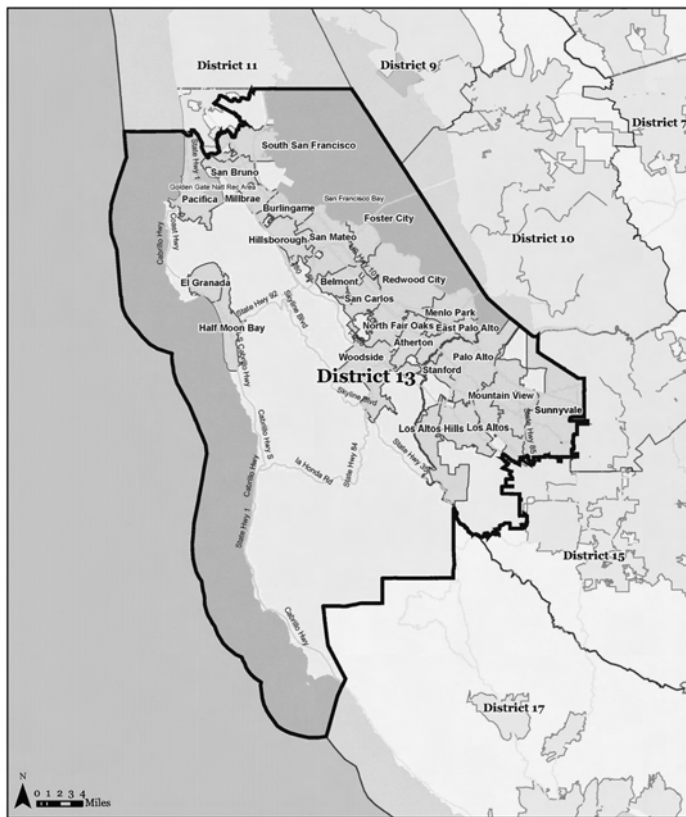
California州上院議員第10選挙区



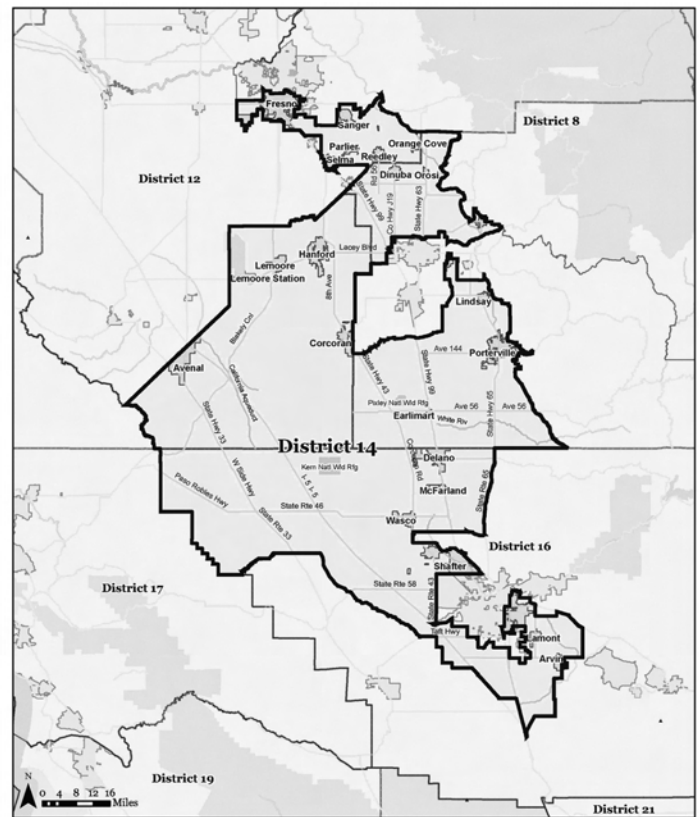
California州上院議員第11選挙区



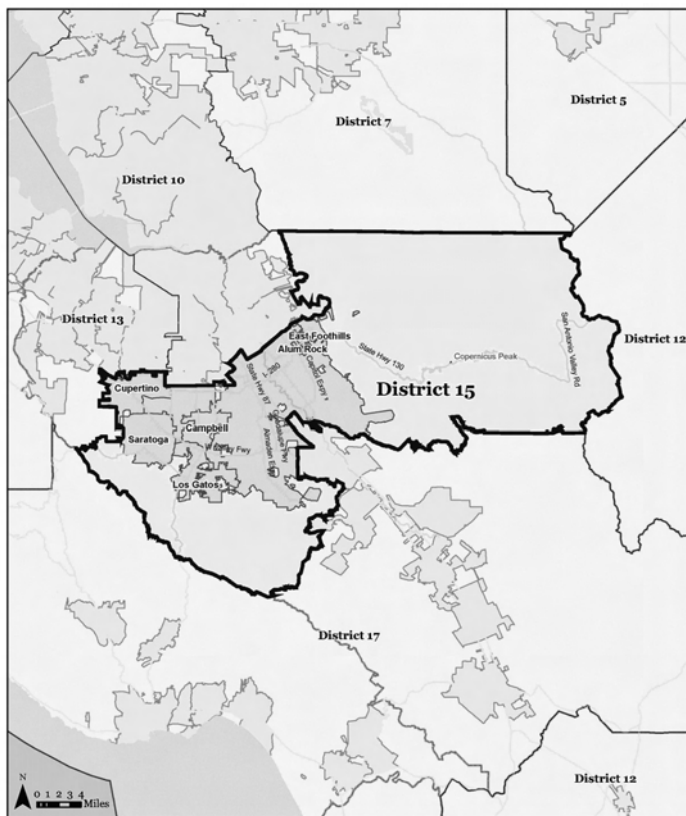
California州上院議員第12選挙区



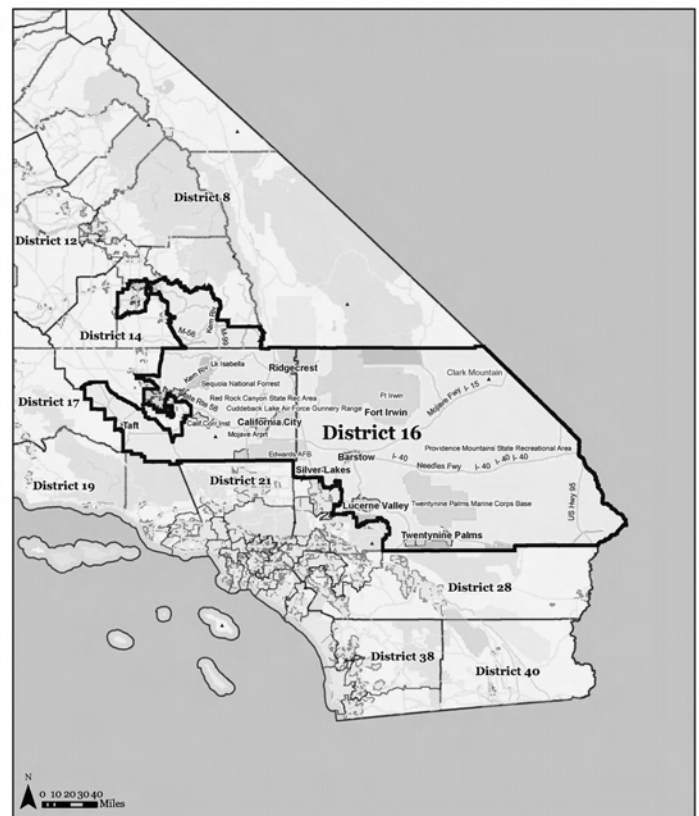
California州上院議員第13選挙区



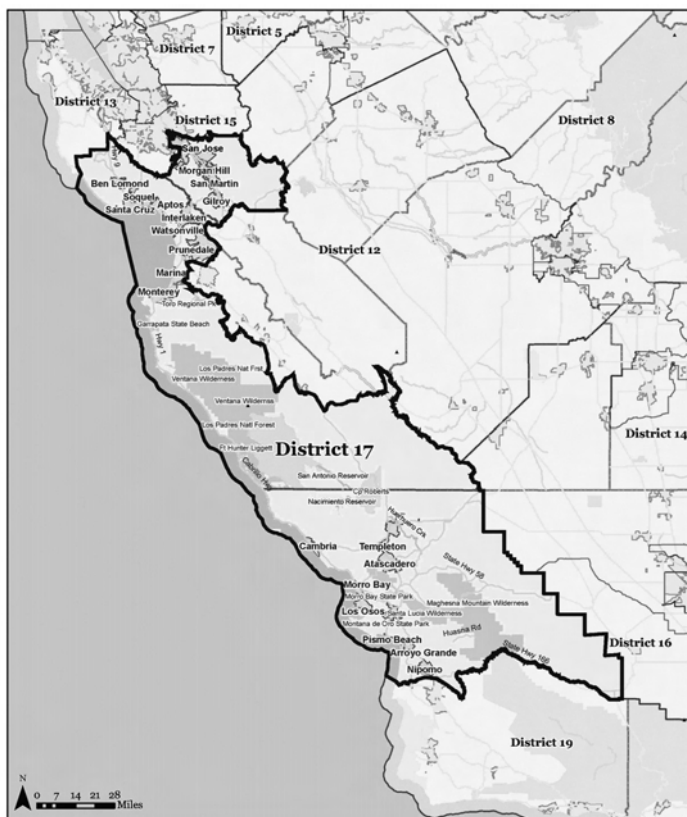
California州上院議員第14選挙区



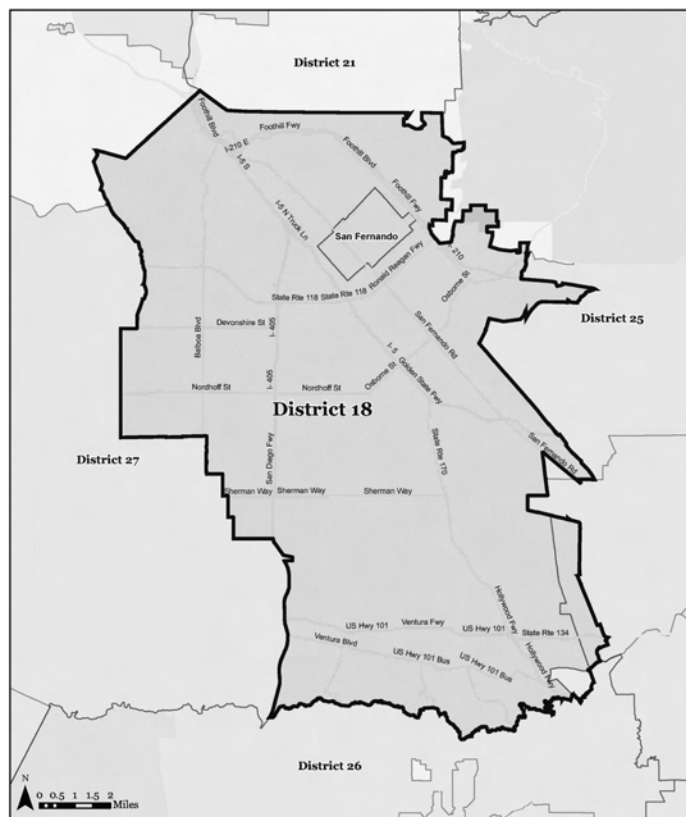
California州上院議員第15選挙区



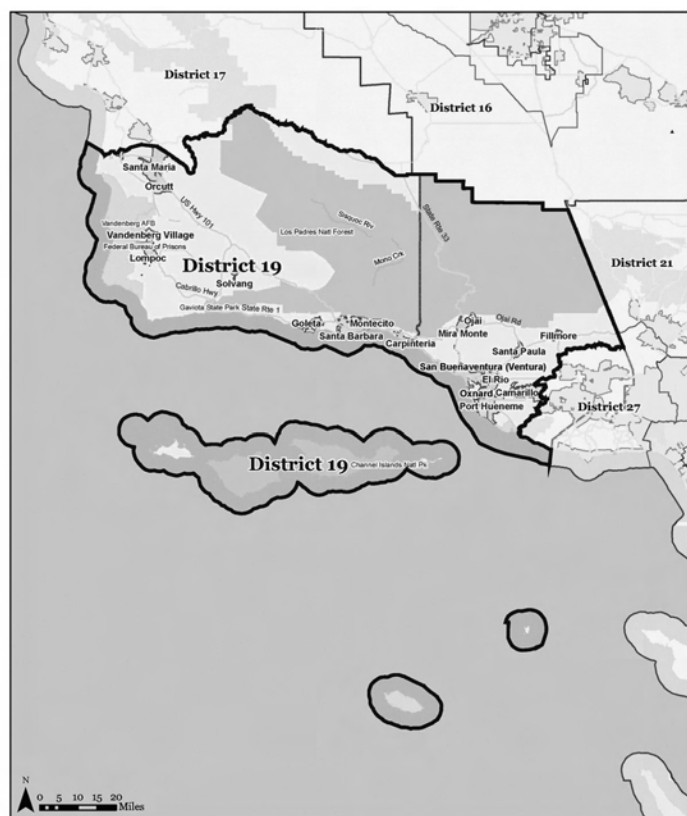
California州上院議員第16選挙区



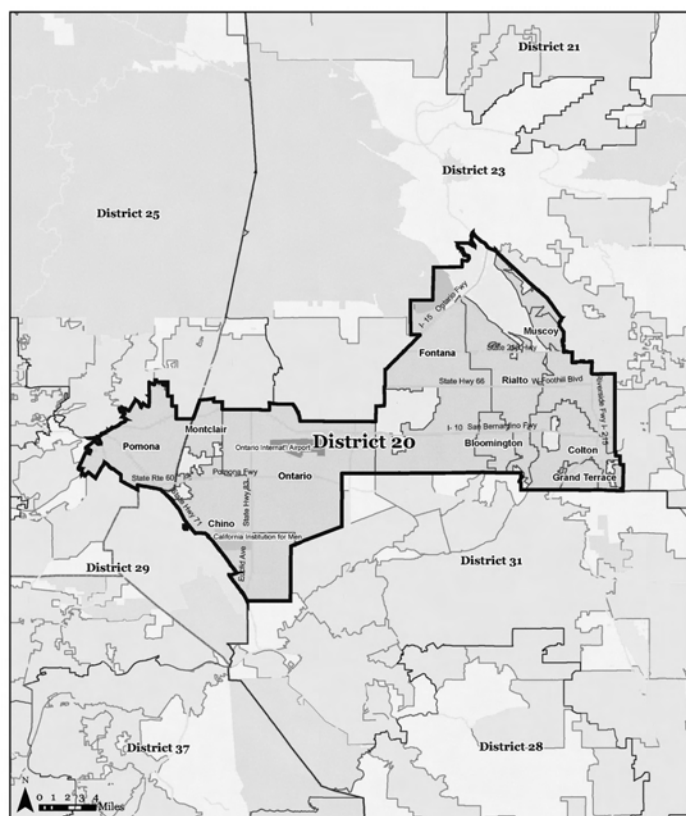
California州上院議員第17選挙区



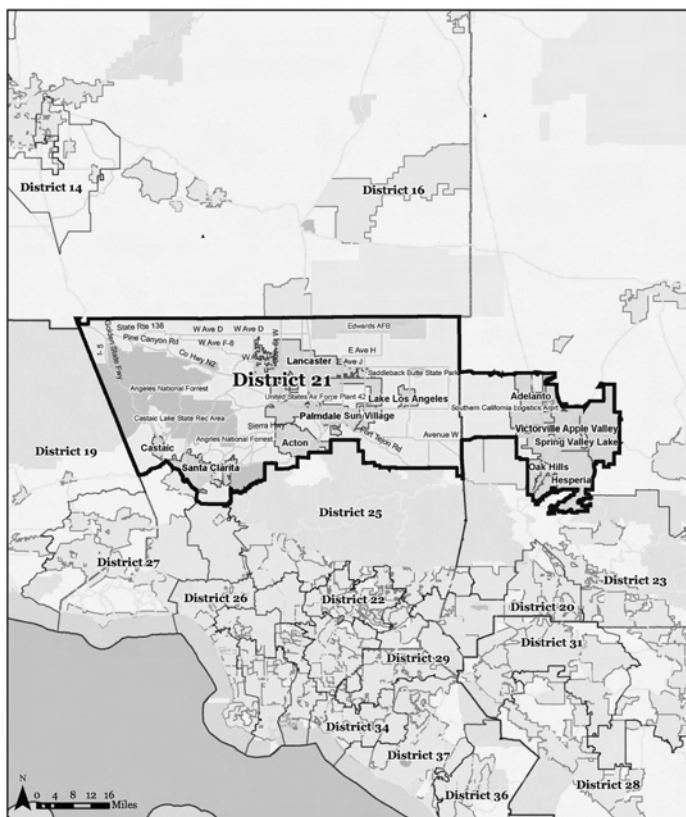
California州上院議員第18選挙区



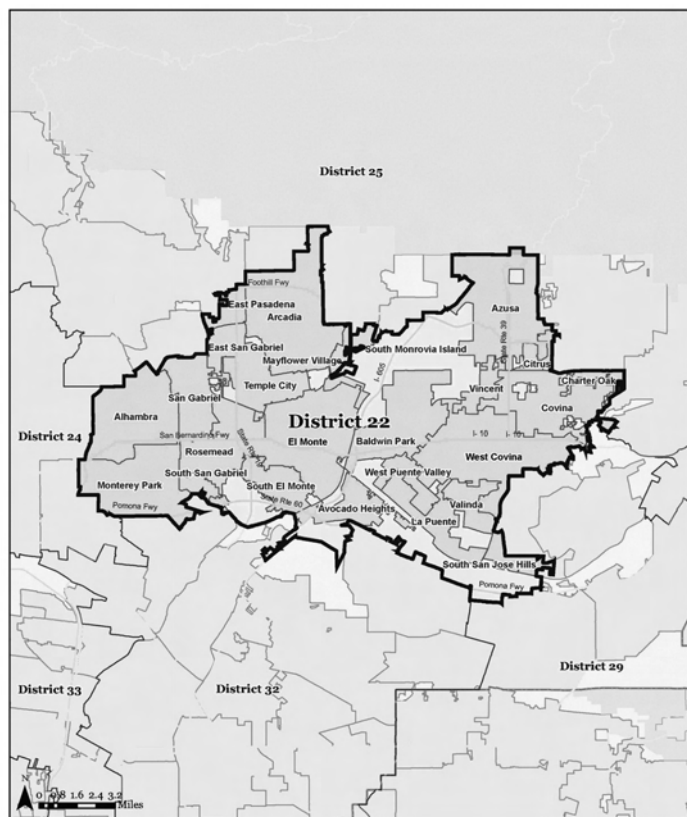
California州上院議員第19選挙区



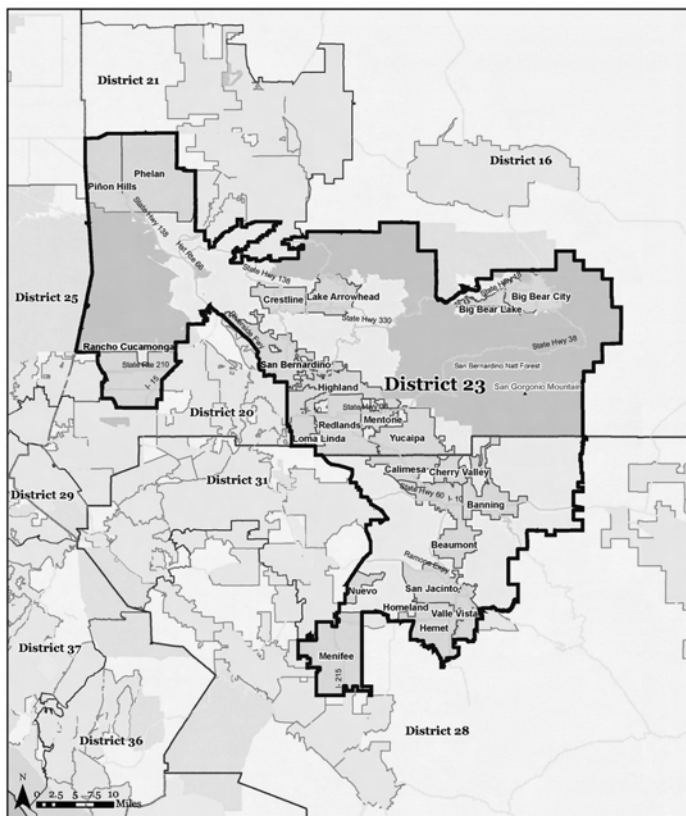
California州上院議員第20選挙区



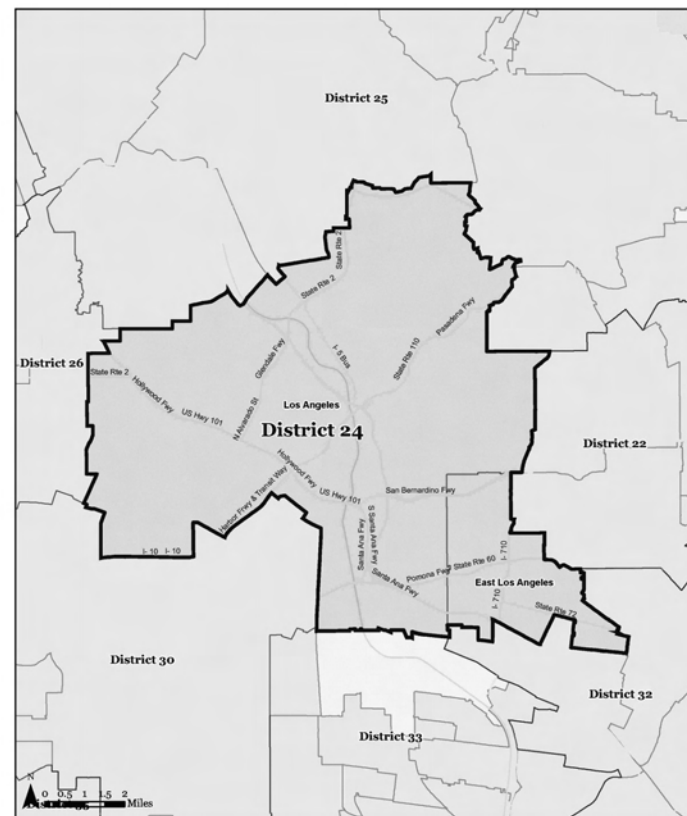
California州上院議員第21選挙区



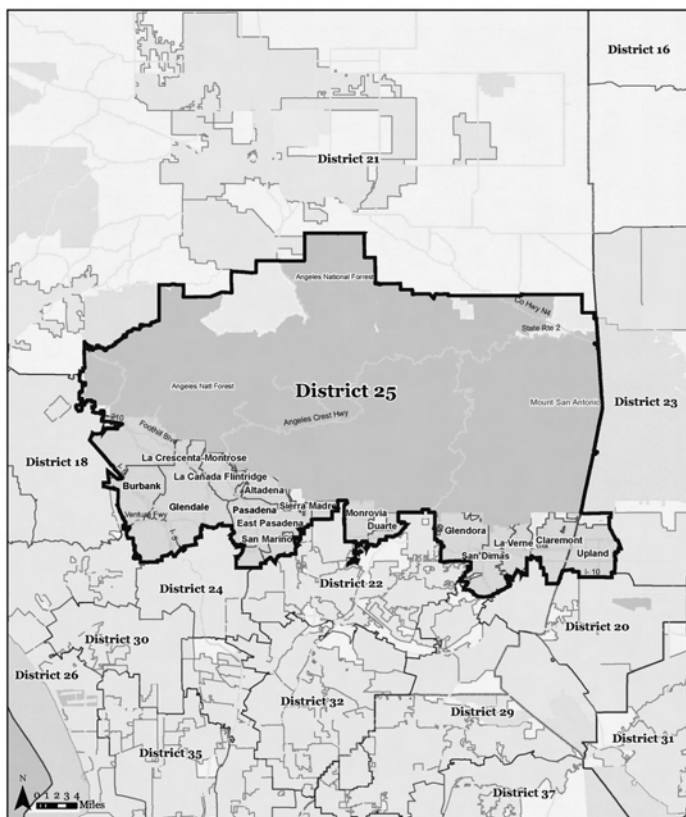
California州上院議員第22選挙区



California州上院議員第23選挙区



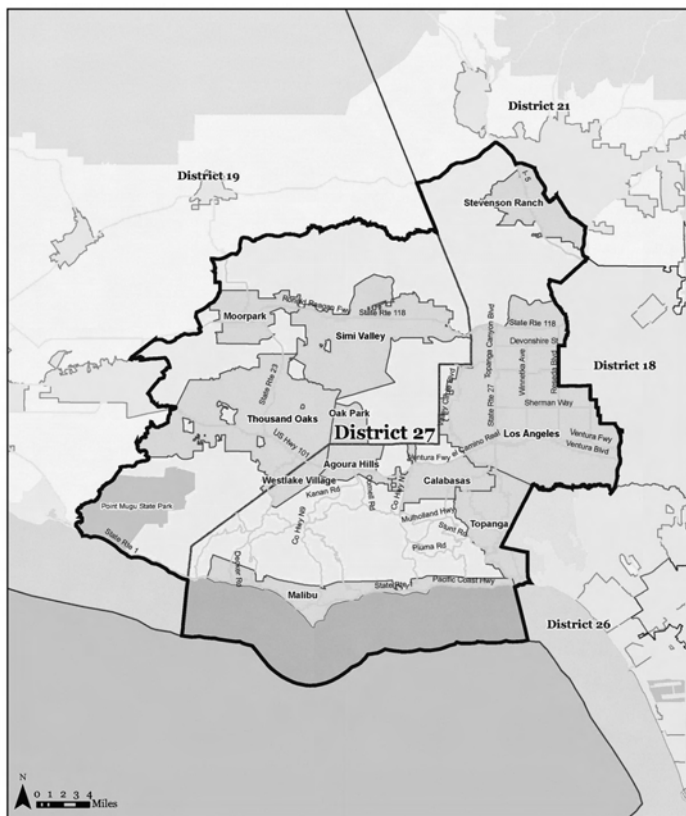
California州上院議員第24選挙区



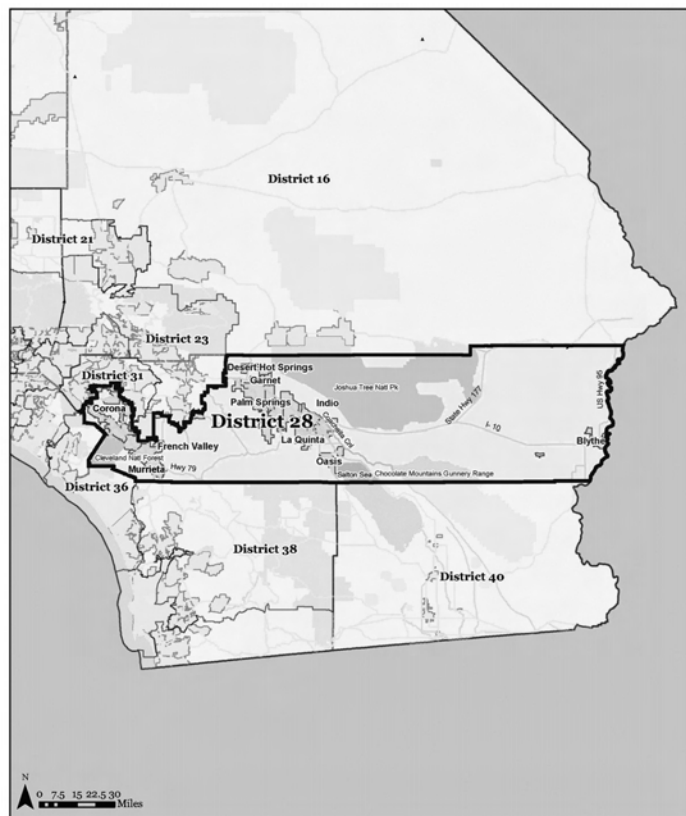
California州上院議員第25選挙区



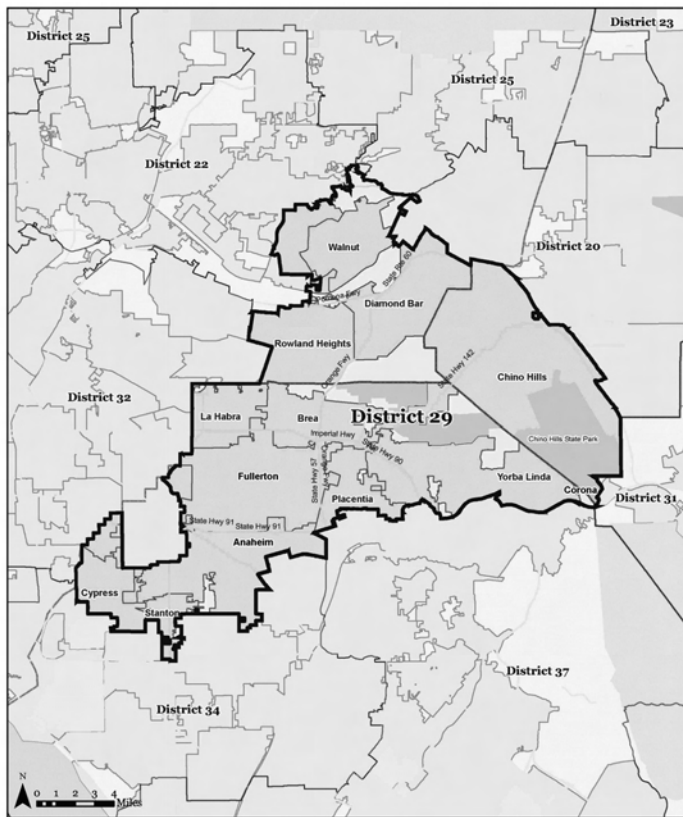
California州上院議員第26選挙区



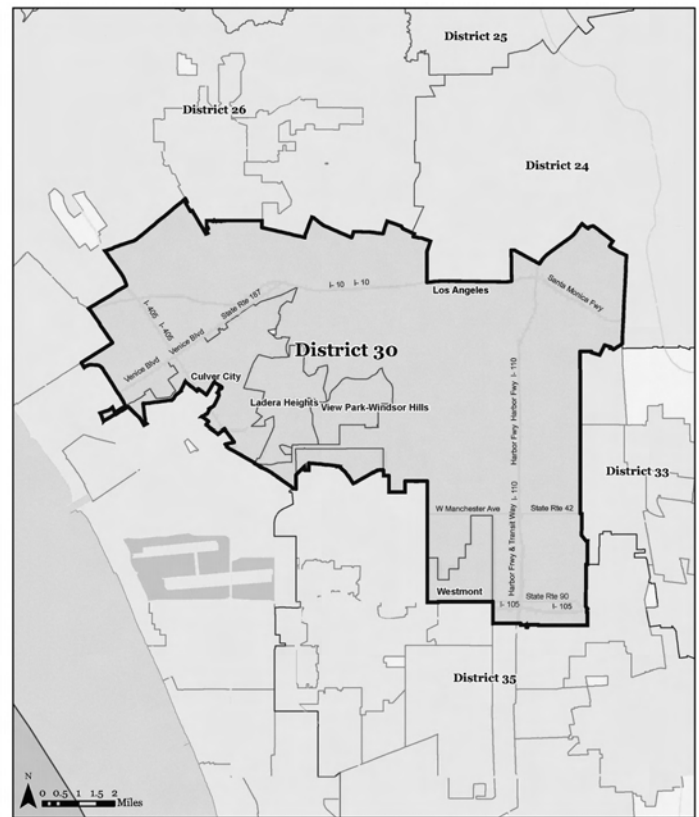
California州上院議員第27選挙区



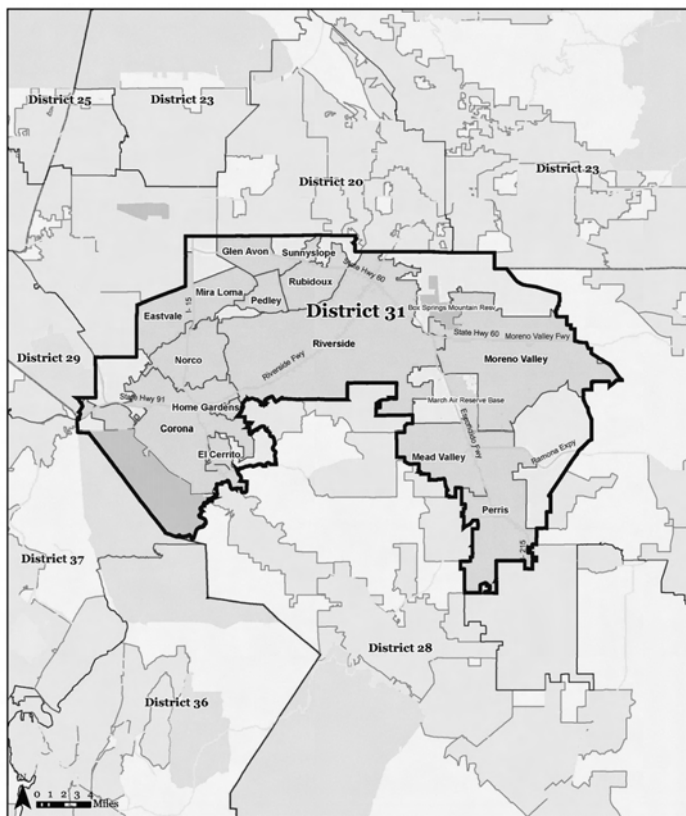
California州上院議員第28選挙区



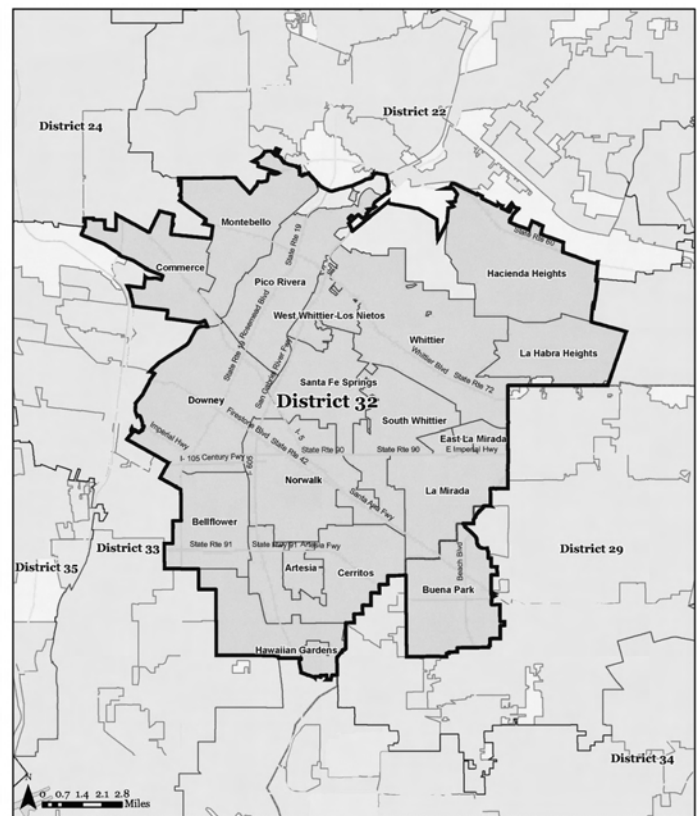
California州上院議員第29選挙区



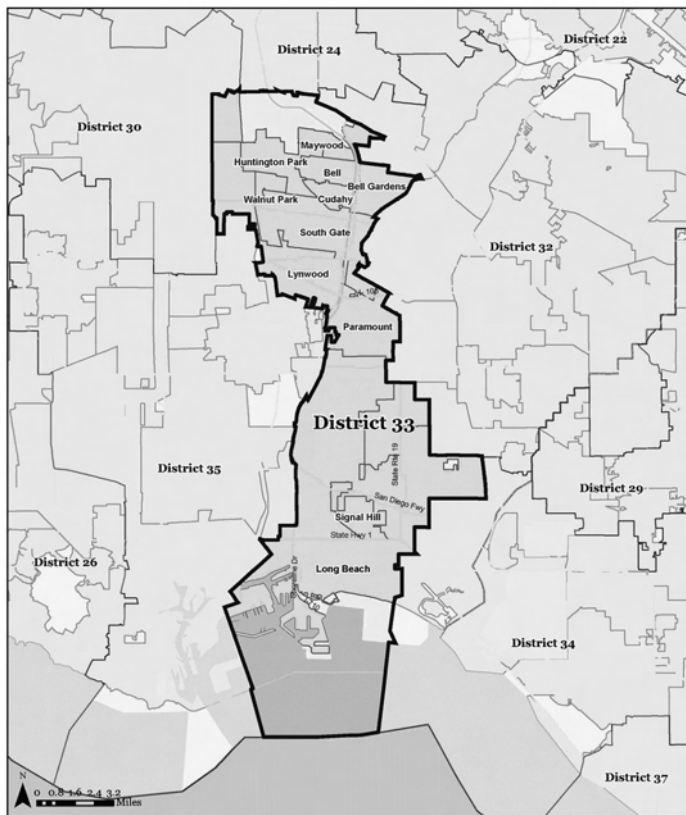
California州上院議員第30選挙区



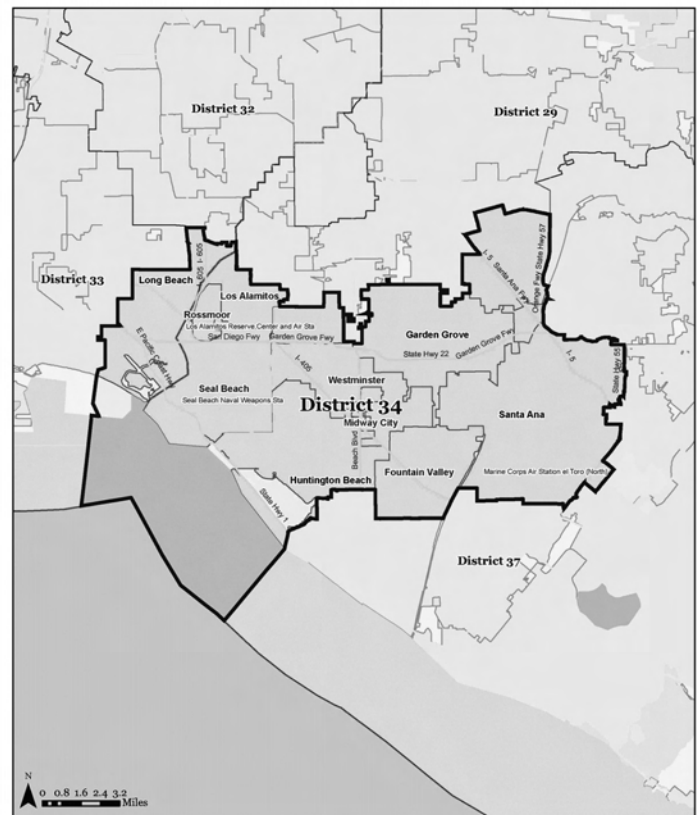
California州上院議員第31選挙区



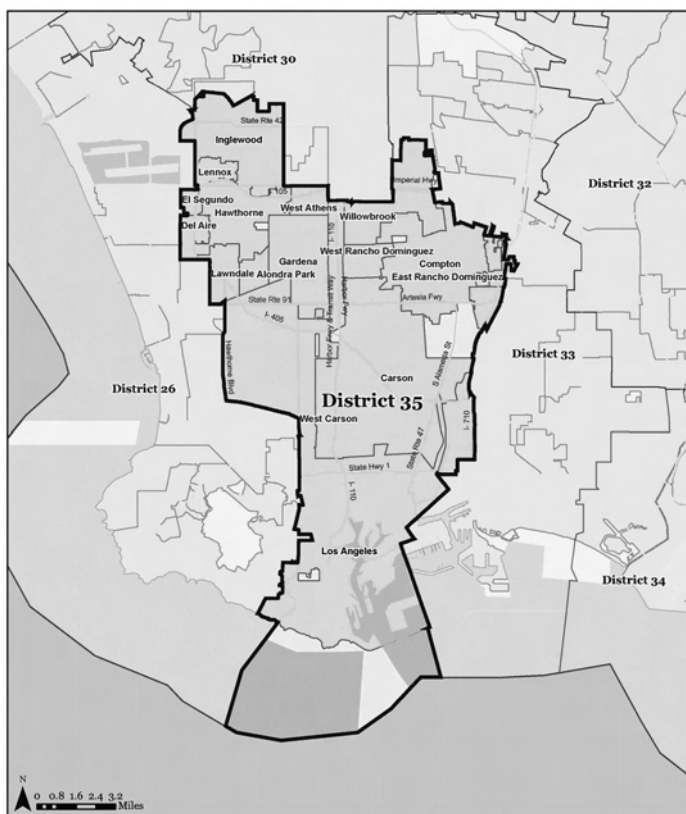
California州上院議員第32選挙区



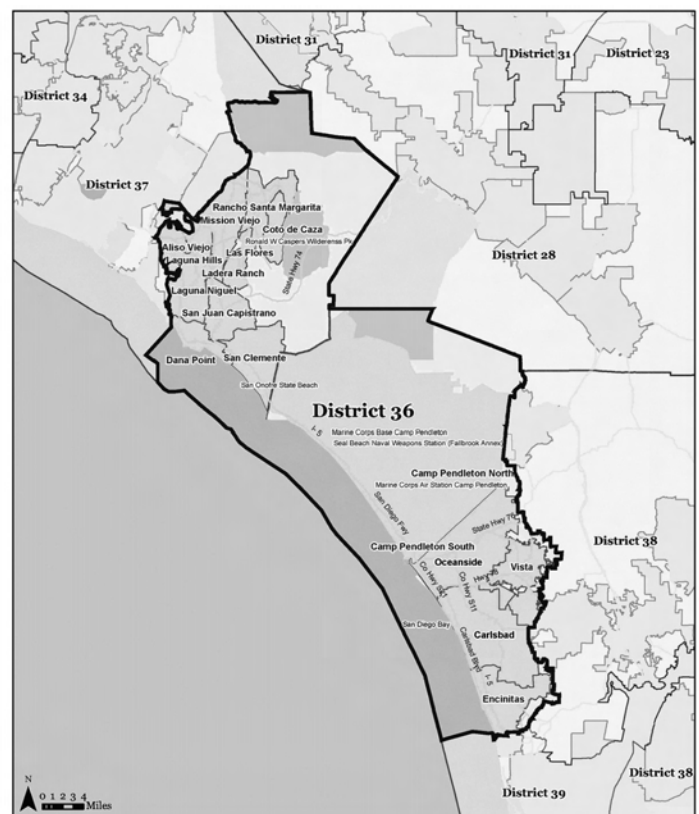
California州上院議員第33選挙区



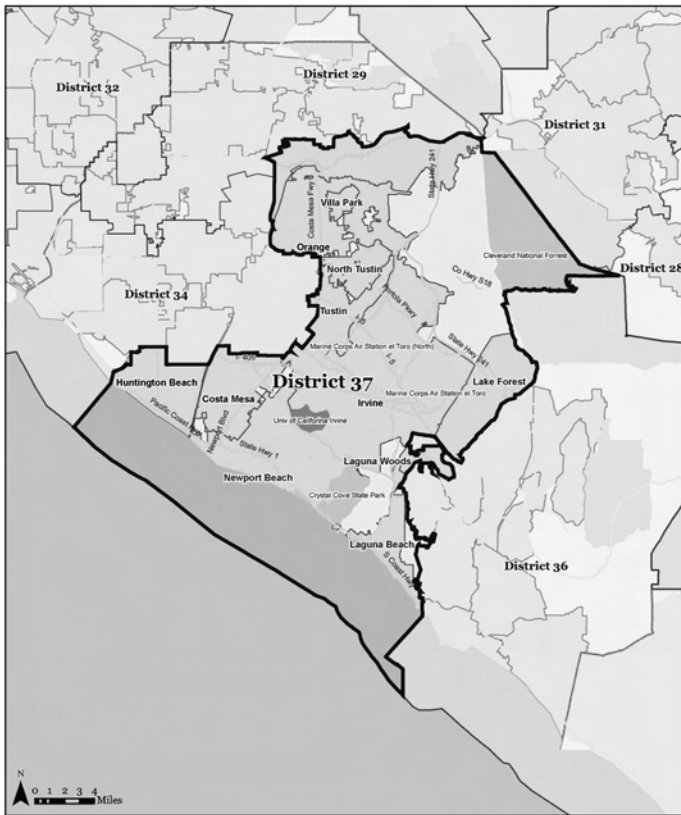
California州上院議員第34選挙区



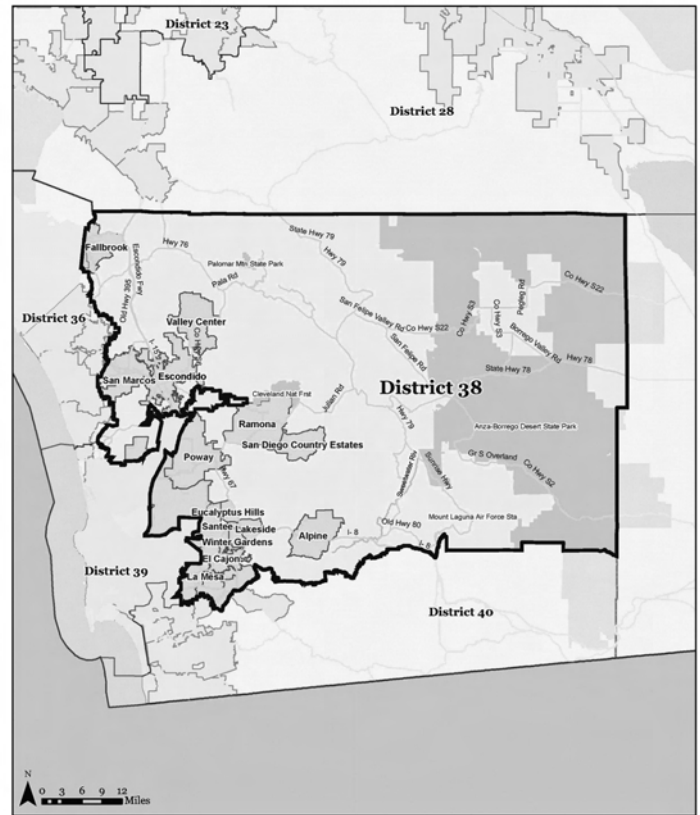
California州上院議員第35選挙区



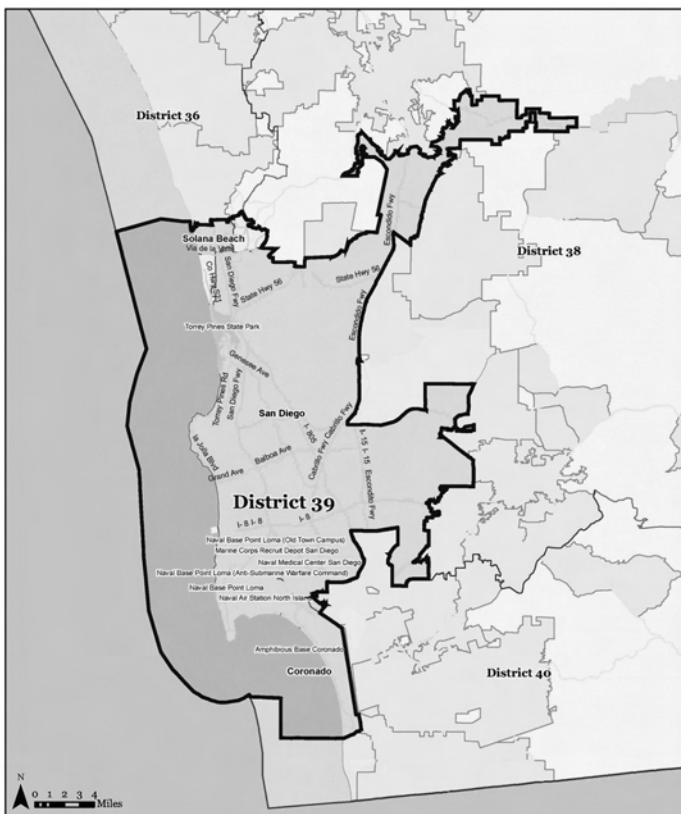
California州上院議員第36選挙区



California州上院議員第37選挙区



California州上院議員第38選挙区



California州上院議員第39選挙区



California州上院議員第40選挙区